

第百一回 参議院大蔵委員会 會議録第十六号

昭和五十九年五月十日(木曜日)  
午前九時五十一分開会

委員の異動

四月十九日

辞任 近藤 忠孝君

補欠選任 小笠原貞子君

四月二十五日

辞任 小笠原貞子君

補欠選任 近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長 伊江 朝雄君  
理事 岩崎 純三君  
大坪健一郎君  
藤井 孝男君  
竹田 四郎君  
塩出 啓典君

委員

梶木 又三君  
河本嘉久蔵君  
倉田 寛之君  
中村 太郎君  
福岡日出麿君  
藤井 裕久君  
藤野 賢二君  
宮島 渥君  
矢野俊比古君  
吉川 博君  
赤桐 操君  
鈴木 和美君  
丸谷 金保君  
鈴木 一弘君  
多田 省吾君

国務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

政府委員

大蔵政務次官 井上 裕君

大蔵大臣官房総務審議官 吉田 正輝君

大蔵省主計局次長 平澤 貞昭君

大蔵省主税局長 梅澤 節男君

大蔵省理財局長 西垣 昭君

大蔵省銀行局長 宮本 保孝君

事務局側

常任委員会専門員 河内 裕君

説明員

郵政省電気通信政策局監理課長 五十嵐三津雄君

本日の會議に付した案件

○昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案を議題といたします。  
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました

た昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。  
御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境には異例に厳しいものがあります。

このため、政府は、昭和五十九年度予算において、財政改革を一層推進するため、特に、歳出構造の徹底した見直しを行うことを基本とし、あわせて、歳入面についてもその見直しを行い、公債の減額に最大限の努力を払ったところであります。

まず、歳出面において、制度・施策の根本にまで踏み込んだ改革を行うなど徹底した節減合理化を行い、その結果、一般歳出の規模は前年度に比べ三百三十八億円の減額となっております。

他方、歳入面においては、所得税の大幅減税等所要の税制改正を行うとともに、税外収入について、特別会計及び特殊法人からの一般会計納付等の措置を講ずるなど思い切った増収を図ることとしております。

しかしながら、これらの措置をもってしても、なお財源が不足するため、昭和五十九年度においては、特別公債の発行を行うこととするほか、国債償還率繰り入れ等を停止せざるを得ない状況にあります。

また、特別公債の償還財源の調達問題については、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定を図りながら、どのように財政改革を進めていくかという観点から検討する必要がありますが、今後の厳しい財政事情を考えれば、借換債の発行を行わないという従来の方針については、遺憾ながら見直さざるを得ないものと考えます。

財源の確保を図るための特別措置を定めるとともに、特別公債の償還のための起債の特例を定めるものであります。  
以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特別公債の発行についてであります。  
昭和五十九年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特別公債を発行できることとしております。

第二に、国債償還率繰り入れ等の停止についてであります。  
昭和五十九年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰り入れは行わないこととしております。

第三に、特殊法人からの一般会計への納付についてであります。  
すなわち、日本電信電話公社及び日本専売公社は、昭和五十八事業年度の利益のうち、それぞれ二千億円、三百億円に相当する金額を、昭和六十年三月三十一日までに国庫に納付しなければならぬこととしております。

第四に、特別公債の償還のための起債の特例についてであります。  
昭和五十九年度以降、特別公債については、その償還に当たり借換債を発行しないという、いわゆる借りかえ禁止規定が、各年度の発行根拠法において定められてきたところですが、先ほど申し上げましたように、特別公債について借換債の発行を考えざるを得ない状況にあります。しかしながら、特別公債の残高をできるだけ早く減少させるといふ考え方には基本的に変更はございません。

ん。したがって、従来の借りかえ禁止規定にかえて、政府は、昭和五十九年度以前の各年度において発行した特例公債については、財政状況を勘案しつつ、できる限り借換債の発行を行わないよう努めるとともに、借換債の発行を行った場合においては、その速やかな減償に努めるものとする旨の努力規定を置かせていただいております。

以上が、この法律案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本法律案は、その施行日を「昭和五十九年一月一日」と提案しておりますが、その期間を経過しましたので、衆議院におきまして「公布の日」に修正されておりますので、御報告いたします。

○委員長(伊江朝雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○赤桐操君 まづ私は、五十年以降、財政法では発行を認められていない赤字補てん国債を特別に法律をつくって毎年度発行し続けてまいりました。この特例法では赤字国債の借りかえなしの現金償還が義務づけられておるわけでありまして、今回の財政法案ではこれをほごにいたし、借りかえ制度を導入するというところでございます。まづ、この間の経過をひとつ御説明願いたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 確かに特例公債につきましては、財政の節度を保つという意味から、借りかえはこれを行わない旨特に明記され、それが五十一年度以後、毎年国会においてお許しをいただいてその措置をとらしていただいたという歴史的な経過に立っております。しかしながら、当初予定いたしました昭和五十九年度の赤字公債脱却、これは残念ながら断念せざるを得ない状態になりましたことも御案内のとおりでございます。そういう前提に立ちました場合、何しろ私ども

もがとて予測の外にあつたと言われる五十六年、五十七年の世界同時不況の中で大きな歳入欠陥をもたしました。そうなれば、まづ財政再建を行う一つの切眼といたしまして、赤字公債脱却期間というものを、これを昭和六十五年を努力目標ということに定めなければならぬと、こういうことに相なつたわけでありまして、そうして第二段階として、その後、いわゆる公債残高を可能な限り減していくという手法を財政改革を進めるに当たつての考え方として申し上げてきて今日に至つておるわけでありまして、そうなりますと、この償還期が到来いたしますことを考えてみますと、国民生活に大きな変化をもたらさないということ、これを前提に考えた場合、やむを得ざる措置として、従来のいわば政策転換をいたしまして、借りかえをお許しをいただかなければならないという考え方に立つて今日本法律案を提案し、御審議をいただいておりますという経過をたどつて今日に至つたわけでありまして、

したがういふ、その節度の問題等につきましては、確かに本院における議論の中でも、これからのいろいろな議論があることと思ひます。昨日の本院議においてもそれぞれ指摘を受けたところであります。それには正直に実態を申し上げて御理解を得るほかないという考え方で本日の委員会にも臨んでおる、このような次第であります。

○赤桐操君 財政難で赤字国債の現金償還が大変困難になつておるということでございます。けれども、私も実は何回もこの国会、大蔵委員会はもとよりでありまして、予算委員会等におきましてもこのことを指摘してきておるところであります。赤字国債の現金償還の準備状況、これについてたまたま際には、必ず政府は、償還時六十年以降において財源が不足するならば、その場合には予算繰り入れで賄うという答弁で今日まで来ているはずであります。そこで、どうしてそれができないことになつたのか、現金償還にどんな努力が重ねられてきたのか、まづこれはただされなきやならぬと思ひますので伺いたいと思ひます。

○政府委員(平澤貞昭君) ただいま大臣からも御答弁がございましたように、この特例公債の借りかえの問題につきましては、我々もこれまでいろいろの角度から検討し、かつまたいろいろ悩まながら結論を出して今回法案を出したわけでございます。特に今委員御指摘の、それでは数字的にどういふような観点からそのような判断に至つたかということでございますが、特に我々が強く意識いたしましたのは、第二次石油ショックによりまして予期せぬ事態が発生いたしました。その結果、我が国の経済の成長率というのは大幅に低下したわけでございます。したがういふ、税収の伸びも急激に鈍化するということから、財政を取り巻く環境というのは非常に厳しくなつたわけでございます。先ほど大臣からもお話がございましたように、その結果として、遺憾ながら従来から申し上げておりました五十九年度の特例公債脱却ということも実現が不可能になつたわけでございます。

特に、税収の減というものは、御存じのように大変大きな額でございます。ほぼ二年間にわたつて約十兆円の減でございます。当初予想していたよりも、歳出の方はいろいろ努力いたしまして、ここ数年は伸びを一般歳出についてはゼロというふうな状況で来ているわけでございます。しかし、そういうような中でも、今後の厳しい財政事情を考えますと、どうしても借換債の発行によりませんと財政を組んでいけないというふうな厳しい事情が予想されたわけでございます。そういう中で、今回法案で従来五十一年度以降に借りかえ禁止規定を置いてまいつたわけでございます。そういうけれども、政策の変更をお願い申し上げます。そういうのが実情でございます。

○赤桐操君 収入構造の問題等については私の方でも考え方を持っておりますが、それは後にいたしまして、今日まで社会党はもちろんであります。が、野党が挙げて主張してきたことは、赤字国債

を十年で償還するためには発行額の十分の一ずつ毎年積み立てて財源をつくるべきじゃないかということを主張してきたはずであります。借金しながら他方では返すという資金を積むのは無意味だと言つてきたのは政府でありまして、今日の事態は、政府のこうした借金を返済していく準備のない態勢が招いた結果だと指摘せざるを得ないんですよ。このことについて財政当局はどのように責任を感じておられますか。

○政府委員(平澤貞昭君) 今委員からお話がございましたように、これまでも国会の場におきまして、各委員から償還財源を十分の一ずつ毎年繰り入れてはどうかという御意見がありましたことを我々は重々承知しているわけでございます。しかしながら、この償還財源を仮に御指摘のように毎年度十分の一ずつ繰り入れるということになりますと、その財源をどうするかということになるわけでございます。その場合に、大変厳しい財政事情でございますので、十分の一ずつ繰り入れるとすると、その財源は歳出をさらにカットするか、国民の皆さん方に負担をさらにお願いするか、それがなかなかない場合ですと、どうしても特例公債を発行して財源を調達してこれを繰り入れるという方途をとらざるを得ないということでございます。そういういたしますと、片方で特例公債を発行しながら繰り入れていくことになるわけでございます。まして、財政的には非常に苦しい状況がさらに続くわけでございますので、この問題につきましましては、これまでも御答弁申し上げておりましたように、特例公債を発行している間におきましては従来の方式でいかざるを得ないのではないかというところで申し上げてまいつたわけでございます。

○赤桐操君 政府はこれまでしばしばいろいろ予算の繰り入れについて言明してきておりましたけれども、赤字国債の期限到来分の相当額を本当に予算繰り入れという形でもって考えておつたのかどうか、まことに私は疑問に思つておるのです。実際問題として、大蔵省が提示されてきたいろいろ

るの資料でも明らかにしておりますが、五十九年度に計画どおり赤字国債発行がゼロにできていたとしても、六十年から毎年数兆円の金が償還に繰り入れられなければならない、こういうことになってくるわけでありまして、これを予算に組み込めるといふことについて本當に思つておつたのかどうか、いささか疑わざるを得ないので、それにもかかわらず、これは今のお話のような考え方で繰り返し強調してこられた。これは一体どういふことですか。

○國務大臣(竹下登君) 私は、五十九年度赤字公債脱却といふこと、歴代の内閣、なかんずく私が大平内閣時代におきます大蔵大臣等のときに際しても、その目標をおろしたわけではございません。したがつて、それまでの間の問題点からきまると、なるほど積み立てるためにまた赤字公債を発行するといふのは確かに議論のあるところでございます。したがつて、そういう形であくまでも特別公債は特別の措置であるといふ考え方からして、五十九年までにはあるいは国民の皆さん方に、受益者も国民、負担するものも国民といふ考え方の中に御理解をいただいて、まずは大量償還期の参ります六十年には、不足するものはいわゆる予算繰り入れによつてそれを行つていかなきやならぬといふ方針の上に立つておつたわけであり、また、しかしながら、国会の議論におきましては、一体それは可能かどうかといふ議論をたびたび本院においてもかまはずしく議論されたところであります。

したがつて、これに対して本當に考えなきやならぬといふ時期はいつであつたかといふと、私は五十六年の半ばからではなかつたか。したがつて、五十七年に至りまして補正予算等を御議論いただく折から、将来それだけの負担増を求めるのか、あるいはそれだけの歳出の削減を行うのか、あるいは借りかえをも含む公債発行によつてその穴を埋めるのかといふことについて議論を重ねていかなきやならぬ時期に到来したといふことを申し上げたのが、五十七年の補正予算であつたと思

うのであります。しかしながら、私どもとしても、それには従来この特別債発行に至る間、政府の政策選択の裏打ちとして財政制度審議会という議論をしていただいていた経過にもかんがみまして、財政審に現状を、国会の議論等を正確に報告し、御議論をいただいて、現金償還のための財源を確保するための借りかえもまたやむを得ないといふ結論をいただいた。それに基づいていけば政策の転換を行つて今日に至つておるといふことはなからうか。

したがつて、まさに唐突にこれが出た、形の上ではまさにそのとおりでございますが、それには国会の議論なり、あるいは財政審等の議論というものが我々の苦悩しておる間に存在した問題である。国会でやむを得ず借りかえざるを得ないじゃないかといふ意見が多かつたからそれでやりましたといふような安易なことを決して申し上げる考えはございませんが、総合的な判断の中で、財政審等の考え方を参考にしたがら政策の大きな変更といふことに踏み切らざるを得なかつたといふのが、正直な私はお答えではなからうかといふふうに出ております。

○赤桐操君 昨年の予算委員会でも私はいろいろお尋ねしておりますが、終始一貫大臣の御答弁は、今国会で明らかにされていふような形ではなかつた、あくまでも従来からの形を表現されておつたはずであります。私もいろいろそういう状況の中で少なくともこの一年間を考へてみましても、今まで十年間ずっと続いてきて、五十年以降続いてきた経過の中と比較してみまして急激な変化が出てくるわけじゃないんですから、当然今大臣の言われたとおりだと思ふんですよ。それだつたならば、もつと早目にそうした態度を明らかにすべきではなかつたのか。結果的には、政府自身が国民や議会に対して偽りを続けてきたと言わざるを得ないことになるのではないですか。今になつて大変急変したような形の中で出てくる。こういうことについては国民の側においても納得ができないのではないか、私はこう思ふんですが、

大蔵大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(竹下登君) 確かに五十年は借りかえ禁止規定のついでに法律でございしますが、それを審議する際からの国会の御指摘等を踏まえ、五十一年から毎年に毎年毎年借りかえ禁止規定をつけた特別公債の発行をお許しをいただいてきたわけでありまして。したがつて、その当時の答弁から今日のいわゆる政策変更といふものを見ますと、これは指摘される側から言へば公約違反ではないか。これは私は甘んじて受けなさいかぬ御指摘ではないかと、そういう事実認識をいたしております。

ただ、それに至る経緯の中で、私は五十四年といふものが、五十四年度決算を見ます場合に、いわば予定しておつた公債をかなり発行しなくて済んだ。ちよつと表現は適切でないけれども、それがある。予算ベースと決算ベースとがかなり開きがあつて、結果として公債発行額が少なかつた。そのときが、一つの公債政策といふものが日本の経済運営、なかんずく景気、それに伴う税収等に与える燃熱期とでも申しましようか、そのときがピークではなかつたか。したがつて、これが五十五年に至りまして、当初予算ベースではありますものの、一兆円の減額ありきという形で進んでいった。そして結果として五十五年も、わずかでございまして、四百八十四億でございまして、いわば剰余金が出る形の中で終止符を打つた。

したがつて、それからの経済成長率、それに伴う税収等々が大きな変化をもたらしたの五十六、五十七というときではなかつたかといふふうには私は今これを見ております。しかし、これは學者さんのような立場で見るとはならず、その中であつて財政を担当する側にありながら、したがつて、私自身も五十七年度補正予算ぐらいから幾らか本院における答弁等も若干スローダウンしたとでも申しましようか、これはニュアンスの相違ともいえるものでありましようが、そのことは借りかえを検討せざるを得ないやうになつたといふある種の事実認識がございましたから、答弁も若干

のトーンダウンをいたしまして、財政審等で勉強してもらおうと思つておりますといふことの経過を経て今日に至つたわけでありまして。

しかし、御指摘なさいますように、少なくとも五十八年度予算までは借りかえ禁止規定をつけたのでお許しをいただいていたわけでありましてから、その限りにおいては政策の大きな変更だと私は申しておりますが、少なくとも法律の姿としては、唐突に国民は感ずるだらうとおっしゃることは私も否定できないではないかといふふうには思つております。ただ、国会の議論の中にはそういうことも可能性としてあり得るかなあといふ感じを幾らかお与えしながら今日にまで至つた。しかし、いかに予期せざる世界同時不況等とはいひながら、政策の衝にあつたのは現内閣でございましてから、それが政策変更せざるを得なかつた状態を御説明申し上げたにしても、国民に映るのは大きな変化で、しかも前ふれなしにと申しましようか、そういう形で到来したといふ印象をお与えしたとすれば、我々の努力の不足でもあるが、またこれはまことに遺憾であるといふことは素直に申し上げるべき事実認識ではないかといふ考え方であります。

○赤桐操君 それでは次に、この五十九年度の財政法案の中へ五十年以降五十八年度までの既発の赤字国債を一括して一萬千里にひとつ処置しよう、と、こういう形で今回出されてきておりますね。私は昨日の本会議の質問でも申し上げてきたけれども、法律制定の仕方からいつても、これは大変乱暴なやり方じゃないのか、こういう例は余りないんじゃないかと。五十九年度の財源不足を補うために赤字国債を出す、そのための根拠法規と、過去に発行した国債の発行当時の借りかえなし現金償還の規定を改めることとは、およそこれは筋の違ふことではないんですか。言つてみれば、全然関係がないと言つても過言ではないと思ふんです。別の事項で、案件としたならば、明確に。国会審議を省略して一括で一萬千里に片

づけるというのは、それは政府や行政の立場にすれば大変簡単で便宜的でよろしいかもしれぬけれども、こういう筋の立たないものをこの権威ある大蔵委員会で一体論議ができるんでしょうか。私はまず冒頭に大蔵大臣の考え方を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 今、赤桐さん、きのうの御質問でも御指摘あったように、この法律はまさに五十九年度の財政運営に必要な財源を確保するための特例公債の発行、それと、その前に各年度に発行した特例公債について借りかえのための起債の特例を定めるという二つの大きな柱、もう一つ強いて言わしていただくならば、財政の節度というところからこの訓示規定というふうなもので埋め合はれた法律であります。

そもそも最初オリンピックの翌年、すなわち昭和四十年の補正予算のときに公債発行に踏み切りました。それは戦後最大の不況に対応するための対策として、建設国債であるのかあるいは特例公債であるのかわからないようないわばまさに特例債、こういう形で発行した。その後ずっと経過をいたしまして、建設国債のよつてもつておるその機能というものは、日本経済がいわばニクソンのドルの兌換制停止、すなわちドルショックとでも申しましょうか、あるいは第一次石油ショックの際、それに機能した財政上の措置としてはそれなりに意義があつたと思つております。で、第二次石油ショックというものの、厳密に言えば四十八年の暮れから四十九年度、それで五十年から特例債の発行というものの、明らかに建設国債とは別の特例債の発行というものに踏み切つた。そうしてその都度財政の節度はどこにあるかということ、は、当分の間というふうなことにしないで、少なくとも一年ごとに必要なものを国会で御審議いただくことによつてその節度を政府自身も自分の心に言い聞かし得る形で国会の御議論を経てまいりましょう、こういうことで続いてきた。

今赤桐さんの御指摘なすつたところでありまして、毎年その年度ごとに借りかえを必要とする額について少なくともそれを御審議いただいくことにして、すなわち過去のものを一挙に借りかえ禁止規定を外すんじゃないとして、毎年償還の必要になる部分の全部なり一部なりを借りかえさしていただくという形で法律の御審議をいただいた方が、財政の節度、みずからに対する厳しさの上でいいじゃないかと、こういう議論を随分いたしました。この議論、私自身も中心になつてみたわけでありまして、しかし新発債の五十九年度というものを借りかえ禁止規定をつけないうまで御審議をいただく、そして一番最初に借りかえ期間がやつてきますのは、新発債じゃないとして既発債であるわけでありまして、そうすると最も近い機会に償還期が到来するものは借りかえ禁止規定がついていて、そして新たに発行する、しばらく先のものに借りかえ禁止規定はないというところについて法制局等ともいろいろ議論もいたしましたが、一つの法律の整合性というもの、そうなれば既発債に対しての借りかえ禁止規定というものはこの際除くべきではないか、そうした意見もあつて、ならば政策転換として御理解をいただくしかないじゃないかということでもりぎり踏み切つたというの、今度の、今御指摘なすつた大きな二つの要素をセパレートしないで、一緒にして法律で御審議いただいておるということ。しかし、そうすれば、一体かつての年度ごとに、しかも借りかえ禁止規定をつけた財政に対する節度の問題はどうかという議論から、これは精神規定だ、訓示規定だと言われましようとも、その趣旨を訓示規定の中に生かしておくべきではないかというので、訓示規定というものをつけたわけでありまして。

そうして、さらにもう一つの節度の問題としては、あつて「八〇年代経済社会の展望と指針」というようなものから、いろいろ議論を重ねた六十五年度を努力目標にして、こゝでまず赤字公債のいわば既発の公債は国民の貯蓄の中へある程度埋め込まれておる。だから、これから増加する国民の貯蓄を当てにした新発債、赤字公債は六十五年度をめぐりして何となくしていこうというところを財政改革の進め方という政府の考え方の中に明示して、それを提出して、それらをこの政策の財政への節度という問題として御理解をいただくこと、こういうことにはしたわけでございますから、きのう以来赤桐さんの御指摘なすつておる問題は、私も部内でも一番関心を持つて言うところと表現おかしうございますが、最も議論を積み上げてきた部分であるということ率直に申し上げてみたいと思つたわけでありまして。

○赤桐操君 どうも大臣の御答弁の中で私理解できない点が一つあるんです、私の頭がおかしいかどうかかわらないんですけれどもね。

五十九年度の特例公債と今までの既発債の根拠法が整合性を欠くから前のやつを全部外すんだと、こういうような御説明です。だから一つにしておいたんだということなんですけれども、五十九年度というものは十年後なんです、来るのが、今もお話のとおり。五十年に出した既発債が六十年に来るわけでしょう。私わなければならぬことになるわけでしょう。それなら五十九年度は五十九年度で従来のまま出して、既発債の措置をどうするかということが改めて別に問われるべきじゃないんですかね。これも論争されたと言われればそれまでかもしれないけれども、私も御説明を受ける範囲ではそういう受けとめ方になつてしまふんですが、この点、大臣いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) あらかじめ私の答弁を予測した御発言を含めての御質問でございますが、確かにその議論はいたしたわけでございます。五十九年度の特例公債の償還期より以前の財政事情の厳しい時期に償還期の到来する五十八年度以前の特例公債、この借換債の発行を行わないということ、は、五十九年度よりも一層財政状態の苦しいときに償還期がやつてくるものでございまして、既発債が借りかえ禁止規定の存置されたまま

の状態にあるということは適当ではないではないか。五十九年度お願いしているのは、借りかえ禁止規定の伴わないものをお願いしている。その償還期より以前に来るものに対して、もっと苦しいときに来るものに対してそのまゝの状態に放置しておくということとは適当でないという考え方が、先ほど申し述べましたが、一つありました。

それからもう一つは、特例公債は、それ以前の各年度の特例公債も五十九年度の特例公債も、いわば經常収支差を補てんするという意味では、言つてみれば同一性格のものである。しかもそれが途中で切れておることもなく毎年度継続して発行されておるということをお察すると、それは一連のものとしてこれをとらえることが適切である、こういう議論でございます、最終的なお答えとしてまとめましたものは。

したがつて、そういうことから言いますと、それでは何の節度もなくなるからというところで努力規定というものをそれに定めさせていただきます。で、継続して出したものは、結果として今日見たとき、一連した性格であるということから一緒にして国会の議論をお願いするのが一番正直ではないか、こういう考え方に立つて、かなりこれは議論したところでありますが、お願いをしておる。だから私はこの問題が、議論の一つの、大局的に財政運営がだめだったからこうなつたのがけしからぬというのとは別といたしまして、本法律案を御審議いただくに当たつて一番頭の痛いところであると同時に、私も正直に我々の苦悩した議論の経過をも訴えて正直に御審議いただく、正面から御審議いただいた方が適切だ、こういう考えに最終的に到達したわけでありまして。

○赤桐操君 私は率直に申し上げますが、大臣の御説明はちよつといただけません。これは何となくも整合性を欠くといつたつて、五十九年度のものについては従来どおりやれば整合性を欠かないんです。しかも十年後にその返還が迫られることになるんですよ。そうだとすれば、六十年から開始されるものについて改めて御相談があれば

ば、これは本委員会で討議すればそれで済むことです。私は遺憾ながらその御答弁はいただけない、こういうようにひとつ申し上げておきたいと思うんです。

続いて内容に少し入ってまいらなきやなりませんが、五十年で発行の赤字国債の償還期限が到来する、そして六十年以降の財政状況をどうするんだという点については、これはしばしばいろいろの面から明らかにされておりますように、正確にきちんと把握するということは大変なことだと思います。今こういう経済情勢でございますから。したがって私は、六十年以降に出てくるものについて、赤字国債の償還について毎年度まず現金償還に努力して、そしてなおかつどうにもならぬということについて相談があるべきものではないだろうか、こういうように私は考えるのであります。

それがなくては、先ほど大臣もおっしゃっておられましたが、赤字国債発行節度というものがなくなってしまうのではないかと。今まで出されてきたもので全部これはほごにするという、そういうばかげた話は、これはあり得ないではないのか。そして、今申し上げたような形で行われていくのが今までの既発債に対する措置の正常なあり方ではないのか。なるほど今出されているようなやり方で一挙に処理してしまえば財政運営は楽になるであらうし、そして赤字国債の残高を減らす努力、こういうものもそう今までのような形でもって差し迫られることもなくなるのでありましょうし、しかしその後に出てくるものは、反面出てくるものは財政再建ないし財政の健全化という問題がそこに大きくクローズアップされてくると思うんです。そういう努力がみんな消えてしまうんです。こういうことを今やっているのかどうなのか、これは私は大変な問題だと思ふんです。大臣、いかがですか。

○国務大臣(竹下登) 今赤桐さんのおっしゃった議論の中で、私もいたしました議論は、今度のもう一步考え方を改めて、今年度発行の分も

収支差を補てんするための措置でございますから、むしろ借りかえ禁止規定をそのまま置いておいて、本当に大量償還のやつてくる六十年から単年度ごとに必要なものの借りかえを許してもらう法律、こういう考え方も議論の中に入れてみましたが。しかし、今の時点で五十九年度発行したものを借りかえ禁止規定をつけたままですること、十年後とはいえ、かなり難しい状態にあるだろうという事実認識を持ちながら、借りかえ禁止規定を置くということについては、これはまた国会に対する、今度は国会の御審議に対応する考え方としては適切ではないではないか。

そこからして今度は、さればその前の既発債といふものがなお困難なところに来るものを、それをそのままだとしておいて、言葉の中で、大量償還の参ります年度ごとに借りかえを含めて法案の御審議の形で相談してまいりますということに對しても、政策を変更するとなれば一貫性が無いではないかといういろいろな議論の末、この既発債部分についてとらしていただく。しかし既発債部分について借りかえ禁止規定を外さしていただくというのには、既発債に少なくとも借りかえ禁止規定があつたというのには、私も国会で説明したのには、少なくともこれが節度ですということの説明してきたわけでございますから、その節度というものに對する担保をどうするかという、そこに訓示規定ということで努力規定を設けることが最小限私どもの国会に對する従来の節度を継続するあり方としてその措置をとるべきだという考え方になつたわけでありました。

したがって私は、なるほど大蔵大臣の言うことよくわかつた、そのとおりだと言つていただけたという環境を期待してこの法律案を出したわけではございません。この議論は、従来からの財政運営の問題をも含めて、法律の出し方の問題をも含めて、十分議論をいただく課題だということを事実認識で今日もここへ参つておるということを正直に申し上げるべきではないかというふうに考えます。○赤桐操君 赤字国債の借りかえをこういう形で

出されてきております。何らの特別規定を設けなくて建設国債と同様の形で出ておるわけでありませんが、六十年の償還にした理論的な根拠、これはどこにあるのでありましようか。四十二、三年ごろに建設国債の償還が問題になつた当時、大蔵省は国債見合いの資産の平均的な効用発揮期間が六十年と見られていた。現在、税法上の耐用年数で、岸壁や堤防やこうしたものが五十年、鉄筋コンクリートの学校、病院等の建物は六十年、ダムが八十年などとなつておる。したがって、平均六十年ぐらゐとして借金も返す期間は六十年間と、こういう趣旨で答弁がなされておるわけでございます。赤字国債は見合いの資産がないのに六十年で償還する、したいと、こう言つておるわけでありますね。何が根拠で建設国債と同じような位置づけをなさつたのか、この点ひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(平澤貞昭君) 仮に特別公債の借りかえをお認めいただくということになつた場合に、この特別公債につきましてもどのように借りかえていくか、委員御指摘のようにどのように償還していくかという点が問題になるわけでございます。そこで、この問題につきましても、従来は禁止規定がございましたので全額現金償還していくということが片方にあるわけでございます。それからこちらの方のもう一つのサイドには、全部借りかえる、極端に言えば永久に借りかえていくという考え方もあるわけでございます。しかしこちらの方は、今申し上げましたように、種々の厳しい財政事情からいって全額現金償還していくということは不可能であるという判断に立つておるわけでございます。この点につきましても、国会にお出しいたしました仮定計算例等をあらうにいたしましたが、要調整額が非常にふえまして、六十五年年度において十五兆円というような、伸びし方によってございますけれども、一般歳出のような要調整額が出てくる。そこで、それでは全額いつても借りかえていくことも考えられないわけでございますけれども、そういったしますと、常に

その分だけ残高が特別償還つてしまふ。そこで、それではその間のどこに償還の仕方を置いていくかということでいろいろ議論いたしました。その結果、これは財政審の答申にもございますように、当面「差し当たり、最小限、既に確立している四公債」と同様の方法で一応頭の中に置いて考へてみてはどうかという結論になつたわけでございます。しかし、従来からの財政の節度という我々としてはどうしても今後とも追求していかなければならぬ節度という問題がございますので、これは今申し上げましたように「差し当たり、最小限」そういう方法でやることを頭に置いて、今後各年度の財政事情を十分勘案しながらできるだけこれを前倒ししてやっていくということに努力してみようということでございます。その意味で、今回の法案の中に努力規定を置いていくということでございます。

しかし、いづれにしましても、この特別公債の具体的な償還方法につきましてもはまだ、六十年度に二兆二千八百というものの償還が大量に参りますが、それまでに時間がございますので幅広い観点から精力的に検討してまいりたい、そういうふうで考へておるわけでございます。したがって、建設国債と同様の方法でいくということにつきましては決めておるわけではございません。○赤桐操君 せっかくの御説明ですが、實際努力規定とか訓示規定というものについては、これは私、後でも申し上げたいと思つておるんですが、それがあつたから六十年の建設国債とは全く同じだということにはなつておりませんということにはならぬと思ふんです。これは遺憾ながらそうなりませんよ。

大体、従来政府自体が国民に對して説明したのは、建設国債というのは資産の裏づけがあるんだ、だから健全でいい国債なんだ、こう言つておつたやありませんか、予算委員会でもどこでも、大蔵委員会でもそう言つたやないか。赤字国債というのは消費的支出に使われるものであるから、これは大変危険性を持つものであるから、

で、この種国債は出すべきものではないんだ、しかし今やむを得ず出してやるわけだ、こういうように説明をされてきたと思うんですね。国民はそういうように理解しておりますよ。私どもも、大蔵省やあるいは大臣の説明をそういうふうにと受けておりましたからそのつもりで考えておつた。今になってこれは同じ性格でございまして、今ことには私はならないと思うんですね、どう考えてみても、建設国債というのは資産が残るから後世代の人たちに負担をさせる、これはわかりますね。これはわかる。今のうちに六十年、八十年という寿命を持つ投資となるわけですから、これは話もわかります。しかし、従来の政府の建設国債六十年償還の後世代負担論、これは私も否定はしません、赤字国債についてはツケだけが後世代に残ることになるんですね。

しかも、六十年ということでも出てきたというところになったというところになります。今オギャーと産まれた子供が六十歳になるんですよ、その時期は。私どもは国会議員として二十歳以上の方々からは負担を受けているけれども、その後の後世代の人たちからはそういう負担は受けてない、そんなことはできるものじゃない。建設国債については理由もつくし、後世代の皆さん方にも理解をしてもらえるだろう。しかし赤字国債、特別国債についてはそういうことにはならないんじゃないかと私は思うんですが、あるいは今まで学者先生方からはそういう意見も出てくることも私も承知しておりますが、大蔵省は、あるいはまた大蔵大臣はそうしたものは違う立場で、さつきも言われておりましたが、私どもは実際に財政を預かる責任者の立場からいろいろ申し上げてきたということをしばしば聞いておるわけでありまして、そうだとすればこれはいささかいただけない内容ではないんですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 先ほどの私の説明が不十分な点があったかと思ひますので、もう一度御説明いたしたいと思ひますが、財政審のこの報告にもまさに委員が御指摘のような観点がまず書い

てあるわけでございます。ちょっと読まさせていただきますと、「特別公債償還ルールについて」という題でございますが、そこに、「仮に、特別会計において特別公債の借換えを行うこととした場合」仮にですね、「その償還ルールをどのように定めるか問題となるが、次のところでございまして、仮に、本来、できるだけ早く残高を減少させるべきである特別公債の性格を考えれば、あらかじめ新たな一定の年限による償還ルールを設定する適当な理由は見出し難いと思われる。」というふうに書いてございまして、その後、「しかしながら、特別公債については厳しい財政事情の下でも可能な限り残高を減少させていくことが望ましく、また現行の総合減債制度の下では、あと若干省略いたしますが、一・六という方法で繰り入れていって、建設国債同様の償還の方法があるの、仮に、先ほども申し上げましたように、最小限さしあたりこの方法によつて考えてみてはどうかということでございます。しかし、最初に申し上げましたような財政の節度、できるだけ特別公債を減らしていくというこの大前提がございまして、仮にそういうことで一応考えてみたとしても、今後この問題については幅広い観点から議論を行つて、今申し上げましたようなことを十分念頭に置いて検討を進めていけと、こういう報告をいただいているわけでございます。

したがいまして、先ほど申し上げました建設国債の償還方法がそうであるから特別公債もそうなんだというところは考えてないわけでございます。委員がおつしやいましたように、十分その点は我々としても念頭に置いていこうということでございます。

○赤桐操君 五十九年の財確法案、三章の赤字国債償還のための起債の歯どめの問題、それから財政当局が今説明されております法案六条一項の赤字国債「償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。」これは今説明されておりますね。この規定ですけれども、正直に申し上げて、この規定

が有効に今後の将来にわたつて機能すると、こういうふうに判断されますか、現実の問題で。だから、私どもは六十年になつちゃうんじゃないのかと。建設国債と特別公債との間には考え方、相違がございまして、私どもの方は提案しておりますけれども、それは違ふ考えでございまして、言つたつて、何にも歯どめがないんですね。あるのはこの訓示規定みたいなものでございまして、努力するといふだけの話です。私はきのう本会議でも指摘いたしましたけれども、これは機能しないだろうと私たちは考えているわけですね、この訓示規定は。

だから一体、こういうものがあるから、あるいは財政審等でもいろいろそういうあれをやつておるといふことになつたと言われたとしても、ちよつと私どもの立場からすればこれはいただけない内容だと、こういうことに考えざるを得ないじゃありませんか。この点いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) この問題議論する間に、お互い財政の専門家の議論とまた政治家の議論とそれぞれあるかと思ひます。建設国債と赤字国債の問題につきましては、これは概念的に、赤桐さんのおつしやること、私は同じ考え方でありまして。

ただ、公債政策そのものをもう一つ考えてみますと、たとえこの資産が残るものであるにいたしましても、今日の時点で例えば五十兆を超過予算の中の一八%が国債費であります。言つてみれば利払い費であります。本来予算というものは、財政支出というものは二つの要素があつて、一つは国民が共通する道路とかあるいは学校とか、そうしたものに對して財政がそれに対応していく。いま一つは富の再配分の機能だと思ひます。あります。あるところから御負担をいただいて、それを生活保護とか等々の足らざるところへそれを還元していくという富の再配分の機能があるかと思ひます。その後の富の再配分という機能から考えてみますと、いわば利払い費というのは、どちらかと言へば、具体的にどれだけ個人が

お持ちになり、どれだけ企業が持ちになり、それはわかりませんが、いわば利潤を生むところへさらに利払い費として国債費という形で出ていくわけでありまして、ある意味においては富の再配分が意図せざるどころへ行くという意味で基本的にはいいことじゃない、まあ極端な言葉を使いますと。それがもう一つ基本にあるかと思ひます。

しかし、そういう性格を持つ中においても、今まで御議論なさいましたように、建設国債というものに對しては資産が残る、そしていづれにしても後世代の国民にその負担を求めるわけでございますけれども、それは国債という名において債権自身も持つていただく、結果としてはそうなる。だから、後世代の納税者は人により債権者であり、債務者であるという両方の側面を持つといふことにもなるわけでありまして。したがつて、赤字公債といふことになりまして、まさにそのときばつたりの消費的経費にこれが使われていく。

で、ただこれに對しても、これは私の議論でございますけれども、議論の中にはある議論といたしましては、それによつて後世代の納税者たちは高い教育を受け、あるいはそれだけに世界に冠たる日本民族としての諸要素を、自分たちにツケは回しながらも、有形で無形の資産というものが一人一人に残つていくから、赤字公債というものもそれなりの意義があるものじゃないか、こういう議論をする人がおるんですね。これは私の議論じゃございません。

それで、その議論をしたら全く歯どめない議論になるんじゃないか。したがつて、公債政策の節度というものは、やつぱり四条公債と特別公債というものが厳然として存在しておるというのがあるべき姿である。

そこで、今度借りかえを行うことになりまして、言つてみれば、この特別公債と建設国債のある意味において区別がなくなつてしまふ。だが、特別公債といふものは、財政審等々でも御指摘なさつておりますように、可能な限り速やかに

償還すべきである。されば可能な限り速やかに償還するということになる、その方法やいかにということになりますと、それにもおのずからある種の計画が必要であらう。その点については幅広くもう一遍検討してみようじゃないですか。が、特例公債の持つこの六十年というものを最小限のものとしてこれを守っていく、最小限既に確立しておりますところのこの四条公債の方法によることとするということで、最小限のものをそこに置きまして、そしてそうなると、きのうの御議論にもございましたように、あるいは十年とか二十年とか、あるいは三十年、二分の一とか三分の一とか、いろんな議論も出てくると思います、その幅広い議論の中には、が、できるだけ早くなくすべきものであるという考え方で、借りかえというものを、お許しいただく法律を出して、そのできるだけ早く返す計画は、さればこうですということにわかにかにこれを策定していくというのはなかなか困難な問題だ。で、策定すれば、場合によってはそれがそれまでに返せばいいというある意味においてイージーな環境をつくることにもなるかもしれない。だから、この問題は年度ごと精いっぱい努力しながら、そしてその六十年の問題がやってくるまでに衆知を集めて、幅広く各方面の意見を聞いて検討しましょうということに、この財政審でもいろんな議論を、私のような政治論でなく、専門的な議論の中から出た結論というふうに私はこれを受え、けとめておるわけがあります。したがって、今いわれる無形の資産が残るという話をしましたが、そういう議論をする向きが皆無ではございませんが、私はそれととりません。それをとるのがある意味において一番危険な財政運営だと思ひますので、洗ちゃんと言われようとも、その議論はとらないという考え方を今後とも貫いていこうと思ひんであります。

年後それが果実を生めば結構だと思います。それは企業の責任の中で結構なことだ。仮にそれが失敗したらそれもまた企業の責任であろうと思います。企業責任の範囲内において埋め込まれるべき問題である。しかし、国の財政ということになりますと、それが予算が単年度主義であるという厳しい現状と、仮に失敗に終わった場合は、それは一企業責任ではなく、国民全体がその責任をかぶることになりますだけに、そういう施策はとれないという意味で、いわば後世の負担、無形の資産が残るという考え方の議論をちよつと言の葉に上せましたので、私自身はその考え方を持っていないということもつけ加えてお答えの中へ含めさしただいたわけであります。これはちよつと横道に入りまして申しわけありません。

○赤桐操君 大臣、私、齒どめの問題を今心配しておるんです。皆さんみんなそれを考えておると思うんです。少なくとも今のお話の中では、国の財政状況を勘案しながらできる限りそういうことはやらないようにするんだと、こう言っているわけでありますけれども、この国の財政状況の勘案の問題あるいはできる限り行わないように努めると言つたつて、私どもにしてみれば、これは機能しないだろうと、こう考える。あなたの方の方は、これはかなり大きな重みがあるんだと、こう言つておるわけですが、そうなつてくると、考え方についての相違があるように思うんですね。どういうようにこれは理解したらいいんですか。

○政府委員(平澤眞昭君) 今お話のように、特例公債の借りかえを認めると歯どめがなくなるのではありませんかという御議論は、これまでの御審議の際もいろいろ御心配が出ておったわけでございます。したがって、我々としてもこの問題につきましては非常に重く受けとめておりまして、今回法案をお出しする際も、これにつきましては、いろいろ可能な限り検討し、いろいろのものを歯どめとして置けないかということを考えたわけでございます。

と、まず第一に、制度面でどういう問題があるかということ、それから財政の運営面でどういう節度を保つていくかというふうに二つに分けて考えられると思います。

まず第一に制度面でのお話でございますけれども、御存じのように、国債整理基金特別会計法第五条の規定をごらんいただきますと、そこには国債の借りかえについてきちつと限定が入っております。そのところを読んでみますと、「償還ノ為必キ要ナル額ヲ限度トシ」ということでございます。したがいまして、借換債を発行いたしましたも、これはあくまで償還のためということで、大きく枠がかかっているわけでございます。

それから、それでは制度面で具体的に償還のためとは言うが、どうやっていくかという点でございしますが、これにつきましては、先ほど来いろいろこの場で議論がございましたように、さしあたり最少限四条公債の償還ルールによることとするが、しかし財政の事情が許せばできるだけ速やかにその残高を減らしていく方向で努力するというところでございまして、その点につきましては、くどいようでございませうけれども、法案の中にそのための努力規定を入れているわけでございます。制度面ではそういう点の措置を我々としては念頭に置いていろいろでございます。

次に財政運営面でどういうことがあるかとい  
いますと、これはまず第一段階といたしまして  
は、いわゆる新規財源債としての特例公債から六  
十五年度に脱却することに全力を注ぐということ  
でございます。御存じのように、新規財源債とい  
うのは、新たに生じた貯蓄の中から消化してもら  
うわけでございますから、これは六十五年度まで  
に全力を挙げてそういう財源債の発行から脱却す  
る。脱却をし終わりますと、もう特例公債はそれ  
以降は残高がふえないわけでございますから、そ  
の六十五年度に残りました残高、一応仮定計算例  
でいきますと六十六兆円程度ございますけれど  
も、これをその後、第二段階としてその残高をで  
きるだけ減少していく方向であらゆる努力を払つ

ていくということで財政運営を行っていくということをし、しばしば国会等の場を通じて明らかに申し上げているわけでございます。

○赤桐操君　そういうことは、あなた、当たり前  
の話なんで、齒どめじゃないよ、そんなものは。  
これは少なくとも財政運営の原則じゃないです  
か。それは当たり前のお話ですよ。それなら何  
も六十年に延ばしちゃうってそんなことをする  
ことはなない。このままずっと償還期限が来  
たものについて。努力しながらやっていって  
できるはずじゃないですか、財政状況よくな  
れば返せばいいんですから。できない場合に  
は国会のこうした機関に諮って相談していく  
ということ、財政民主主義を貫いていけばこ  
れはできるはずだと私は思うのですよ。そう  
いうことは私はちよつとただけ

な、これは残念ながら。その規定や条文は当たり前、これは原則なんだ、財政当局の当たり前な当然踏まえておかなきゃならぬ原則じゃないですか、それは。特例公債発行の経緯から考えてみてもこれはもう当然のことであって、ここて言わずもがな、載せるほどの内容じゃないと、こういうふうには私は考えるのですがね。この点はいかがですか。

○國務大臣(竹下登君) これは特例債というものは可能な限り財政事情の好転なり、あるいは歳出の削減なりで返すべきであると、これは当然のことであると思うのです。しかし、借りかえをせざるを得ない状態に立ち至ったという変化からしますと、五十九年度に発行いたしますものに對して借りかえ禁止規定を付さない。が、その償還期が来るよりもなお苦しい財政状態の中に来るであろう既発債の償還期というものを考えれば、整合性からいえば既発債をも含めて借りかえ禁止規定はこの際外さしてもらいます。されば、特例債のこの本来の性格というものはどこに残るかというあかしは、当たり前のことだという批判をいたしながらは当然であります。が、この訓示規定というものがあることによってそのあかしというものを、法文の中に生かすということもまた、この国会、

国民に対するあかし、そしてなすべき法文の中へ入れるべき性格のものではないかという考え方に立つたわけであります。

○赤桐操君 同じことを繰り返して御答弁いただいておられますけれども、実際簡単に言えば、これは私どもの立場からすれば、何も歯どめじやないじやないか。全くのしり抜けじやないのか。このままでする六十一年全部建設公債と同じように扱われていくことになるんじやないか、こう僕は質問しているわけなんです、はっきり言えば、それに対する答弁になっていきますか、今の御答弁は、国民に納得させられますか、この論争を通じて、私は端的にお伺いしているんですよ。これは歯どめになりますかと言っているんですよ。気にもしないでしよう、こんなものは。

これは今まであなた方財政当局として当然の常識であり、当たり前のことじやないのか。これは言わすもがなのことじやないのか。大蔵大臣、大変もつとらしく説明されるから聞いてみるとだんだんだんだんそんな気になってくるけれど、終わって帰って来てよく考えてみると、何かごまかされたような気がするんです。予算委員会でもよく僕はごまかされたんだが、ちよつと失言しました。これは訂正しますが、なかなかうまいんだ、大臣は。だから、だんだんだんだん引きずり込まれていくんだけれども、後で考えてみると何のことはないんだ。私が質問したことは一つも答弁されてないというところが後でわかる。どうも今もそういう形で引きずり込まれたような感じがするの、これはいかぬと思つて、今、私もはつと自分に戻つて言っているわけなんだけれども、これは大臣、まじめに質問しているのを、国民の代表で僕ら質問しておるんだからごまかしちゃいけませんよ、ちゃんとはっきり言わなけりや。

大体この訓示規定というものは無理な話だよ。私はそう思う。率直に申し上げて、これはしり抜けだと言わざるを得ないと思うんです。しり抜けの法案ですとあなた方言えないから、この訓示規定は我々の努力目標の規定でございまして、こう

言っているだけのことじやないですか、端的に言えば。しかし、これは間違いない訓示規定ですよ。効果を発揮するということはあり得ない、私はそういうふうにも考えている。これは日本だけじやない、諸外国でもそうだけれども、借金財政へ一遍入つたらなかなか脱却できないんです。そういう事実から考えていつてみても、そう簡単なものではないというところがわかる。そこで、このための起債に少なくとも一定のもつと厳しい義務づけをすべきではないのか、返還に対して、そういうことを言っているわけなんです。答弁になっていまいせんよ、残念ながら。

○国務大臣(竹下登君) これは、だから最小限の措置として、今日ございます建設国債と同じ償還の規定は最少限の措置としてあるわけではございまして、本来はあしたにでも、これは不可能なことではございまして、返していくべき、減らしていくべき性格のものでございまして、そこに新たな償還計画に対する法文等をつくるというの、これは事実上その理由を見出すことは難しい。これは私も表現に随分工夫されたと思ひます。「特別会計において特別公債の借換えを行うこととした場合、その償還ルールをどのように定めるかが問題となるが、本来、できるだけ早く残高を減少させるべきである特別公債の性格を考えれば、あらかじめ新たな一定の年限による償還ルールを設定する適当な理由は見出し難いと思はれる。」なるほど言われてみればそうだな。私も考えてみてなかなか適当な理由は見出し難いな。そこで、「特別公債の具体的な償還方法については大量償還の始まる六十一年度を目処に、幅広い角度からの議論を行い、なお検討を進めていくことが適当と考える。」というのを財政審の小委員会の報告でことしの一月十八日にちようだいたしたわけでありまして。

本来、おっしゃるとおり、早く残高を減少させるべき性格の特例公債でございまして、だがしかし、今おっしゃいましたように、これが無限に続いていくというこの最小限の歯どめは何ぞや

ということになりますと、既になじんでおります建設国債と同じものを最小限まで置いていく、それで大量償還の始まる六十一年までに国会の議論等を集約しながらこれを考えて検討していこう。が、訓示規定というものが仮になかったとしたし、ますならば、これまた赤桐さんからしり抜けの標本じやないかと言われ。訓示規定というのは相

当なあかしとして、赤桐さんにはそんなのはあかしじやないとおつしやるでしようが、私はあかしとしてこれが残つておると思ひます。財政の節度というものは、いかに訓示規定だ、努力義務だとおつしやつても、それはあかしとしてあるべきのが本来の姿じやないか。

この議論はある意味においてエンドレスに続く議論のような気も私もいたします、仮に私が赤桐さんとそのところを異にしておつたとすれば、今赤桐さんのなさつたような質問を一生懸命でするであらうなというのを考えながら本当は御提案申し上げた法律であります。これは正直に申し上げます。

○赤桐操君 これでやられちゃうんだ。それで、私も非常に口くどく申し上げるんだけど、ずっと今までのことを考えてみますと、四十一年に建設国債の発行が行われてきておりまして、それから五十年から赤字国債、特例公債が発行されてきています。そして五十九年度の段階で赤字国債の借りかえが提案されてきています。十年に一遍ずつこういう形で国債政策というものをめぐって不健全化の度合いを増してきています。しかも、これは大臣お認めになつておつて、大蔵省、財政当局はもちろんでありますが、警戒心もかなり薄らいできています。あるいは国債に対するところのいろいろ危険であるとか、一番最初これが扱われたときのそういう初心というものになつてきています。これは大変な段階に今置かれておるに私は考えるのです。国債に対する見方とか受けとめ方や扱い方について私はそういう気持ちになつておると思ひます。だから、こうしたもの、訓示規定のようなものを入れて、いかにもそれが大きな歯どめのような格好で説明をされるようになってきている、そういう背景があるのではないか。そういう精神的な状態や環境がつくられてきているのじやないだろう。これは四十一年以降二十年間を顧みてみると恐ろしい現象じやないかと私は思ひます。大臣はそういうふうには考えられますか。

○国務大臣(竹下登君) 今の赤桐さんの議論はいわゆる国債麻薬論、少しオーバーな表現をしますと、それにつながるのはではないか。一遍その政策、なかんずくそれが特例公債であった場合、国民に歳出削減の痛みがあるいは負担増の痛みを分かつかつことを求めなくして、特に日本の場合、世界に冠たる貯蓄率でございまして、そういうものがあるだけにイージーになつて、振り返つてみたら、後世にまさにツケを回す安易な財政運営の体質になつて、一度手をつつ込んだ麻薬に侵されたと同じような体質になつてしまつておるんじやないか。それは私も国債がある時期における不況時等において、大きな景気てこ入れ策として財政が対応する場合の機能としては十分に認めますが、なかんずく特例公債の持つ性格は麻薬論に通ずるものがあるという事実認識は私自身も持つておるつもりでございまして。それから難儀しているわけ

ら、こうしたものが、訓示規定のようなものを入れて、いかにもそれが大きな歯どめのような格好で説明をされるようになってきている、そういう背景があるのではないか。そういう精神的な状態や環境がつくられてきているのじやないだろう。これは四十一年以降二十年間を顧みてみると恐ろしい現象じやないかと私は思ひます。大臣はそういうふうには考えられますか。

もう一つ、これは私見でございましてから大蔵省の考え方であるわけじやございせんが、よく私、議論をする中で考えることがございまして、が、いわば間接税の問題について、麻薬などという表現をしようとは夢にも思ひませんが、間々かつての先進国等で間接税依存型の財政運営になつた場合に、入る直前まではかなりの批判を受けつつも、一度入ると物価に転嫁すればそれで済むという安易さから、どんどんどんどん直間比率の間の方がふえ過ぎていつて、それが気がついてみたら五〇とか六〇とかが国民負担率となつて、そして隣の失業保険をいただいていらつしやるおじさんと勤労しておる青年との間に、隣のおじさんを

ら、こうしたものが、訓示規定のようなものを入れて、いかにもそれが大きな歯どめのような格好で説明をされるようになってきている、そういう背景があるのではないか。そういう精神的な状態や環境がつくられてきているのじやないだろう。これは四十一年以降二十年間を顧みてみると恐ろしい現象じやないかと私は思ひます。大臣はそういうふうには考えられますか。

もう一つ、これは私見でございましてから大蔵省の考え方であるわけじやございせんが、よく私、議論をする中で考えることがございまして、が、いわば間接税の問題について、麻薬などという表現をしようとは夢にも思ひませんが、間々かつての先進国等で間接税依存型の財政運営になつた場合に、入る直前まではかなりの批判を受けつつも、一度入ると物価に転嫁すればそれで済むという安易さから、どんどんどんどん直間比率の間の方がふえ過ぎていつて、それが気がついてみたら五〇とか六〇とかが国民負担率となつて、そして隣の失業保険をいただいていらつしやるおじさんと勤労しておる青年との間に、隣のおじさんを

自分が知らず知らずのうちに養っているというところから、勤労意欲そのものを失わしめてきたというのがよく言われる先進国病というやつじゃないかなと、こういう感じがします。これは私の自論で申し上げたわけじゃないです。そういう議論をよくする場合がございまして申し上げただけであります。

したがって、間接税というもののにも、もちろんこれはいい面がございまして。選択の自由もございましょう。そして総じて脱税は少ないでございましょう。が、しかし、そのみに傾斜がかかり過ぎた場合、そのようなこともあり得るという感じを持ちながら、それ以前にもっと、今御指摘なすった麻薬論といいますが、特例公債に体質がなれていった場合、それは大変なことになる。その節度だけは持ち続けていかなきゃならぬ。したがって、いわゆる政策インフレといいますが、調整インフレということにも私はくみしてはならないことだと。戦時中の国債が超インフレの中に、我々に何の痛痒も感じないままに消化されたという事は、あれはちょうど同じ年配の我々としまして、敗戦とか大混乱とかいう中に、我々はそれがアブノーマルなものであるということ全体がアブノーマルだから許容したんじゃないか。我々の子や孫がそういうものを許容するような環境をつくらしてもならぬし、またそういうものになじむものではないから調整インフレというものにもくみすることができない。

これは若干自論でもございすけれども、そういうことを考えておりますだけに、今赤桐さんの指摘される、いわゆる特例国債に歯止めを失い、財政の節度を失う体質になつてはいかぬということは、絶えずみずから心に言い聞かせ、国会等でも指摘を受けておられますとマンネリになりがちな点もないわけじゃないと思いますが、その衝にある者はそのことだけはいつも考えていなきやいかぬことかなと。幾らか赤桐さんに引き込まれまして、ちよつと横道にそれましたけれども、素直

に申し上げます。

○赤桐操君 私、この赤字国債の借りかえ禁止の問題が取り除かれて今提案されているわけですが、これも、これでまゐりますと、一つの大きな財政運営上の新しい転換期に入るんじゃないか、こう思うんです。率直に申し上げて。ここで大きな歯止めがなくなるということになるわけで、そうすればこれはある意味においては、二十年前、四十年前当時に国債が初めて発行されるときに大論争が行われて、幾つかのこれに対する非常に貴重な三つ、四つにわたる論議が集約されておりますね。しかし、現実の問題として私はそれを考えながら、今この提案を見ると、まさに二十年前の四十年前当時に匹敵するか、それよりもっと大きな段階にきているんじゃないか、こういうふうにお考えさされるんです。大臣は大分慢性化されておるかどうかわかりませんが、率直に申し上げてそういう事態じゃないだろうか、こう思うんです。ということとは、これで政府自体として私は解放されたといつても過言じゃないと思うんですね。精神条項だけなんだから、何の圧迫感もなくなると思うんです。

それで、言うなれば、この赤字国債は端的に申し上げれば、六十年間どつぱり切り切っていくことができるわけなんです。そういうことにすればできないわけじゃない。これはまさにたれ流し状態と同じだ、私はこういうふうに言わざるを得ないわけなんです。

だから、今回こういう大変な措置がとられることになれば、私は二十年前の状態どころじゃなくなるんじゃないか、もつと重大な転換期に入ってくるんじゃないだろうか、こう考えるわけでございす。

大臣はどのようにこれを受けとめておられるか、ひとつ伺つておきたいと思うんです。

○国務大臣(竹下登) 昭和四十年年度予算の補正のときでございす。当時、佐藤内閣、大蔵大臣が福田赳夫先生、で昭和四十年七月内閣改造がありまして、それから議論をされて、私は内閣官房

副長官でございました。今までの閣議というものの、中、あのときぐらゐ閣議の長かつたことは私の体験上ございません。

しかし、あのときは、今日と非常な違いがありますのは、確かにオリンピックの翌年でございまして、戦後最大の不況でございました。したがって、まさに戦後最大の不況のあのときだから、建設国債でもなければ今言う特例債でもない形の公債でございす。

それで、いろいろ議論されたのは、インフレに對する歯止めという問題がございました。が、結果として、あれは即効性があつた。だから戦後最大の不況も、高度経済成長が昭和三十五年から始まりまして、その半ばで戦後最大の不況が一時的にあつたが、私は公債政策が最も巧みに機能した結果としては即効的役割を果たしたと思ひます。今度の場合、より悩みますのは、まず即効性がございせん。借りかえ禁止規定を外すことによつて、あしたからよくなるという即効性がございせん。そういうところにこれを議論しますにつきまして、五十七年度補正予算ぐらゐのときから逐次御議論をいただき、そして五十八年度予算のときからまた御議論をいただきながら、財政審に持ち込んで基本的な議論をしていただかなきゃいかぬのだという方向を、自分で誘導したわけじゃないかと思ひますが、たどってきたわけでございます。たまたま私自身が統いてこの職におりましたので、そういう経過をたどつたというふうにお聞きわけでありす。

でございすから、この問題の重要性というものは、なかなか即効性の期待された四十年年度などというものを考えてみますと、大きな相違のある問題でありますだけに、より重く受けとめるべきことではないかという事実認識は私もいたしております。赤桐さんから質問を受けても、多少ニュアンスにちやうちよ遊ばすつとも、五十八年度の特例債も借りかえ禁止規定があることによつて歯止めでございますと申し上げておるんですから、同じ人間がやや同じような委員会、今度はこれ

もやむを得ざる措置であります、こう答えておるんでありますから、それは心中じくじたるものがあるという事は、これは事実であります。

○赤桐操君 私は、そこでずばり伺いたいと思うんですが、このままでいくならばたれ流しの状態になつていくんじゃないかと、こう考えるわけですか。したがって、この赤字国債が少なくともゆるふんの状態になつていくことになれば、必ずこれは財政暴走が出てくるわけでありまして、何としても赤字国債だけは早期に処理していかなくちゃならない、そういう性格のものだと思ひます。したがって、この赤字国債、十年の償還の原則、これだけは絶対に放棄すべきじゃないと、こう考えるんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(平澤昭君) 今委員の御質問の御趣旨は、赤字国債を十年で償還するという従来の方針はこれを放棄すべきではないということだと理解いたします。現在の借りかえ禁止規定をそのまま置いておくと、こういう御意見と理解してよろしうございすか、今の御質問は。

○赤桐操君 そうです。

○政府委員(平澤昭君) その問題につきましては、今回の法案は委員の御意見と違ふ内容になつておるわけでございまして、これにつきましては、本委員会において今までもる政府当局といたしましては法案の趣旨を御説明申し上げたわけでございすので、我々としては委員の御意見と違ふ法案を今お出ししてお願い申し上げておるということでございます。そういう意味でよろしくお願いしたいと思います。

○赤桐操君 いろいろと大臣や財政当局の説明を承つておると、どうも私たちが皆さんの立場に立つて考えてみてもこれは歯止めにならない、機能しないだろう、こういうふうに考えられるので、いろいろお尋ねの結果として、十年という期間というものとはどういふ期間ではないのか、これはもう我々は死守すべきではないのか、こういう感じになつて今申し上げておるわけですよ。私

どもの立場からはそういうような提案をしておりませんから、よろしく願いますと言われたんじや、今の論争は何にもならないことになるわけです。あなたの方の意見も聞いた、私の言うことも聞いてもらった。しかし結果的には歯どめになりませんと言ひ切れないじやないですか、皆さんの方からだつて。だとするならば、十年という今日までやってきたところの業績というものはどういふことではないのか。この十年をとりあえずきつと守つていくという姿勢は国民の皆さんに対して出さなきゃならない。国債というものは国民の皆さんの信頼がなければ成り立たないものでありますから、その国民の皆さんの期待にこたえる道ではないのか。幾ら財政運営が厳しいといえども、少なくとも筋目というものを立てるべきじやないのかと、こういうことで今申し上げているわけなんです。ですから、法案の修正を行つて、これは少なくとも十年で償還するようにすべきじやないか。大蔵大臣いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに特例債十年償還というものは今までのものとより原則であります。だから今度の場合は、十年ごとに一枚一枚は現金で償還をいたします。それは守りますが、償還のための財源を借りかえという措置によつて行なわれればならぬ。これを許容していただくという性格でございますから、確かに赤桐原則論に対してはその方法は変えてくださいと、こうお願いしておるということを率直に申し上げざるを得ないというふうに考えます。

○赤桐操君 この赤字国債の償還について、私は歯どめというものを一つと一つの考え方、基本に置いて今お伺ひしてきたわけでありまして、これは五十九年度のものについても同様であります。少なくともこの歯どめの考え方について原則的にやるべきじやないかと、こういうことを重ねて申し上げておきたいと思ふのであります。それからまた、今いろいろこれからの問題について言われておりますが、今後の問題について、六十年ずつとたれ流していかれたんじや困る

わけでありまして、これに対する一定の歯どめというものを具体的に今私が申し上げたような形でとるべきではないかと思ふんです。このことについては大臣のいかがお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる歯どめ、いろいろな歯どめがございましょう。一つは、政府が明らかにしておきます六十五年度までを努力目標として、まずは新発債を抑えようと、これも一つの歯どめだと思ひます。それから申し上げましたいわゆる努力規定、訓示規定、これも歯どめであると思ひます。しかし、今まで非常にわかりやすかつたのは、特例債は借りかえいたしませんと、これはまさに歯どめとして国民にも非常なわかりやすかつた。それが借りかえをもせざるを得ないといふことになると、その歯どめがなくなつてしまふ。そうすると、これに対する今の借りかえ禁止規定に相応するような一つの歯どめとしては、一つの考え方としては、六十年の三分の一の二十年とか半分の三十年とか、あるいはそういう議論もあり得るかもしれません。しかし、それは可能ならぬ限り速やかに返すべきものを一つの年限を提示することは、直には正当な理由がそこには見出しがたい。そこで、大量償還の始まる六十年までに衆知を集めて検討をなさうということに財政審の報告等もなつておりますので、そういう報告等に基きながら、国会の論議等を通じて、その問題に真剣に検討を続けていきたいというのが本日申し上げる限界ではなからうかというふうに考えます。

○赤桐操君 私はいろいろお尋ねしてきた一時間余にわたつた内容をもつていたしましては、残念ながら政府の説明は国民の皆さん方を納得せしむることにはならないじやないかと、こういう結論に到達をいたしました。したがつて、今申し上げた考え方について、政府自身として再検討されることを強く要望いたしておきたいと思ひます。それでは、時間の関係がありますので、財産法と電電公社特別納付金、専売公社の納付金関係の問題について若干伺つておきたいと思ひます。この財産法四条では、電電公社から二千億、専売の方から三百億、合わせて二千三百億の納付金を納付することになっておりますけれども、これにまつての経過の説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(平澤貞昭君) 五十九年度予算の編成に当たりまして、歳出面では、御存じのように、一般歳出の伸びを対前年度若干、三百数十億の減というふうな厳しい予算を組んだわけでありまして、しかし、片方歳入面におきましては、そういう中で税外収入等も努力いたしましたが、やうと赤字公債について五千二百五十億円の削減が可能となつたような大変厳しい状況であつたわけでございます。そういう厳しい予算編成の中で、今申しました税外収入を何とか確保できないかといふことで各方面にいろいろお願いしたのでござい

ます。その中で、電電公社と専売公社から納付金をいただけないかといふことで、従来納付金をいただく場合には積立金を取り崩していただいていたわけでございますけれども、今回は、そういう積立金ではなくて当期利益金の中から、いわゆるストックからではなくてフローから納付していただくといふことでお願いしたわけでありまして、電電公社について申し上げますと、見込みではございましてけれども、五十八年度において三千四百億円の当期利益金が見込みがございまして、その中から二千億円というところでございまして、専売の方は、六百億ちよつとの見込みでございまして、その中から三百億円というところで納付をお願いいたします。その御審議願ひしております法案の中にも入れておるということでありまして。

○赤桐操君 電電公社の方からの四年間にわたつて納めた金額は四千八百億円、こういうことになつております。五十九年度分については既に前倒しで納付済みである。それをさらに今回追加納入をさせる、こういうことになるわけだ。これは大変酷なやり方だと思ふんですね。また今三千億の剰余金が出ておると言つておりますけれども、電電公社というのは政府とは別な公益法人です。率直に申し上げて、公社の経営努力と電話加入者の利用の中から出てきた利益金じやありませんか。これを一般会計の穴埋めに使うということについては、本来これはやめてならないことじやないかと私は思ふんですね。この点私は、政府の姿勢については若干不安を感じておる。どういふか、こういうふうに考えておられます。それで、今の電話料金なんかの値上げ等も考えてみると、値上げは受益者負担で全部行われてきている。しかし値下げはやらない。受益者に対する還元はいささかもしていません。そうして三千億を超えるその金については剰余金とみなしている。召し上げる。たばこについても同様の形をとる。こういうことは、これは本来なされるべきことではないのではないかと、こう思ふんですが、この点いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 電電公社から納付金をちようだいするといふことは、赤桐さん御指摘のような問題がございまして、それは中距離を下げるとかいろいろな問題をも含めて、絶えず念頭に置いておつた問題でございまして、政府としての考え方は、先ほども申し上げましたが、とにかく予算編成において徹底した経費の節減合理化を行うと同時に、いわゆる税外収入というものの見直しを行つて、財政改革のあかしだといふことで公債減額を最大限にやろう。そこで、電電公社に対して二千億円を国庫にお納め願ひたいと、こういうことをお願いするに至つたわけでありまして。専売公社も同じことでありまして。

とにかく、今までちようだいをしておりますだけに、それを一年繰り上げてちようだいして、これで約束終わりといふところへまた五十八年度の利益の会計からとはいへ、そこへ手を突つ込んだ——手を突つ込んだとはいふことでございまして、それが、お願いをしたといふことでございまして、それなりにばくじたるものが私なりにございま

した、今後こういう措置はとりませんという趣旨の答弁をしてきておられるわけでございますから。

しかし、だんだん見てみますと、電電公社、今本社へ行ってみても、エレベーターが使えぬようになっております。エレベーターが使えないようにという表現はちよつとおかしいんですが、要するに皆三階までは歩いていけと、そういう厳しい経営姿勢の中で合理化されておる。そういう努力の中で毎年度、五十二年度以降、三千六百億円から四千五百億円の利益、だから大変良好な経営にある。五十八年度においても三千四百億円の利益が見込まれる。そうなれば、税外収入というものを国会でたびたび申し上げておる立場からすれば、私が昨年の暮れぐらゐの国会で、よだれが出るほど欲しいものではございませんというところをアナウンス—アナウンスじやございません、予告と申しますか、素直なそういう気持ちを一通お伝えしておきまして、それから随分お願いをいたしました、御協力をいただいたと。これには深くこうべを垂れて、ありがとうございますと言ふほかにはないというぐらゐな気持ちでございます。

○赤桐操君 時間の関係がございますから、御答弁も簡単に願ひたいと思ひますが、要するに、五十九年度の納付金、これは私は賛成でございます。一般會計がいかに苦しいからといって、こうした筋違いのことというのは許さるべきものではない。まさに見境のない取り方だと言つても過言ではないと思ひます。

そこで、次に移りたいと思ふんですが、電電公社の民営化と株式の関係が最近議論されてきている。新聞にも出てきておりますし、各種雑誌にも載せられてきておる。そこで郵政関係の担当の方から伺つておきたいと思ひますが、単にひとつ要約してお願いしたいと思ひますが、電電公社に関するところの民営化の法案が今出ておりますね。これについてはこれから大論議がなされるだらうと思ひますが、仮にこれが実現されたと仮定しますね、公社が民営化されていく。こ

の場合の株式のプロセスを御説明願ひたいと思ふんです、どういふふうに進進していくのか。

○説明員(五十嵐三津雄君) 現在、国会に提出をいたしております日本電信電話株式会社法案、この法案の中で株式の扱いがどうなるかということ、簡単に御説明申し上げますが、電電公社を民営化し、株式会社化していくという中にあります。法案で予定しております期日、六十年度の四月でございますが、このときに、株式は電電公社に割り振られる、そのときに割り当てられる、これに對して、現在の電電公社が丸ごと現物出資する、そして割り当てられました電電公社のその株式は無償で政府に譲渡される、こういう過程になつてございます。処分の問題につきましては今後の課題になつていくところでございます。

○赤桐操君 そうしますと、これがまた一つ大きな問題になるんですが、新聞などで見ると、大分財源確保の関係でこれがまたねらわれてきているというように思ひます。

最初、全株を電電公社民営化と同時に公社関係が持つていくわけですから、それをそのままお伺ひいたしましたとおりの國の方に移管される、それを大蔵省が保管されることになると思ふんですが、所管省として、そうすると、これが三分の一になるまで売却していくわけでありまして、当然そこには利益金が出てくるわけですね。こういう場合において、これは行政の考えだけでもって専行されるということになると、これは、先ほどの話じゃありませんが、もつと大変がめついやり方が出てくるだらうと思ふんですね。今あるところの電電公社の持ち株というものの、想定される持ち株は、これは経営努力と、さらに加入者の協力によつて得たものでありますから、それはそういう形でもって専行されるべきものではないと思ふんですね。これは明確に一つのルールに従つてその処置というものがなされていくべきだと思ひますが、大臣、簡単に御答弁願ひたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) この問題、各方面でいろ

んな議論があることは私も承知しておりますが、しかしこれは法律が通つてそういう事態になつた六十年度以後の問題として、また株式の売却につきましては国会の議決も要することでございますので、検討すべき問題である。今よく言われております、大蔵省はそれを全部財政再建の原資にしようと思つてゐるんじゃないか、一方ではもつと研究開発にしようと思つてゐるんじゃないかとか、いろいろな議論もされておりますが、私はそれは六十年度以後に議論されるべき課題であらうということ冷静に見守つておるところであります。

○赤桐操君 重ねて念を押しておきたいと思ひますが、これは本来的には、電電公社から大蔵省に移管されたとしても、いわゆる一般の扱いになるべきような財源ではないと、こういうことだけ一つ申し上げておきたいと思ひます。

それからまた、その性格は、今申し上げたとおり、これは國際電報にしても、今の電電公社にいたしまして、技術革新の企業努力というものは大変なものです、率直に申し上げて。そういう状況の中で得たものであるし、また加入者の協力によつて得ているものでありますから、この点はひとつ重ねて念を押しておきたいと思ひます。

最後に、總括的に私の考え方を申し上げておきたいと思ひますが、この約二時間にわたつた論争の中で、残念ながら、私はこの提案されております昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を國の特別措置等に関する法律案、これは私は残念ながらこのままではだいたくことはできません。この特別措置等に関する法律案として、そして五十八年度以前のものについては別な法案としてこれは審議をいたしたいと思ひます。もちろん、五十九年度の差し迫つた財政運営に必要な財源の確保を國の特別措置等に関する法律案、これは当然先行すべきであると思ひますが、その他の既発債の問題等を中心とした、これからのいわゆる「等」の中に入る部分につきましては、別な扱いとしてこれは政府の方で考えていただくべきだらうと、私ども同一の論議はできないと、こういうこ

とを最後に申し上げまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○鈴木一弘君 前回、私は予算委員会でもかなりこの借換債のことについてお伺ひしたんですが、そのことからまず最初、後追ひをしてちよつとお伺ひをしたいと思います。

あのときに大蔵大臣が御答弁をなさいました、特定の日に償還が大量に來るといふ問題がございまして。その特定の日に償還が大量に來ると、例えば六十年度の五月二十日が一兆六百七十六億、十一月二十日が二兆二千五百九十四億といふふうになると、六十三年の五月二十日は三兆五千五百五十四億といふ大量償還のときが來るわけですから、そういうときにどういふふう資金繰りするかと、ということについてお伺ひした。そのときの大蔵の答弁の中に、國債借換問題懇談会といふものをつくつてゐる、そういうのは前からあつたものだけれども、そこで今いろいろお話をして議論をいたしたいと、こういうことで答弁がございました。そして市場の動向とか投資家のニーズとかいふことを勘案して、國債の多様化、そういう國債管理政策の運営をしていかなきゃならぬだらうと、こういうふう言つてゐるけれども、まだ議論の段階だといふふう言われてゐるんですが、それから以降の方向はどういふ方向に動きは行つておりますか。

○國務大臣(竹下登君) これは借換債の模様につきましては、理財局長が来ておりますので、正確には後で理財局長からお答えする方が適當かと思ひますが、今でも私もあのとき鈴木木さんに申し上げました方向と大体一致しております。

それで、借換債といふのは、今も御指摘になりましたとおり、今度の特別債を借りかえるためにつくられたものではございません。これは理財局長さんの方の相談機関として存在してゐるわけでございますが、従来とも建設公債等の借換期が來ておりますのでいろいろ貴重な意見を賜つておるわけでありまして、私もそれといたしまして、せつかくそういうところでそういうことが今まで

なされておりますので、これらの御議論というのは非常に参考になる御議論であるという認識のもとに引き続きお願いをしておるわけであります。

その際、鈴木さんなら鈴木さんにも、国債そのものが多様化しておるし、ある日あるとき突然として、まあ突如じやございませぬが、ある日あるときに集中して大量な償還が来ますと、いろんな意味でそれを散らしたりするためにも、あるいは多様化の中で短期国債とかいろんなものが考えられるんじゃないかという趣旨の御議論というのは、専門家議論の中によくある議論でございまして、それが既に出て今議論されておるという状態です。それが既にございませぬが、国民のニーズというものでございませぬが、中期債など出さしていただいておりますが、いろいろな角度から、その多様化の問題というございませぬが、検討をいたさなければならぬ課題だといふふうなこの問題については事実認識を持っております。が、最近の模様につきましては、あるいはお許しをいただければ理財局長からお答えをいたします。

○政府委員(西垣昭吉) 補足して御答弁を申し上げますが、大臣から御答弁がありましたように、国債借換問題懇談会で六十年度以降の国債の借りがえをいかに円滑に進めていくかということにつきまして議論してもらつておるところでございませぬ。

予算委員会が鈴木先生御質問になったのはたしか三月の中頃だったかと思いますが、あの当時までにたしか五回ぐらい会議を開催したと思ひますが、その後も二回ばかりやっております。これからもしばらく続けて懇談会の中でもコンセンサスの形成に努めていきたいと、こういうことでございます。

そういうことで検討を進めている段階でございませぬけれども、煮詰まっていけないという意味ではあの当時と今と変わつてゐるわけではあります。非常に活発に御議論いただいておりますが、まだ結論を得るというような段階には至つ

ていないということはお断りしておきたいと思ひます。

○鈴木一弘君 あのとこの段階から現在に至るまで煮詰まってきたと。いろいろ資料もいただいて見たんでございませぬが、率直な御意見を承るために非公開とされてゐるということですから、どういふことが議論されたかわかりませぬけれども、しかしその当時と現在と変わらなかつたといふことになると、大臣が御答弁するときには借換額もございましてそういう議論もいただいた上でございます。何かこれは隠れみのにだけ使つてゐるような感じがしてならないんで、何かそういう点でどうもびんとこないわけですね。

だから、当然これは私的な諮問機関というか懇談会だろうと思ひますから、全体の意見としてまとまつて出てくるより、個人個人の意見が局長のもとへ反映され、それがこれからの運用の方へ出てくるというところでございませぬ。メンバーを何うと、大変立派な人ばかりでございませぬが、しかも業界関係というか関係者が多いことですから、そんなに簡単に物がいかないだらうと思ひます。が、それにしても、大臣の御答弁がそういう問題では懇談会で議論をいただいてなつてゐることをおしやるものでございませぬ。これは何も出さなくても、下手をすれば進歩、進展もあり得るものではないか、何を隠れみのにして、御答弁の詳細なところを、大蔵省の本当の腹のところはお隠しになつてゐると、こういうふうな受け取れるんでございませぬ。どうでしょうか、意地悪な質問なんでしょうか。

○政府委員(西垣昭吉) そういうことでは全くございませぬ。六十年度ということでは、もう六十年度は次の予算期でございませぬので、それまでには準備を整えなければならぬわけではございませぬ。私どもとしてはできるだけ早く結論を出したいと、こういうふうな思つております。それから会議を非公開にしておりますのは、それれがそれぞれの業界に身を置いておられませぬ。しかし、私どもとしては、そういう

業界の代弁にとどまらないで、天下国家を考えて六十年度以降の借りがえ問題についての御意見を承りたいと、こういうことからひとつ遠慮なく意見を出してございませぬ。これは非公開にいたしますので、こういう約束になつておりますので、まことに申しわけございませぬが、どういふ議論かといふことはひとつ許していただきたいと思ひます。ただ、隠れみのといふようなことを言われまして、これでも、そんなことは決してないといふことをここで強調させていただきますと思ひます。

○鈴木一弘君 それから、これは大蔵大臣、このときに、いわゆる一年未満の短期国債の発行の問題について、これが念頭にないわけではなかつた、そういう考えがないわけではなく、議論を進めていく中で、それが現段階ではその議論は報告申し上げられないという答弁があつたんでございませぬ。現状ではいかがでございませぬか。

○國務大臣(竹下登) これも短期国債を発行する場合といふようなこと、私どもも考え方が全くないといふわけはございませぬが、事務当局の専門家は別といたしまして、私の議論はいささか思ひつきの議論が多い傾向もございませぬので、したがつてせつかく五十八年十一月でございませぬが借換額、私的諮問機関、最近私的諮問機関といふ言葉もできるだけ使わないようにしております。何条に基づくものかという議論がございませぬ。まあ相談会といふか懇談会、借換額でございまして、その懇談会の中におきまして専門的ないろいろ議論の中で、私もまだ定かでない問題といふふうな議論がございませぬ。報告を受けてもございませぬし、あんまり早く報告を聞いておられますと、私自身の未熟者の頭の中へ何か定着すると思ひます。いささか重要な議論が行われておるその辺を見守つておる。したがつて、鈴木さん、この辺まで議論しましたと、私はこう思ひますといふような段階には至つていないことを率直に申し上げます。

○鈴木一弘君 いわゆる大量償還ということでは、りかえをする、そういうことにもし事態がなつたとする。そのときに全部同じ商品で出てくるとは思ひないわけですね。その中に中期、長期、そして短期国債も入るかといふことになるわけですね。その短期のところは一年未満がございませぬ。これは七年の省令改正でなつてございませぬ。これは明らかに出てくるのじゃないかといふふうな思ひます。そういうふうな多様化も考えられるといふ程度でございませぬ。全部が全部借りがえされるかどうか、もちろん現金償還する部分もあるでございませぬ。全部が全部借りがえされるんじゃないだらうといふふうな思ひます。で、そういう点ではそういう方向性が考えられ得るか、ちよつともう一遍念を押したいのです。

○政府委員(西垣昭吉) 六十年度以降、五十年から非常に国債の発行が多量になつております。その償還期が参るわけが多量になつております。先ほど大臣がお答えになつたように、私どももいたしましては、建設公債についての借りがえについても、それまでと様相が大分変わつてまいりましたので、これを研究するといふことでは始めたところが、特例公債についても借りがえするといふ方針になつてゐる。その分も含めて借換額をいかに円滑に発行していくか、さらに新規債につきましてもまた六十年度以降相当な規模を予定せざるを得ない、だから新規債、借換債あわせて相当規模のものを市場で消化しなければならぬ。そういうことになりませぬと、市場の資金の中にいろいろな性質のものがございますので、ニーズに合わせまして必要な期限を持った公債発行をしなければならぬ。現在出しておりますのは、基本的には十年利付国債とそれから中期国債と言われているもの、これは二年、三年、四年の利付がございませぬ。それから五年の割引債がございませぬ。それから市場の状況によつて超長期というものも出しておりますが、こういうたものだけで対応できるかどうかといふことから、国債の種類が多様化ということも重要な検討課題であるといふことで検討いたしておることは事実でございませぬ。

で、多様化の方向といたしましては、今出しておる種類以外のものということで、超長期の方向におきまして、短期の方向におきましても検討いたしていただくべきです。私もこのように思います。必要があれば多様化に努めていきたいと、このようにふうに思っておりますが、マーケットの状況がどうなるかという点にも、必らずから結論を出すべきものでございまして、必ずどうだというふうなところまで煮詰まっております。検討いたしておりますし、必要があればそういった方向へ進めていきたいと、このようにふうに考えております。

○鈴木一弘君 今の話からすると、非常に短期間の短期国債も出ざるを得ない。しかし、そうすると、この前も指摘したんですが、歳入とか、食糧証券とかというものとどうしてもぶつかってきまして、同じような商品が出てくるとそれをどう消化するか、よほど気をつけていかないと短期の金融資産に対する影響というものは物すごく大きな影響を与えざるを得ませんから、そういう点が金利の自由化と二つの方向であわせていくと、何だか国債の整理をするために借換債を出したおかげで異常な金利の高騰を招くとか、あるいはコールマネーについても非常にタイトな状況になって、今のような状況にいくんだらうというように予想されるわけですが、こういうような市場の実勢を見ながらと言われたんですけれども、その実勢を見ながらということになると、かなり変動すると思うが、多く出したり少なくなったりする部分は、短期の方が多くなってくるんじゃないかという感じがするわけですが、その辺はどうお考えですか。

○政府委員(西垣昭吉) いずれにいたしまして、今後の国債管理政策は硬直的な姿勢ではなくて弾力的に進めていく必要があるんじゃないかと思っておりますが、その際に常に念頭に置かなければならないことは、国債の円滑の消化ということと同時

時に財政負担をできるだけ低く抑える、それから金融への影響をできるだけ小さくする、さらに将来の借りかえ負担ということもございまして、満期構成につきましてもそのところは十分に考える。したがって、例えば短期の方が一時的には金利負担が低いということで魅力がありまして、満期構成につきましても十分考えながらその辺のバランスをとってやるということが、弾力的な国債管理政策を進めるに当たりましても必要なことではないかと、このようにふうに考えております。

○鈴木一弘君 今のことでちよつと関連して伺いたいんですが、対外関係の一括法案がありますね、今度これが通過するということになると、今度外国においても国債の発行は可能になってきます。金利の低いのを求めて、今の答弁からすると、外国での公募をするという債券がふえてくるかどうかということです。それは政府としては金利の高いものよりも安いものの方がいいわけですから、国民に損失を与えないことになるわけですから、当然高い金利のものより安い金利の方に動くだろうと私は想像しますが、その点はどのようにうかがいますか。

○政府委員(西垣昭吉) 現に政府保証外債につきまして外国で発行いたしておりますが、そういった政府保証外債の発行を決めるに当たりまして、利子負担というのが大きき要素でございまして、国内で発行する場合と比べて損得ということでは常に念頭に置きながら発行すべきかどうか、発行条件をどうするかということを考えなければならぬと思います。

で、今御指摘がありました、実は日本は今先進国の中で金利水準が高い方じゃありませんで、むしろ低い方でございまして。そういった中で外国で利子負担を日本以上に負担しないで発行するためにはいろいろと苦労が要るのが現状でございまして、今言われたような問題は今のところはむしろない、こういう状況でございまして。ちなみに申しますと、十年利付国債を本邦で発

行します場合とニューヨークの市場で発行します場合の利率といたしまして、利子負担の率は、為替は別にいたしますと、五%以上の開きがあるんじゃないかなと、このようにふうに思っております。

○国務大臣(竹下登) 今御意見を交えての御提言というのは現実問題あり得る問題。今理財局長からお答えをいたしました、政府保証債につきましても、従来金利の安いところ、それは政府が保証したり政府が関与したりしております、それが日本の金利体系を大きくいびつにするようなものであつてもならぬので、絶えず眼を海外にも開いておる。そこで特定国、あるいはスイスならスイスで発行いたしまして、従来、公共団体、公的機関の場合は、これは私も前から多少承知しておりましたが、港神戸というので、神戸市が比較的昔からそれを巧みに発行しております。したがって、私は公営企業金融公庫にも入れたらどうかというふうなことでそういう問題を逐次やつておりますが、ただ国債ということになりますと、政府保証債と違ひましてロットが大きゅうございまして、片方ですとも百億でございまして、かような単位になります。そういう意味においては非常に慎重に物を見ていかなきゃならぬ。

で、ニューヨーク市場ということになりますと、今理財局長お答えしたとおりの金利差がございまして、したがって、場合によつては、この間やりまじたいわゆるスワップつきという方法によりまして、適当な相手、スイスで起債するニューヨーク市場を利用する人がおつて、それと、現実このニューヨーク市場でこちらが起債をいたしまして、それとスワップすることにおいて結果として金利はアメリカそのものの金利ではなく、そのスワップの相手の国の金利になつていくとか、そういうふうな、私には余りよくわかりませんが、極めて何と云いますか、細かい配慮をしながらやっておりますというのが実情でございまして。

○鈴木一弘君 今理財局長から、また大臣答弁から、現状では確かに金利差は私はニューヨーク市場であると思ひますが、しかし大量国債の借りかえということになってこれが発行されますと、どうしたって規制金利はだんだんだんだん全部なくなつちゃうだろう、日本の中に。そうすると高金利時代を日本も迎えるかもしれない。そういう時代が来るとまたかなり情勢は変わるんじゃないか、こう考えざるを得ないわけですよ。そうすると、今までは日本の国内だけでの借金ですから、まあ一家に例えれば、親が金がないから子供から借りたとか、女房のへそくり持つていったとかつてことになるわけですが、今度は本邦からの借金という感じになりますと、はつきり今度はその借金という感じになるわけですからね。そういう点で何か歯どめとかそういうことについてはお考えがございましてか。

○政府委員(西垣昭吉) あるいは大臣からお答えすることかとも思ひますが、とりあえず私からお答えいたしますが、先ほど申しましたように、利子負担というのは一つの要素でございまして、今御指摘になつたような点、あるいはその市場において例えば発展途上国が起債をしなくちゃならないものをクラウディングアウトしてはならないとか、いろんな要素があると思ひます。そういった要素も踏まえてそういうときには十分検討しなければならぬ問題で、単に利子負担が安いからというふうな安易なことでは外債の発行をするというわけにはまいらないのではないかなと、このようにふうに思っております。

○国務大臣(竹下登) 今理財局長がお答えしましたとおり、今度の法律をつくりますにも我々意を用いましたのは二つあつたと思ひます。一つは、これはたまたま鈴木さんと私は同じ一九二四年生まれでございまして。我々の時代で外債発行といひますと、一つはスイス等を連想して、いわば良質な低利の金を求めていくという考え方と、もう一つはかつての戦費調達というイメージがわいてくるわけですが、したがって、この法律をつくる

にも少なくとも後者のイメージがわくような形は本当に一番避けなきゃいかぬ。

それともう一つは、今理財局長申しました、開発途上国が起債する場合、いわば先進国の日本がその場を占領してしまうということに対する国際金融全体に対する配慮という問題を議論いたしました。ところが、いずれも幸いにして、各方面の議論は、それに対する懸念は、まあ思い過ごしという表現は適切かどうか、そこまで考え、そこまです議論を詰めているなら立派なものだと、そう褒められたというわけじゃございませんけれども、そういう議論もして実は今度のあの法律で、まあ俗称中曾根ボンドのお認めをお願いしようということになった経過がございますから、その辺の配慮は確かにいたしました。年代なら年代なりに、恐らく今の若い人はかつての戦費調達なんというものを全然考えないかもしれないけれども、私どもの年配ではちょっとそんなことを考えたり、そういう国民全体の中に中曾根ボンドというのがどういふふうなイメージづけられるかという感じも十分検討いたしまして踏み切った措置でございます。

○鈴木一弘君 借換債のことでもうちょっと伺いたいんですが、国債借りのかえの新しいルールについて借換債の方で、期間一年以下の短期国債を発行する、借換債発行について単年度主義を撤廃する、借換債の消化についてもシンジケート団引き受けを採用する、そういうことで何か国債借りのかえの基本的考え方をまとめたとの報道があるわけでございます。それをまた法改正を行うというふうなことも出ていますけれども、この点はどうですか。

○政府委員(西垣昭吉) 新聞にはいろいろな推測記事が載っているようですが、借換問題懇談会について申し上げますが、先ほど申しましたように、まだいろんな御意見を自由に出していただいている段階でございます。一つの方向が出てしまったというふうなことではありません。あくまでもそれは新聞の推測記事ということだと

思います。

それから借換債を離れていろんな記事が出てくるものもございますけれども、私どもとしては検討課題としていろんなことを考えてはおりますけれども、方向としてどうだということまで煮詰まったものは現在持っているわけではございません。

○鈴木一弘君 もう一つ、国債の発行については、新規発行分は一般会計、それから借換債については国債整理基金特別会計という現行制度に対して、昭和六十年から始まる大量償還のことに對して新たに別の特別会計を設置して国債発行の一本化をし、国債発行しやすい方向にしよう、こういうふうなこともちよつと出ているんですけれども、この点はどうですか。

○政府委員(西垣昭吉) その問題につきましても先ほどの私の答弁に尽きるわけでございますが、ただ、こういうことがございます。衆議院の大蔵委員会におきまして堀田議員から、いわゆる堀構想ということであるという特別会計をつくらうかどうか、こういうふうな御提言がございました。それに対して、六十年以降円滑に国債の発行、消化をしていくについてはいろいろと工夫を要するというところで検討しておりますので、そういった問題も検討の一つとして、今後検討させていただきます。私どももいたしましては、いろんな御意見があれば、今の制度にとらわれないこと、弾力的に検討を進めていきたいというふうなことであります。

○鈴木一弘君 今ので大体わかりました。今のところは皆さんの御議論を踏まえてということが一本入っておりますので、これからのあれになるんだらうと思ひます。

いま一つは、これは大蔵大臣にぜひ伺いたいんですが、財政再建の問題が借換債には全部入ってくるわけですね。この財政再建のことについて、前回の予算委員会の席上で私が総理大臣に伺いました。総理大臣に伺って、西ドイツがやっている

ような財政再建についてのいわゆる財政再建法といひますか、予算均衡保持法とか、財政構造改善法とか、中期財政計画ということになるわけですが、中期財政計画というのをやるというふうな考え方はないかということに対して、総理は、将来の問題としても検討してみたいと思つていらっしゃるやうな答弁が出ています。もちろん野党の御協力が必要だけれども、そういうことはございまして、よく見えた上です。また、財政再建というように答弁があったわけですが、当然、財政再建ということになれば、主軸をなすのは大蔵省だろつと僕は思います。この点については今のところどんなふうな御考えでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) この問題につきましては、私もその当時の事情は承知しておるところでございます。今までのいろいろのことを考えてみますと、かつて行革関連特別法を五十六年にお出しいたしましたあれも、財政改革を進めていくための手段として一括法で出したという意味においては、財政再建法の一部の性格を持つておられるというふうな思つております。そういう問題は将来の課題としてあり得るのかなという感じがしないわけじゃないんですが、鈴木先生がかねて御主張なさっておりますのは、むしろ、ドイツ等で行いまして、いわゆる財政再建計画というものをまず定めて、それに向かつての一つ一つの手法を財政再建法という形でくくつて、そうして進めていくという手法のように、私自身はそういうふうな受けとめたわけでありまして。

そうすると、その財政再建計画の方から一応議論を詰めていかなきゃならぬということになります。か、かねての御主張でございますが、アメリカの分を見ても西ドイツの分を見ても、言つてみれば後年度負担推計方式ではあるわけでございます。すなわち現行の制度・施策をそのままに置いて、というところからいろいろ考えられてきておりますが、我が国の場合、現行の制度・施策をそのままに置いて考えた場合に、一体財政再建なり財政改革というのはできるかということになりますと、

なかなか問題は難しいと思つてございまして。そこで、後年度負担推計方式でいわゆる展望とか指針にはそれを使わしていただいて今日まで来たわけでございますが、非常にリジッドな計画を立てるということになります。例えばレーガン政権が誕生いたしましたときの計画からいたしますならば、これは五億ドルの黒字になつておるという一応の計画を発表していらつしやいます。現実千八百億ドルの赤字、それをレーガン政権の場合は、おれはそう思つていたが国会が承知して財政削減に協力しなかつたからこんなになつたと、そういうふうな表現も教書等では見受けられるわけでございます。

したがって、非常にリジッドな、非常に固定した形の中の財政再建計画というのはまあ難しいではないかというので、いわば展望とか指針とかになつておるわけでありまして、したがって、それ全体をインクルードした形の財政再建法というのはなかなか難しいかな、しかしやつぱり勉強はしてみよう。が、例えば五十六年度にお出ししたようなもののいろいろな手法を一つにひくくつてそれを国会で御審議いただくという手法等はやつぱり考えていくべきものだというふうな考えでおりますので、一つは、前提の財政再建計画と我が国の展望と指針というところのずれというものもございまして、考え方としては財政改革、財政再建が今至上命題だと言われている今日、検討すべき課題だというふうな考えでいるところでありまして。

○鈴木一弘君 西ドイツの場合の財政構造改善法というのはいままでの歳出に聖域を設けてないわけですね。例えば州への財政交付金も抑え込んで、病院建設に対する州への補助金、そういうふうな地方財政に対するものも全部切り込んだわけですね。そういうことで国と地方と一緒に痛みをとめて財政再建に努めているところがあるわけですね。私はそういう点では、地方団体から怒られるかもしれませんが、地方交付税ということになると、地方団体から見ると、これは既

得権益の歳入であると言ひ、ところが国の方から見ると、よく見るとこれは膨大な財政赤字をつくるための大きな歳出になつていくわけですから、こういう点はよく考へていく必要があるんじゃないかと思ひます。この点いかが考へてしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これはまず行政改革というやうなものの中で、地方が一体となつて痛みをともに分かち合うべきだという思想が逐次定着をして、今法律案、年度の国会でもいろいろございしますが、見ますと、そういう方向へ、確かに若干の時間はかかりましたが進んでおるんじゃないか、そうすると財政改革の点においても当然考へられなきやならぬ。今御指摘なさいましたやうに、實際交付税とは何ぞや、こういう議論をしますと、それはある見方からいいますと、あるいは国が地方にかつて徴収しておる固有の財源だと。国の方は、いや、あくまでも交付税である。そしてそれがひもがついていない限りにおいては地方の固有財源であるけれども、別に地方にかつて徴収しておるものではなく、国税三税の一定比率を交付しておるものだと、その辺からの議論がいつもあるわけでございます。その辺の応援団、ちよつと表現がおかしいんでございますが、財政審とそれから地方制度調査会の報告を見ましても、両者そういうふうな多少の感覚がございします。

しかしながら、私も予算のたびごとに、なかなか今度予算が通過いたしました後、これは六十年度予算の編成について地方も御協力をお願いしたいということを少しく具体的に触れてお願いをしたという段階でございます。それは本当にあるべき姿であらうというふうに思つておりますけれども、一方地方自治の本旨というものがございまして、それはやはり時間をかけた話し合いというものが必要だ。したがつて、この財政改革、財政再建の問題につきましては、今度も大変内なる改革の一つとして私が申し上げております地方財政制度自身にもいけば一つの改革

がお願いできたわけでございますから、来年度予算編成作業を通じてながらも不断の連絡、協調をやつて、痛みをともに分かち合うという形で持つていかなきやならぬ。えてして、いや、おれの方も大変だ、おまえの方も大変だ、おまえの方が大変さが少し少ないとか多いとか、そういう議論にはならないやうに、これから両者で絶えず意見交換を進めながら建設的な方向で模索を続けていかなきやならぬことじゃないかなあという基本理念は持つておるつもりでございます。

○鈴木一弘君 今度の法律案によると、赤字国債の償還は一括現金償還になるのか、借換償になるのか、これははっきりわからないわけですね。そのか、これははつきりわからないわけですね。そのうして、今の答弁から伺つてわかることですけれども、この法案自体が財政再建と表裏一体の問題である。そういうことになりまして、国債の償還め等の問題もありまして、財政再建法をつくら取り扱つていくかという問題もありますし、さらに国債整理基金特別会計法もいじらなければならぬいかもわかりません。こういうことを全部検討した上で、この法案による借りかえのところについては決めるのが本当じやなかつたのか。五十九年度債についてはわかりません。しかし、それ以前のものについてはまとめたというのを一遍に入れて今後は全部借りかえにしたいという、できるやうにしようという、そういう行き方は順序が逆じやないかというふうに思ふんです。この点どうも納得がいかないわけなんです。本当はきちつとした財政再建の方途を示して、だからこうすると、こういうふうにするべきじやないかと思ふんです。この点いかがでしようか。

いたとしても、大きな政策変更をするならば、されば将来計画はどうなるかというものと一緒に、あるいはその後追ひをしてでもと申しましようか、そういう形で議論を求めていくというのが一つのあり方ではないかという議論は、私はあり得る議論だと思ふのであります。

○国務大臣(竹下登君) 実態から言ひまして、その議論は私は当然のこととして議論の経過の中においても存在する議論だと思ふのであります。借りかえをしなきやいかぬ状態に立ち至つた。そのことは、第二次石油ショック等の世界同時不況の中で歳入欠陥が生じたというところは仮にお認めいただいたと、仮にでございますが、お認めいただ

議院の予算委員会の会議録等を見てみましても、大平さんが大蔵大臣でございしますが、償還財源として借りかえによつて調達した財源は使わない、言いかえれば、借りかえてなくて満期になりや耳をそろえてお返しいたしますことだと、こういうふうにもうはつきり言つてゐる。だからこそ特例にしたいんだというふうに言つておられます。で、償還基金のいわゆる百分の一・六という繰り入れの問題についても、これは特例公債の方は特例なんだから、あくまでも特例なんだから、異例なんだから、そういうやうな十分の一を繰り入れろという質問に対して、いや、そんな必要はない、そのとききちつとお返しするんだからいい、剰余金を半分だったのを全額入れることにしたし、あるいは予算の繰り入れも考へるんだからと、こういうことで答弁をしてきてゐるわけですね。こういうことできちつとお約束をしてきてゐるわけですね。十年後には現金償還、それは御答弁聞けば、今までのものはちゃんと現金償還します、その財源は別にと言ふんですが、まあ同じこととす、これは、借りかえしたつてだけのことで、これは現金償還がなくなつたということとす、真実のことを言へば。

だから、これは国会でこれだけ十年間毎毎回きちんきちんと審議をして、特例法でもつて通つてきたというこの、これはなぜ特例かということの重さ、これは実は私には大変なことだと思ふんです。それがもし今回この法律案が出るとなると、出るといふか審議してありますが、この法案でいくという、今後国民に対しての負担はややつちにかねなきやならぬわけでございますから、だからこういうふうにきちつと特例法ということで、異例中の異例として明文化してきた重さというのとはどう認識してゐるんですか、今。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、私はその御指摘はそのとおりだと思ふのであります。五十九年度に国会でいろいろ議論をいたしまして、少なくとも五十一年度以降借りかえ禁止規定というものは、その議論に基づいて財政の節度としてつてきたわけ

だか、試算をお出ししましたり、仮定計算をお出ししましたりする中で御議論をいただく、それらの議論の中で国民のコンセンサスがどこにあるか、あるいはどこへリードできるかという方途を見つめながら、施策がそれを後追ひして出てくるということにならざるを得ないんではないか。だから将来、六十五年までにはかくかくしかじか、あるいはそれ以後の公債残高を減していくためにはかくかくしかじかの目標を定め、それはこういう手法をとる。だから、とりあえずはこういう形の御審議の仕方というのは實際問題としては困難な問題が多いというふうには私は認識をいたしておるところであります。

○鈴木一弘君 ちよつと論点を交えていきますけれども、昭和五十年から毎年度こうやつて特例公債のための特別立法をしてきました。そのたびに十年後には現金償還ということを明確にお約束をしてきております。当時、昭和五十年の十月の参

であります。したがって、国債の信託性というものは、それが現金で手元に返ってくるということによって信託性があるわけでありまして、したがってこのたびも借りかえによらざるを得なかったといひましても、それはあくまでも持つておる個人に対しては現金で償還するための財源を借りかえによって調達するというわけでありまして、一部乗りかえの部分もあることは事実でございます。だが、そうなることが、あの当時の答弁からすれば一貫性はございません。

したがって、五十六年、五十七年、なかなかこの両年でございましょう、今日もなおその影響がもたらぬと思つておられるけれども、この予期せざる経済、財政状態の中であつて、これからのことを、五十九年をギブアップしましたということを申し上げた段階から、一つの大きな政策の変更というものを余儀なくされざるを得なかつたんじゃないか。そこで六十五年度努力目標というものを持つて、その間もろの諸要素から考へてみますと、経済に急激な変化、あるいは国民の暮らしに急激な変化を与えてもならないという考え方を基調に持てば、償還財源、償還のための財源を借りかえに求めざるを得ないという政策変更をやらざるの余儀なきに至つたというわけでございますので、従来の答弁からすれば、著しい政策の変更であり、あるいは国会に対してのそのときの言明からすれば、まさに約束を破つたことになりはしないかという批判は、これは甘んじて受けなかならぬことじゃないかというふうな事実認識を私はいたしております。

○鈴木一弘君 きちつと三つの方法ということで、一つは例の定率百分の一・六繰り入れ、それから剰余金の金額、そして予算から入れて、それで間違ひなく六十年にはきちつとやります、特例公債というのは速やかにきちつとやります、それから、こういうのがスタートのときの話ですね。だから、私たち毎回毎回来るけれども速やかに減償をしていくんだと思つていたわけなんです。それがここへ来て、その部分もあるかもしれ

ないけれども、今の御答弁からすると、しようがない、どう非難攻撃されても仕方がないから借りかえていくんだと、こういうふうな聞こえるわけですね。私はむしろ、きちつとしないものはない、お支払いくださいと言つたつて、ないものは払えませんが、そのぐらゐのきちつとした大蔵省の毅然たる態度が必要じゃないか。お金に余裕があるときには、必要ならそれを減らしなさい、こつちのお金を出してあげるからと言ふことできるけれども、ないんだから今度は一番強いと思うんですね。それでなければ本当の財政再建はできないんじゃないかと思つておられるけれども、どうでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 非常に下世話な言葉になりますが、ないもいゝやうな余りないのものと、きちつとしない、こういうこともございしますが、私経済と違つて国家財政ということになりますと、そういう自暴自棄と申しますか、そういう姿勢で済まされるものではございません。そこに苦惱する問題があるわけですね。今三つ御指摘なさいました点につきましても、これは百も承知の上で御議論なすつていただいておりますのでございしますが、例えばこの三年間にわたつて定率繰り入れを停止しておる、したがつて停止するについても私どもいろいろ考へて、財政審の方でも議論していただいたら、この減償制度の根幹は残すべきだ、だからその都度都度やむを得ない措置であるにしても根幹は残すべきだと、やつぱりそうだと私も思つております。

それから二番目の問題にいたしましても、剰余金が出たらその半分を、いや全額をと、こう言つて大平さんのときに申し上げたわけですね。それもいわば減税財源に、五十八年度も千五百億でございまして、それに使つてもらふ、あるいはその前四百八十四億でございまして、いわゆるラメン減税と言われたときもそれを財源として使つていただいた。だからまさにその限りにおいては、そういう償還のための財源として考えられるものにその都度手がついておりますので、別の財

源として、したがつておつしやる指摘はそのとおりであると私は思います。

したがつて、そういう中において、結論から言ふならば、償還のための財源は、急激な経済の変化をもたらさないでやるためには、借りかえを認めていただかざるを得ないという状態になつたことを素直に申し上げて、御理解を得ていくという我々としての責務がそこにあるんじゃないかという考へ方に立つてお答えを申しておるわけであり

○鈴木一弘君 何度も何度も同じことを言うようですけれども、財政法では赤字国債は禁止されている、したがつて特例として赤字国債を出さな

きやならない、そうしなさいと予算がどうしようもできないからというのでやつてきた。審議の際には必ずしも言はれたことは、減額の問題、何年か先には必ずしも通つてきたわけですね、今まではそれが今度は何か歯どめがなくなつてしまふ。私はその点で大変おかしな思ひ方です。

国債整理基金特別会計ができた明治三十九年の審議をずっと見てみましても、時の大蔵大臣ははつきりと、このときは日露戦争の費用を償還するといふことでやつておるわけでございますけれども、二十万円の償還をやつて、三十九年には必ずこの償還が済むという、こういうことをはつきりとこのときの阪谷大蔵大臣が答弁して

ちつとした目標を持つてやつていくのが当たり前だろうと思つておられる。

そうなるに現在残つておる国債の残高、いわゆる特例公債についての残高を一体いつまでにゼロにしよう、こういうふうにしていくかということが今の減償計画の中に出てくるかということなんです。いろいろ計画では六十五年とか、発行ゼロのペースでございませうけれども、じゃ借金ゼロにしていくには一体どうするのかということが残つてくるわけなんです。こういうことがきちつと示されないと私はいけな

○国務大臣(竹下登君) 今の御意見でございますが、事務当局からちつと差し入れていただきまして、したのを見ましても、「明治三十九年一月二十九日午後一時二十二分開議」(即ち此十八億ノ公債ノ処分ヲ著ケルカタメニ、年々一億一千万ノ公債元利仕込ノタメニ資金ヲ支出スルコト云フコトニ極メマシタノデゴザイマス、デサウ致シマスルト云フコト)のこの言葉でございまして、先づ初年ニ於キマシテ凡ソ二千万位ノ償還ガ出来マシテ、詰リ三十箇年ニハ残ラズ此償還ガ済ムト云フ勘定ニナル所ガ此予算委員会デモ質問アリマシタヨウニ、既ニ三十九年度ニ於テハ一方二億三千万ト云フ公債ヲ募リ、一方二億還スルト云フハ、ドウ云フ訳デアラウカ、寧ロ償還ヲ省イテ募價ヲ減ジヤドウカト云フヤウナ御説モアリマシタガ、此公債ノ価格ヲ維持スルト云フコトガ将来財政ノ上ニ付イデハ、極メテ必要ナコトデア

ハ、極メテ必要ナコトデアアル」というふうな、やつ

ばり先輩たちも非常に似たようなことを心配して議論されたのだなと思っておりますが、三十九年度でこのようにして残高をなくしますと言うのは私は勇気があつたと思っております。

結果は、その後いろいろな経済情勢の推移がありましたが、とはいえ、今日私どもが申し上げておりますのは、その議論は私どもにもわからないうわげじやございません。しかし第一段階は、先ほど申し上げましたが、とにかく六十五年度を努力目標年度として定めて、新発債の特例債の発行をゼロにするということを第一段階としてお認めいただきたい。そこで第二段階としていわゆる残高全体の問題についてこれを減していきま。さればそれを何年に減すのか、あるいはおおよそ、今ごろで言えば対GNP比で言った方がわかりやすいかも知れませんが、対GNP比でいかに何年かかって持つていくか、せめてそれぐらいのものは今漠然とながらも出すべきじゃないか、こういう御議論であります。

ただ、それこそ今日の事態から考えてそれを正確なものとしてお出しするということについては非常に難しい現状にございます。だからとりあえず今考えるのは、新発債の特例債というものを努力目標年度に何とかゼロにするための逐年の努力の積み重ねをやっていくことであつて、その後の公債残高全体をどのようにして減していくかということについては

（委員長退席、理事岩崎純三君着席）

その第二段階においてまた国会等の議論を通じてから国民のコンセンサスを求めてやっていくこと、というのが偽らざる現状の姿であるということ、私ども自身が自分にも言い聞かしておるところであります。

○鈴木一弘君 この明治三十九年のときを見ると、当初は二千万円、ところがそれから十年たった大正四年には五千万円元金償還できているようになるわけですね。それが定率繰り入れが一万分の一一六になつていった理由になつてはいるようにすけれども、私は今あるものについてはこういう

ふうになりつつと始末をいたしますというものが明示されるべきだろと思うんですね、現状においては。それから以後のものについてはまた別に考えなきゃなりません。そういうふうになりつつきちつと私はするというのが本当じゃないか。何か知らないけれども、このままでいくと例の高橋財政のときのように崩壊的にだんだんだんだんふえていつて、最後にはぱあになつてしまふようなおそれ、僕らはそういう世代で過ごしたからそう思うのかも知れませんが、本当に残念な感じで、そういうおそれを持つわけですよ。だからその点では、何か今回の行き方は、昔の政治家は随分気骨とさつとした良心と責任を持つてやつたんじゃないか、政治家というか、官僚にいたしましても。現在はそうじゃない、財政当局もそういつたものがないんじゃないかという感じを受けざるを得ないわけですね。私はそういう点でどうも納得がしがたいものがあるんです。

この問題は今のままでどうもと留保しておきますけれども、一つ伺いたいのは、赤字国債の現金償還が困難になつた。これは大蔵省としてはいつごろ不可能と判断をしたんですか。定率繰り入れを取りやめた五十七年じゃないんですか。そのときにその繰り入れをやめなきゃならなくなつてくるほどであるということ、これは特例債についての現金償還はもうできない、こうみなしたと、こういうことじゃないんですか。

○政府委員（平澤貞昭君） これまでの過去の経緯でございますので、私の方から御説明したいと思

御存じのように、従来特例公債の借りかえは行われないこと、それから五十九年度までで特例公債依存から脱却するということを政府の方針としてきたところでございます。しかしながら、いろいろ御議論もございましたように、第二次石油ショックという予期せぬ事態が起こりまして、我が国経済、財政を取り巻く環境が大きく変化したわけでございます。その結果、財政の面において特に収入面で大幅な減入欠陥が生じた

いうことになつたのでございます。

そこで、五十八年度予算編成のときにおきまして、従来言つておりました五十九年度脱却の実現は困難だというふうに考えられたわけでございまして。しかし財政をめぐる環境はなお極めて流動的でございましたし、それから財政についての中長期的展望、指針の検討がちょうど行われておりまして、それが出てくるということで、その中で財政の将来展望も検討して考えていくというふう

その後、昨年の八月に今申し上げました経済についての中長期的展望指針といたしまして「一九八〇年代経済社会の展望と指針」が閣議決定されたその中において、従来の五十九年度脱却ということがだめになりまして、対象期間中である六十五年までに脱却するという努力目標が改めて示されたわけでございまして。その後、本年の一月になりまして財政制度審議会から、今後我が国経済の着実な発展と国民生活の安定を図りながら、今申し上げました六十五年までに特例公債依存体質から脱却を図ろうとすると、どうしてもその特例公債について借換債の発行を検討せざるを得ないという報告をいただいたわけでございまして。

そういうことで、今回政府内でもその報告を受けましていろいろ検討しました結果、遺憾ながら借換債の発行を含みます今回の法律案を御審議願つておるという状態に立ち至つたわけでござい

話から聞いても私はそういうふうに思ひますよ。  
（理事岩崎純三君退席、委員長着席）  
だから、そういう点で、それならそれで五十九年度に借換債を發行するということでも法律案を出す、そしてそれ以前のものについては一括してこういうふうに出すとかいうことをやるべきじゃなかったかと思ふんです。性格の違ふ財源の問題と一方の償還の問題と両方をごちゃごちゃにして出してきた。何だか洋食と日本食がまざつたやうなものを食べさせられたやうな感じがしてしょうがないんですけれども、こういう法案の出し方というのは何かどさくさに紛れてやつた感じがして仕方がないんで、この点どういうふうにお考えですか。

○国務大臣（竹下登君）

確かにこの問題、私どもがこのたびの法案を提出するに当たりまして最も中心的に議論した問題でございます。素人議論から玄人議論にずっと積み上げていったわけでございまして、最初は今御指摘なさいましたとおり、今の法律というのは五十九年度の財政運営に必要な財源を確保するための特例公債の発行、その特別措置法の問題と、もう一つはその償還のための起債の特例を定める法律と二つが出ておるわけですね。私も財政節度という観点から妥協を考へてみますと、ある意味においては毎年毎年、これは償還期が来るのはこれだけでございますが、これだけのものについては借りかえをお願いしたいということが、昭和五十年以来あつて毎年毎年その年度の必要な収支差額の補てんについて特例債をお認めいただいたというところで出しておるわけでございまして、毎年毎年必要な償還額をお許しいただきたいという形にして、五十九年度はなるほど今からこの借りかえを完全になくすというのはなかなか困難であるならば、借りかえ禁止規定のつかない形のもので出して二本の姿にすべきであるという議論もいたしていただけたらいい。一つは、償還期が本當に到達するの

は六十年だから、言ってみれば、もう一年議論した上で、場合によってはそういうことは私が考えることとさせていただきますが、この特別国会等にお願いして議論してみる課題でもない、こういうようなことも随分部内で議論を重ねてみたわけであります。

ところが、五十九年度特例公債の発行に関する規定を定めるに当たりまして、財政審で御審議をいただいたのでございますが、従来どおりの特例公債や財源確保法に定めてまいりました借りかえ禁止規定をそのまま置くというのには極めて困難だということ、まずこの五十九年度発行分についてそういう事実認識の上に立たざるを得ない。しかし、この特例公債のよつても立つ責任からして努力規定というものをこれにかえて設けなきゃいかぬ。さて、そうなりますと、五十九年の特例公債の償還期よりも前にそれこそ財政事情の厳しい時期に償還期が参ります既発債についてこの借換債をそのまま残しておくということは、現実問題として借りかえを行わないとするとは困難ではないか。そういう意味で、この新発債は借りかえ禁止規定は外して既発債はそのまま残すということについては適當ではないという考え方が一つございます。

それからもう一つは、五十九年度特例公債もそれ以前の各年度の特例公債も、いずれも經常収支差を補てんするという意味では同一性格のものである。しかもこれも毎年毎年出しておつた。これからの特例公債を六十五年の努力目標はございまして、毎年毎年出していかなきゃならぬ。そうすると、毎年継続して発行されたということから考えると、収支差額を補てんするものであるという同一性格と同じように一連のものとしてこれを考えざるを得ないだろう。法律の整合性等の角度から議論をいたしました。

そこで結局、最終的にはこれはこの際政策転換、大きな意味における政策を変えていくわけであるから、したがって努力規定を設け、そして今のように国会で議論をいただいてこの問題はお願

いするの筋じゃないか。いろいろ議論をした結果そういう結論になって、そのような姿で御審議をお願いしておるといのが現実の姿であります。

○鈴木一弘君 昭和五十九年度の赤字国債の発行予定額は六兆四千五百五十億、今までの特例債の赤字国債の一括現金償還、借換債に切りかえるという場合の額は五十三兆八千億、これは何か一緒の法案で出るといことが大変私にはびんとこないわけですよ。昭和六十四年になれば六十七兆円になる。それが六十年先まで償還を引き延ばすことができるように今度はなってくるわけですが、場合によつて、商品が多様化するでしょうけれども、しかし借換債ということになると、今度は国債整理基金の中で扱うようになりますから、もう四条公債も何と同じことになってくるわけですね。全く性質が変わらないということになります。そういう後代に大変な負担をかける。一方の建設の方は六十年たてば一つの建物についての問題とか、セメントのダムの寿命とか、そんなことで六十年ということがあるかもしれないけれども、一方の方についてはこれは一般財源としては使っていくわけですから、給与のほかに、それは当然そういうようなものはないわけですからそれが一緒になつてしまふ。これではどうしても後の世代にえらい負担をかける。今オギャーと言つた子供が六十になるまでかかるわけですし、これから十年後に償還の来るものもございまして、それうすると、これから生まれてくる子供が六十歳になるまでもそれを背負っていかなきゃならぬ。これは国会議員として審議できません、こんなのが責任ある立場として、こういうものをこれで結構ですなというところは到底言えるものじゃないと思う。

私は、だから、これはどうしてこんな大蔵省の姿勢が急激に変化して——建設国債とは違ふんですから早く償還しなきゃならぬものです。それを、そういう姿勢をばつと変えてしまった。余りにも無責任だという感じがするんですよ。どうで

すか。  
○国務大臣(竹下登) その批判にはこれは甘んじてこたえなきゃならぬ問題だと私も事実認識をいたしております。

先ほど御意見を交えての御質疑の中にございましたように、五十七年度補正の際に、おまえさんらはいわゆる定率繰り入りを外したじやないか、そのころから赤信号でございまして、黄信号でございまして、ぐらいいつておつたじやないかという御趣旨に受け取れる御発言でございまして、私自身も考えてみますと、実際問題、あの五十七年度補正というのは、事実いわゆる性格としては大変な補正だつたと思うのであります。あれだけの歳入欠陥というものを認め、そして当初の見積もりからするすべての点についての手直しが行われたような内容に基づくものが、これは五十七年度予算算じやなかつたかなというふうに見えるわけでありまして、したがって、そのときから客観的に見れば黄信号とか赤信号がついておつたじやないかという御批判は、私は、人それぞれによつてその受けとめ方は違ふにしても、可能性のある、そういう見方も成り立ち得るポイント、タイムポイントじゃなかつたかという感じはいたします。

しかしながら、五十八年度予算編成に当たりまして、まさにこの五十九年度、しかし、その段階では五十九年度脱却の困難性を意識しつつも、それをギブアップしたということを国会で申し上げるだけの勇氣と準備はなかつたと思うのであります。したがって、五十八年度予算を議論し、正確に今度はそれを見直す時期であるということをお答え申し上げつつ、今度六十五年度というものをこのまさに政策の変更を行いました、五十九年はギブアップしました、六十五年度を努力目標として「八〇年代経済社会の展望と指針」の中で議論されたところに焦点を合はして、私どもは新たな目標を、六十五年に努力目標を設定したのでありますというところから、言ってみれば出直しになったわけでありまして。

したがって、私は、五十七年度補正の際黄信号がついておつたという見方は、人によつてそれはあり得ると思つておりますが、政府として正確に政策転換をいたしましたのは、その目標の変更を行いましたのはその後であつて、そしてそれがための政策の変更としてこの借りかえということをお願いしておるといのが、これが現実の姿であります。したがって、それが国民に与える影響として余りにも唐突な印象を与えておるじやないかという議論もまた甘んじて受けなければならぬだけに、国会の議論等を通じてその意のあるところを訴えつつ、国民の理解と協力を求めていかなきゃならぬ課題であるという事実認識の上に立つてお答えを申し上げておるところであります。

○鈴木一弘君 我が国の国債政策の一大転換をやるのが今度のこの法律です。それに対して本年度の財源確保ということ、それに絡めて国会を通過させるというやり方は大変納得しがたい。私、認められませんが。現在生まれた者が六十歳になるまで負担を背負わされる、そんな無責任な遺産は国会議員としても国会としても残せないものだと思います。大体これを通してきた衆議院がおかしいのだ。私はそういう点で借換債の変更についての——大蔵大臣は随分と苦勞されて今答弁をされていまして、その苦衷のほどはわかりますけれども、この点について明確になつてこなければ審議は進められない。法案の名称に「等」をつけただけでもって全部一緒にしてしまつた。なぜ二つの法案にしなかつたのか。建設国債と借換債との間にどういふ違いがあるのか、これもはっきりわからなかつたことですよ。実質的にこの借換債が必要になつてくるのはまだまだ先のことですよ。何も本年度のここでもって法案を通す必要はないことですよ。

私は、そういう三点のことが明確にならない、今までの審議でははっきりわかつてきませんので、これはもう質問を留保しますし、また委員長においても、これは国会議員としても、こんな審

議到底できるような代物じゃありません、法案じやないので、大蔵委員会としても直ちにきようは散会しちゃった方がよろしいんじゃないか。要求をいたしておきます。

○**國務大臣(竹下登君)** それだけの御批判をいただくことを覚悟の上で、あえて言語明瞭にできるだけ気をつけながら一生懸命お答えをしておるところでございます。それぞれの問題点につきまして、先ほど来申し述べておりますように、いろんな角度から我々としても議論を通じて、今日このような形で御理解を得るべく努力をしておるといふ、そのまことにさなかにあるという事態の認識をいたしておるものであります。

○**鈴木一弘君** 委員長に答弁求めていますよ。  
○**委員長(伊江朝雄君)** ちよつと速記をとめて。  
(速記中止)

○**委員長(伊江朝雄君)** 速記を起こして。  
ただいまの鈴木君の御発言に対して後刻理事会で相談して、その結果をまた報告します。

○**鈴木一弘君** 質問を留保しておきます。  
○**委員長(伊江朝雄君)** 鈴木君の質問はそれじや留保することになります。  
速記をとめて。  
(速記中止)

○**委員長(伊江朝雄君)** 速記を起こして。  
暫時休憩いたします。  
午後一時十九分休憩

午後三時三十分開会  
○**委員長(伊江朝雄君)** ただいまから大蔵委員会を再開いたします。  
休憩前に引き続き、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。  
質疑のある方は順次御発言願います。

○**宮島潤君** 言葉を重ねるまでもなく、今日我が国の財政再建は国民の最も関心事であります。今回の財源の確保を図るための特別措置等に関する

法案については、従来の政府方針を変更するものであり、そのことについては政府におかれても遺憾の意を表明されているところであります。この一事をもつてしても、いかに我が国の財政再建が厳しいかをうかがえるものであり、今後の我が国の経済の発展と国民生活の安定の基盤を確かなものにするためには緊要な政策が必要であります。それらの観点から次のような事項についてお伺いをいたします。

今回の特別公債の借りがえ問題について基本的な事項をさかのぼって整理させていただきます。まず、借りがえという点、国民の中には素朴な疑問として果たして現金で償還してもらえないか、借換債の債券をもつて償還されるのではないかという危惧もあるようであります。そこで借りがえとは何なのか、わかりやすく御説明をいただきたいと思ひます。

○**政府委員(平澤貞昭君)** 借りがえの意味についてでございますけれども、今委員がおっしゃいましたように、国債は償還期が来ましたらすべて現金でこれを償還いたしておるわけでございます。それでは借りがえとはどういうことかということでございますけれども、国民の保有する国債について満期が到来した場合現金ですべてお返しいたしますが、その財源について何で賄うかということに借換債の発行により賄うという場合には、これを借りがえと言うことになつておるわけでございます。したがいまして、借りがえの場合であるうと、それ以外の財源調達によつて償還する場合であるうと、いずれにいたしましても国債の保有者には不利益はないわけでございます。すべて現金で償還を受けるということになるわけでございます。

○**宮島潤君** さらに建設国債と特別国債とはどう違うのか、幼稚な質問でございますが、御説明をいただきたいと思ひます。

○**政府委員(平澤貞昭君)** 建設公債というものでございますけれども、これは財政法第四条第一項のただし書きの規定によりまして発行する公債で

ございます。この公債は見合ひの資産の残る公共事業費、それから出資金、貸付金の財源として発行されるものでございます。これに對しまして、特別公債は財政の經常収支差を補てんするために発行されるものでございまして、先ほど申し上げました建設公債に對しましてあくまで特例的なものでございまして、毎年度毎年度その根拠法を国会に提出し御審議願ひ、国会の議決をいただいているわけでございます。

○**宮島潤君** ただいま建設国債と特別公債の違いにつきましての御説明をいただいたわけでございしますが、従来建設国債と特別公債との間には垣根がありましたが、今回借換債の発行によつてその垣根がなくなるように思われますが、いかがでございますか。

○**政府委員(平澤貞昭君)** 建設国債及び特別公債、いずれにつきましても、これを償還期が参りました際に借換債の発行によつてその償還財源を賄うときには、国債整理基金特会法第五条の規定に基づいて借換債の発行を行うわけでございします。その意味では法律上両者に差はないわけでございします。

○**政府委員(西垣昭君)** ちよつと補足させていただきますが、従来から投資家にとりましては建設国債といひ、特別国債といひまして、同じ有価証券でございまして、投資目的としては全く同じものでございします。ただ、国債としての性質が違ふ、あるいは根拠法が違ふということ、その間には違ひがあるということになつておりますが、今主計局の平澤次長から御答弁申し上げましたように、その借換債ということになりますと、いづれも国債整理基金特会法の五条に基づく国債というところで根拠法が同じになつてしまつと、こういう問題がございします。

ところで、財政再建を進めるに当たりまして、まず第一段階といたしましては、特別公債の依存体質から脱却する、それから第二段階としては特別公債の残高を減少してゼロに持つていくと、こういうことを目指しているわけでございますが、

そうしますと特別公債の残高を把握しなくちゃならない、こういう問題がございします。このことにつきましては、財政制度審議会からも何らかの形で特別公債の残高が幾らあるかということ把握してわかるようにしろと、こういう御指摘がございします。私どもとしましては、六十年代を屈指してどういう方法でやるかということを検討していきたいと思ひます。例えば今は利率でありますとか、そういったものが変わります場合には、根拠法ごとに何回何号というふうに分けておられますが、今後、根拠法をいたしましては、国債整理基金特会法という同じ根拠法でありまして、建設公債の方の借換債と特別公債の方の借換債とは分けるような方法を考えるとか、何かそんな方法を考えまして、特別公債の残高が幾らあるかということ把握し、お示しできるようにしたい、こういうふうな考えをしております。

○**宮島潤君** 五十一年度の特別公債法から借りかえ禁止規定が置かれておりますが、その置かれた経緯、特に財政審における議論がなされたように存じますが、その中身について少し御説明をいただきたいと存じます。

○**政府委員(平澤貞昭君)** 今お話がございました五十一年度の特別公債につきましましては、その御審議の際の国会における当時の大平大蔵大臣の答弁におきまして借換債の発行は行わないようにするというふうな答弁があつたわけでございします。その際に、そのような政府の決意があるのならこれを法律上も明らかにせよというお話がございしました。そこで、その問題につきまして政府といたしましては財政制度審議会に諮問したわけでございします。

そこで、今御質問のございました、それでは財政制度審議会での報告ではどのようにこの点について述べられているかということでございますけれども、これは五十一年一月十九日でございますが、その報告がございします。その中を説き及ぼしていただきますと、「公債の借換は、公債管理政策の機動的運営の必要から、国債整理基金特別会計

法第五條の規定により政府に授權されているところである。それから「特例公債についても上記の規定が適用される」とあり、したがって、借換を行うか否かは、現行法制上は政府の判断に委ねられている問題である。事柄の性格上、必要かつ妥当なものとして法律をもつてその運営を政府に授權されている事項について、その一部を法律をもつてあえて制約する必然性はないものと考えられる。次に、「特例公債について政府が前記のような方針を明らかにする趣旨は、今後、できるだけ速やかに特例公債依存の財政を克服するとともに、特例公債の満期時にその全額を現金償還することによつて将来の財政運営の健全性を確保する」という政府の決意を示すことにあると考えられる。これを受けまして、「以上の点から考えると、これを法定する必然性はないが、立法政策の問題として財政の節度を示すという観点からこれを法定するのであれば、あえてその意義を否定すべきものでもないと思われる。」という報告が出ておるわけでございます。

○宮島潤君 五十一年度以降毎年置かれてきた借りかえ禁止規定、これは特例公債のバックボーンをなしてきたものでありますが、それを置かないというのはよほどのことであると考えます。借りかえについての今回の方針の変更に至った経緯につきまして少し詳細に御説明をいただきたいと存じます。

○政府委員(平澤貞昭君) この経緯につきましては、本委員会において御説明した部分もあるのですが、若干重複するかもしれませんが、その経緯を述べさせていただきます。

中期的に見た場合の我が国の財政事情は、今国会に政府が提出いたしました中期展望、さらに仮定計算例というのともあわせてお出ししておりますが、これらでもごらんいただきますと明らかなように、財政事情は非常に厳しい状況に置かれておるわけでございます。

十分に考慮していく必要があるわけでございますけれども、それへの悪影響をできるだけ少なくしながら進めていくには、遺憾ながら、従来言っておりまして特例公債についての借りかえの禁止を外しまして、借換債の発行によらざるを得ないというふうな考えをたてておきます。仮に特例公債の借換債の発行を行うといたしましても、今後とも財政事情は大変厳しい状況が続くわけでございます。したがって、そういう状況が見込まれるわけでございますので、過去にお出しいたしました禁止規定につきましても、あわせてこれを禁止を解いていただくというところをお願いせざるを得ないというところでございます。そういうところから今般法案を提出して御審議を願っているというところでございます。

○宮島潤君 歯どめであった禁止規定が削除されることによつて国債依存が安易に高められるおそれがありますが、その点についてはどのような御見解でありますかお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(平澤貞昭君) 今委員御指摘のようには、特例公債の借りかえを行うとすれば財政面で歯どめがなくなるのではないかと、あるいは安易な財政運営に流れるようなことがあるのではないかと、この点につきましては我々としても非常に問題としておるところでございまして、この歯どめをどうするかというところにつきましては、いろいろな角度から検討したのでございます。

そこで、先ほども申し上げましたように、今後とも財政事情が非常に厳しい状況が続くことが予想されるという中で財政改革を進めていく場合には、歳入面で負担増をお願いする必要がある。歳出面で縮減合理化を図っていくか、言うならばその二つの方策あるいはそれを合わせた方策が考えられるわけでございます。家計と同様にその方策をふやしていく、借金によつて財政を運営していく方法があるわけでございますけれども、これはできるだけとらないでいかなければならないの

ではないかというふうな考えられるわけでございます。

そこで、今後の財政運営を考えます場合に、八〇年代の「展望と指針」というのを経済の運営の方向としてお出ししたわけでございますが、その中に財政の部分に触れているところで、特例公債については六十五年度に脱却するという努力目標を入れたわけでございます。したがって、歳入歳出面にわたつてあらゆる努力をしつつ、その中で特に新規財源債としての特例公債による財源調達、これも縮減していく、しかも六十五年度までに脱却という努力目標を掲げていくというところでございます。このことは今後の財政運営にとつて非常に厳しい指針ではないかというふうにも考えられるわけでございます。しかし、こういう指針を掲げることによつて今後安易な財政運営に流れないための大きな歯どめが置かれたというふうにも考えるわけでございます。

そこで、それでは新規財源債による財源調達を六十五年度までに脱却いたしますと、あとは既往の特例公債の残が残るわけでございます。ピークといたしまして、六十四年度がピークになるわけでございます。数字的には六十七兆円強の特例公債の残高があると予想されるわけでありまして、そこで、第二段階といたしまして、今後はその特例公債の残高をできるだけ減らしていこうというところで、これは国会にお出ししました今後の財政運営の基本的な考え方においても示されているわけでございますけれども、まずその残高に

ついて、償還期が来ましたときにできるだけ借換債の発行を抑制していく、そういう方向で努力していくということ、これにつきましては今回お出しした法案にその努力規定を入れておきまして、特例公債のみならずそれを含めた総公債発行額についてもできるだけこれを抑制する。さらに具体的な問題といたしましては、国民総生産に対する公債残高の比率、これをできるだけ低く、極力低くにとめるように努力するというこ

もこの考え方の中に示されているわけでございます。そういうことで、今申し上げましたような考え方で今後の財政運営を厳しく行っていくということで対処してまいることといたしたいわけでございます。

○宮島潤君 さて、六十年度からは、ただいま御説明もございましたが、特例公債の本格的な償還が始まることに伴い、その償還財源の確保の問題が生じていますが、公債を償還する国債整理基金は近い将来枯渇することは避けられません。そこで償還財源の問題は償還財源の繰り入れの増加という形で一般会計にはね返り、国債費の大きな増加要因となるのに対応するため、消化面を含めた国債管理政策をどのようにお考えになつておりますか、御説明をいただきたい。

○政府委員(西垣昭君) 今御指摘の問題の中で国債の償還財源の確保、これは端的に言えば、一般会計からの国債整理基金特会への繰り入れの財源の確保の問題でございます。これは今後大事な問題として予算編成の都度いろいろと工夫をしていただく問題でございますが、それはそれといたしまして、国債管理政策の面におきましては、発行、消化、流通、償還、これをそのときどきの情勢に応じて弾力的に進めることによりまして円滑に国民経済の中に国債を溶け込ませるということが必要だと思っております。

今御指摘がありましたように、六十年度以降は五十年代に大量に発行された国債の償還期が到来いたしますので、借換債が飛躍的に増加いたします。さらに新規財源債も相当規模の発行が続きますので、新規債、借換債合わせた大量の国債の発行消化を円滑に図らなければならないという問題がございます。これが六十年代にとりましては最大の国債管理政策の重要課題ではないか、こういうふうな思っております。

それを円滑に進めていくためには、消化面におきまして、そのときどきの市場のニーズ、投資家のニーズに合わせた国債の多様化あるいは償還時期を前提としながらも、その発行時期の選択

を誤らないようにすると、そういった努力が必要でございまして、今後私も十分に検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

なお、検討の場といたしましては、私どものところに国債借換問題懇談会というのを設けまして、その場を通じて各界の意見も吸い上げながら検討いたしておるところでございます。

○富島混君 大量の国債の借りに当たっては国債の多様化に伴い短期国債の発行が避けられないのではないかと思われませんが、どうお考えでありますでしょうか、お伺いをしたい。

○政府委員(西垣昭君) 先ほども申しましたように、円滑な消化を図っていくためには投資家のニーズに合わせた国債の多様化ということが必要だということで多様化の検討をいたしておりますが、国債多様化の一環といたしまして短期国債についても検討していく必要があるのではないかと、こういうふうに考えております。

ただ、その検討いたしております国債借換問題懇談会におきましてはまだ検討の段階でございまして、具体的に短期国債の発行を必要とするかどうか、必要とした場合にどのような形で短期国債を発行するのかといった問題につきましては、まだ方向がはっきりしているという段階ではございません。

○富島混君 大量の国債の借りがえという大きな火種は金利自由化につながるおそれがありますが、今日、金融市場の周辺対策が施されていない現状では大変なことではないかと思われるわけでございまして、その点についてどのようにお考えになっておりますか、お伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(西垣昭君) 短期国債の発行に踏み切った場合の金融市場に及ぼす影響等の問題だと思いますが、今も申しましたように、国債多様化の一環として検討を行っているところでございまして、また具体的にしているわけではございませんので、具体的にどのような影響があるかということとを申し上げることはできないわけでござい

す。ただ、強いて一般論として申し上げますと、国債の借りがえが行われる場合には、原則として国債の償還額と借換債の発行額がほぼ見合っているというところでございまして、マクロ面で見た資金需給面ではほとんど影響を与えないということになります。したがって、その限りでは金融市場に与える影響はそれほど大きくないのではないかと、こういうふうに考えられます。

ただ、仮に借換債の発行が円滑に行われないようなことがありまして、市場金利が乱高下したり、結果として民間企業の資金調達が不安定化するといった問題が生じまして、金融市場に悪影響を与えるおそれもございますので、今後とも国債の円滑な償還、借りがえに努めるとともに、金融の自由化を自主的、積極的かつ漸進的に進めまして、御指摘のような悪影響を招くような事態にならないように対処していきたいというふうに考えております。

○富島混君 さらに、大量の国債の借りがえは、今後、ただいまも御説明にありましたが、金利の高まりを招来し、景気拡大の足かせとなるおそれはないのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(吉田正輝君) 国債発行と金融市場の関係でございまして、一般的に申し上げますならば、国債が大量に発行される、あるいは急激に発行されるようなことがございまして、量的にもあるいは金利的にも民間市場を圧迫する要因があると思えます。いわゆるクラウディングアウトでございまして、そういう点がございまして、その発行につきましても、減額に努めていくというのが現在の政府の方針でございまして、

○富島混君 特に、財政再建のためには景気拡大策をとるべきであるとの意見もありますが、その点についてどうお考えでありますか。また、今年度の経済成長率四・一%の目標になっておりますが、今日その見通しはいかがなものか、お尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(平澤貞昭君) 今委員の御質問のうち、第一の財政再建のためにも景気拡大策をとるべきではないかという問題につきまして、私から御答弁申し上げます。

公共投資や減税などによって景気拡大を行うという御意見は、従来からも各方面であるわけでございまして。しかし、この財政依存の景気拡大策の効果果といえますのは、近年、特にオイルショック以降世界的に同じでございまして、我が国の経済、社会構造の変化が急激に進みまして、いわゆる財政による乗数効果、財政投資等による経済拡大の効果、これがかなり低下してきておると考へられるわけでございまして。また財政によつてということになりますと、そのための財源をどうするかという問題もございまして。現在のうちに赤字公債を発行し財源を調達しているような段階におきましては、当然なことながらその財源は公債発行に頼らざるを得ないわけでございまして、けれども、公債発行を行いますと、先ほど来も御議論がございまして、市中の金利上昇要因ともなつてかえつて景気に悪影響を与えるおそれもあるわけでございまして。それとともにこの景気刺激によつて経済が拡大すれば、ある程度その税収増が見込めるといふ御意見も従来の拡大論者の方々のお話の裏にあるわけでございまして、それに伴つて得られる税収増は、公共投資の追加等に要する財源に比べますと非常に小さなものでございまして。

したがって、結局、公共投資等の追加等を行いますと、財政の収支面で見ますと、現在既に非常に深刻な状況にある財政の状況をより一層悪化させるというおそれ強いことも考えられるわけでございまして。それとともに、それでは現在の我が国のその状況、経済の状況を見ますと、比較的順調に回復過程にあると一般的に見られていて、わけでございまして、そういうようなときに極めて深刻化した財政が非常な無理して景気拡大に出ていく、そのような余力があるかないかということ、その余力は極めて乏しい、むしろないとい

いつていいわけでございまして。しかも先ほど申しましたように、そういうことをやれば財政に過度の負担をかけるわけですから、財政の悪化はますます深刻化するという問題もあるわけでござい

ます。そういうことから景気拡大のために財政に役割を期待するということにつきましては、従来より、政府といたしましては、この問題については消極的に考えざるを得ないのではないかと、いうふうに思っております。まず何よりも景気的情勢が比較的順調なときに財政の体質改善を進めておくことが重要でございまして、そういう中で本当に経済が底を割つてきたときに体力を回復した財政が対応力を発揮して景気の下支えに出ていく、その力を今こそ養うべき時期ではないかというふうに考えております。

○政府委員(吉田正輝君) 先生の御質問の中で、財政の景気拡大策に対する関係の御質問がございましたが、それに関連いたしまして五十九年度の経済成長率は達成できるか、見通しはどうであるかという御質問について私の方からお答えさせていただきます。

五十九年度の経済でございまして、まずその前に世界経済がどうなっているかということの見方が重要かと存じますが、御承知のとおり原油価格も安定しておりますし、それからようやく世界も第二次石油ショックを脱却しつつあるわけで、物価の鎮静などが出てきております。こういうことを背景としまして、米国の初めとしまして引き続き回復が期待されておるわけでござい

ます。OECDとかIMFとか世界の国際機関の経済見通しにつきましては、八四年、それから来年にかけても明るい見通し、あるいは成長率などについても上方修正をしているような傾向でござい

し、企業収益の改善も予想されるということで、このような景気回復を支える要因は今後も持続すると見込まれておられるわけでございます。

五十九年度につきまして申し上げますと、個人消費も所定外労働時間も増加しておりますし、企業収益の改善なども見込まれますので個人消費にはよい影響を及ぼすと思われまします。それから設備投資などについて見ますと、中小企業などにも久方ぶりに大幅増加の傾向が見られますので、全体といたしまして、国内民間需要を中心に持続的な安定成長が達成できるという見込みでございます。最近の政府が出しました「月例経済報告」におきましてもそのようなことで、「我が国経済では、輸出が増加しているほか、国内需要も持ち直しつつあり、景気は緩やかながら着実な回復を続けている。」と、若干のばらつきはございますけれども、緩やかながら着実な回復を続けているというのが政府の一致した見解でございます。

そこで、先生お尋ねの成長率の見通しでございますけれども、これは何分年度が始まったばかりでありますので、現時点での見通しということでありまします。今申し上げましたようなことなどを背景としまして、政府見通しの実質成長率四・一％というのは最も蓋然性の高いものであるというふうに考えているということで申し上げます。内需中心の成長のパターンが固まりつつあるのではないかと、このことを質的にも申し上げることができるとは思いません。その中でも好ましいことは、内需中心の成長のパターンが固まりつつあるのではないかと、このことを質的にも申し上げることができるとは思いません。

○宮島潤君 過般政府が予算委員会に提出されました中期の財政需要の仮定計算例では、一般歳出の伸びについて〇％、三％、五％の三ケースが示されておりますが、そのいずれを見ても財政改革への道程が容易ならざるものであることが理解できます。なかんずく特例公債について借換債を発行する場合としない場合とでは、各ケースとも六十五年度において要調整額に五兆円近い差があり、この意味でも借換債の発行はやむを得ない、そのように思料されます。しかしながら、借換債

の発行を行う場合でも要調整額極めて大きなものがあります。したがって、政府は六十五年度において赤字国債からの脱却を行うよう努めるとおっしゃっておりますけれども、五十六年度脱却に向けて要調整額をどのように解消していくおつもりか、また六十五年度脱却目標もおぼつかないとの意見もございしますが、その点についてどのような考えであるか伺いをいたしたいと存じます。

○政府委員(平澤貞昭君) 本国会に提出いたしました仮定計算例あるいは中期展望の数字をこらんだいただきますと、今委員のおっしゃいましたように、借換債の発行を行う場合あるいは行わない場合、いずれにつきましても巨額の要調整額の発生が予想されるわけでございます。

そこで、それでは六十五年度脱却、それに向けて脱却しながらいかにも要調整額をどのように解消していくかということでございますが、そのための方策といえますのは、先ほども答弁申し上げましたように家計の場合と同様でございます。歳入歳出面にわたるあらゆる努力をすること、歳入が基本になるわけでございます。そういうことを行うことによって初めて財政が対応力を回復して財政としての役割を十分に果たすことができるわけでございます。

そこで、それでは具体的などうしてきたかというところでございしますが、まず五十九年度までの予算編成に当たりましては、歳出面において政府と民間、あるいは国と地方との間の役割と責任を明確にする見地から、既存の制度・施策についていろいろ踏み込んだ改革を行ってきたわけでございます。大蔵大臣のお言葉をかりますと、内なる改革が特に五十九年度予算において歳出面において行われたのではないかと、このことを言っておられました。そのような意味でも非常に根本にまで踏み込んで行ってきたというふうに考えられるわけでございます。したがって、この歳出面でのそのような努力は今後も引き続き続けていかざるを得ないというふうに考えられるので

ございします。他方、歳入面におきましても、各種のいわゆる公共サービスは、そのためには国民の負担によつて裏づけられるわけでございますから、そういう観点から十分念頭に置きながらやっていると、そういうのであります。しかし、その場合も社会経済情勢の変化を十分に踏まえながら、公平適正な税制のあり方等についても当然検討が行われる必要があるわけでございます。また税外収入等についても十分いろいろな角度から引き続き見直しを行っていく必要もあると考えられます。

このように歳入歳出面における努力を引き続きけることによりまして、その結果、六十五年度までに特例公債依存体質から脱却する、その努力目標を達成するために着実に進めていくということが重要ではないかと思うわけでございます。その結果、そういう努力の中で要調整額を解消していくということだと思っております。

しかし、この要調整額をそれでは具体的に今後毎年度定量的にどのように解消していくのかということでございますけれども、そのようなりじつな処理計画というものはいわれる財政再建計画を具体的にしかもゾレンの形で示すということでございます。極めて流動的なこの経済財政の現在の状況のもとでは定量的に示すということは非常に難しいのではないかと、このように思っております。

いづれにしましても、この問題につきましましては、最終的には、大臣もたびたび予算委員会その他でも答弁申し上げておられますように、国民の選択がどのようなるものであるかというところに帰着すると考えられますので、今後とも各方面の御議論を伺いながら、歳入歳出面において種々の努力を積み重ねていく必要があるのではないかと、このように考えております。

○宮島潤君 御説明は伺いましたけれども、借りかえを行いつつ特例公債をゼロといたしまして、特例公債依存体質からの脱却とは言えないのではないですか。いかがでございますか。

○政府委員(平澤貞昭君) 八〇年代の「展望と指針」で、六十五年度までに特例公債依存体質からの脱却を努力目標としてお示しいたしました。特例公債依存体質といふのは、新規財源としての特例公債依存、まず六十五年度までにそういう依存をゼロにするという目標で努力することでございます。したがって、その努力目標が達成されますと、その六十五年以降においては既往の特例公債の残高が残るわけでございます。新規にいわゆる貯蓄残高の中から調達するものがなくなりますので、あとは努力規定に従いまして残高を減らす方向で鋭意努力することによって減少していくということでございます。その意味では、御指摘のように、特例公債依存体質からの脱却という問題については、片方で借りがえながらという点は、我々としては十分に整理して今国会に法案を出しているというふうに思っているわけでございます。

○宮島潤君 先ほど国債の償還財源の話をしていただきましたが、国債償還の定率繰り入れの問題があります。五十七年度補正以来三カ年停止しておりますが、六十年年度にはどのようにお考えでありますか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(平澤貞昭君) 定率繰り入れにつきましては、これは現行の総合減債制度の基本の仕組みでございます。いわゆる六十年償還ルールを担保するものでございます。したがって、この定率繰り入れの制度の問題は、財政制度審議会におきましても、「基本的に現行の減債制度の仕組みはこれを維持するのが適当である」との御意見をいただいておりますのでございします。したがって、そのような考え方を頭の中に置きながら、六十年以降の定率繰り入れの問題につきましてもこれを取り扱っていくべきであるというふうに考えております。

具体的にそれでは六十年以降どうするかというところでございしますが、これにつきましては、そのときどきの財政状況あるいは国債整理基金の資金繰り状況等を十分に考慮する必要もある

わけでございます。今後の予算編成のそれぞれの過程において、今申し上げました基本的な考え方を頭に置きながら適切に対処してまいりたいと考えております。

○宮島潤君 六十年度以降定率繰り入れの停止を継続すれば、国債政策に対する国民の信頼が失われるのではないかと判断されますけれども、いかがでございますか。

○政府委員(平澤貞昭君) 先ほどもお話し申し上げましたように、これまで定率繰り入れの停止は、五十七、五十八、五十九と三年間にわたって行つてまいりました。これはそれぞれの年度の困難な財政事情にかんがみまして、しかしながら他方において国債整理基金の資金繰りの問題、あるいは公債の償還に支障があるかどうかというようなことも十分考えた上で定率繰り入れの停止をお願いしてきたわけでございます。したがって、先ほど御答弁申し上げましたように、減債制度そのものを廃止するというではないわけでございます。したがって、今回五十九年度におきまして定率繰り入れを停止せざるを得ないことになって、その法案をお願いしているわけでございますけれども、国民の国債に対する信頼というものがその結果失われることがないように我々としてもあらゆる努力を払っていく必要があると考えています。

したがって、まず国債を保有しておられる国民の皆さんに、満期が到来した場合には必ず全額を現金で償還するということは当然のことでございます。これはやはり国債政策の根幹にかかわる問題と申すわけでございます。したがって、それを根幹といたしまして、今後とも国民の国債に対する信頼を維持することから、基本的には現行の減債制度を維持していかざるを得ないというふうに思っております。そのためにも歳出の節減合理化等、財政の健全化のためにはあらゆる努力を必要といたします。そのことがひいては公債政策に対する国民の信頼を維持してまいることになるわけでありまして、そういう

う方向であらゆる努力を尽くしてまいりたいというところでございます。

○宮島潤君 以上をもつて終わります。

○大坪健一郎君 宮島同僚の質問に引き続きまして、関連して質問をさせていただきます。

今度の借換債の問題は、実は野党の先生方からは大変厳しい御批判がありますし、今まで大蔵大臣が借換債は発行しないということを言明してこられておるわけですから、事情の変更があつたとしても、このことについていろいろ御批判が出るのは当然だと思ふんです。しかし、私はちよつと観点を交えて考えますと、年間約三百兆の国民所得があつて、そしてそのうち毎年予算が五十兆、十二、三兆の新規国債といふことのバランスで見れば、債務の蓄積が百兆をちよつと超える程度でそんなに大騒ぎをすることがあるんだらうかという感じがするわけですね。要するに、負債が非常に重なるというところは大きな問題でございまして、けれども、負債を返すといふことを、単に現物としての負債の償却を行うといふふうに考えるべきなのか、歯どめ論をそういふふうに考えるべきなのか、あるいはその負債に見合うような資産が国家としてめぐらされておる、あるいは対応すべき国の対策がちゃんととられておるというところであれば、経済規模が大きくなつていく過程で少々借金をふやすことにそれほど神経質になる必要はないんではないかという感じが実はしておるんです。そこで、そういうことについて答えると言つてもなかなかむづかしいと思ひますから、そういうこととの関連で若干質問をいたしたいと思ふんです。

まず一つは、今度借換債をお出しになることになりました。借換債は、手続的に言つて、大体二月と五月と、あとは七月と十一月でしたかな、の二十日に返すわけでしょう。だから、一遍に二兆円とか三兆円のお金をわつと返さなきゃならぬ、調達しなきゃならぬ。そうすると、金融市場に非常に大きな混乱をもたらす。一方で十二兆の金はまたシ団あるいは自由応募でやらなきゃならないといふことですから、金融市場にいろいろ

注文がたくさん出るようになると思ひます。そういうことになると、借換債の償還、今までの特別債の償還と借換債を立てる時期の間の金繰りというものは、どうしたつて短期的に処置する特別の国債を要することになると思ふんで、短期国債といふものを思い切つて相当出さなくちゃならぬのじゃないかという感じがいたすんです。何か短期国債については金利の問題も絡むので大蔵省は少し渋つておられるような点もありますけれども、これは後でもう少し話を詰めたいと思ひますが、その感じがからひとつお答えをお願いしたいと思ひます。

○政府委員(西垣昭君) 今大坪先生が御指摘になりましたように、六十年度以降借換債が激増いたします。激増するだけではないで、要するに償還時期、つまり直ちに借りかえをするといふ借りかえをしなくちゃならない時期が五月、十一月といふようにある時期に集中するといふ問題がございまして、それをいかに円滑に一時集中するものを市場の中に消化していくかというのが非常に大きな問題でございまして。

御指摘がありましたように、例えば五月に二兆なり三兆なりの償還期がまいりましたときに、同じ十年償還の時期に借換債を二兆、三兆という大きな規模で発行できれば、これは最も望ましいわけでございますが、そのときの市況によつてはそれが難しいといふことがございます。で、そのつなぎとして例えば中期債であるとか、もう少し短期の国債であるとかいふものを出せばもう円滑に国債の消化ができるというふうな場合には、そういうより短期なものというものも選択をして円滑な発行消化を図るべきではないか、こういう議論がございまして、国債の多様化の一環として短期債をやつたらどうかと、こういう議論になるわけでございます。私もそれは重大な検討課題であると、こういうふうに考えているわけでございます。

○大坪健一郎君 今お話がありましたように、例えば十年後の借換債といふことになりましたも、例

償還すべき国債が途中で何回も売買されるわけでしょう。そうすると、最終的に手に入つてから換金する間はそんなに年数はなくなるのが普通ですから、結局これは短期債と同じことになるんじゃないかと思ふんです。効果はですね。だから、そういう意味で言へばどうしても短期国債について本気になつて市場を考えなくちゃいけない問題が出てくる。

これはちよつと横に置いておきまして、大蔵省全体として、銀行局長も来ておられるから、お考え願いたいんだけれども、実は金融の自由化は必然の趨勢でございまして。スプリンケル氏と大場さんの話も近々結論が出るようですけれども、今ブッシュ氏も来ておりますし、いろいろ圧力が加わつておる。圧力だけじゃなくて、当然金融の自由化をやらなくちゃならない。その中で金利の自由化が相当進む。国債についても従来大蔵省は国債の金利については方針をお持ちで、それで引き受けをさせておられたようですけれども、実際上過去の例にもありますように、市中金利に見合う金利にした方が売れ行きがいいといふことになる。と、やっぱり借換債の場合にもそういう金利を考えなくちゃいけないんじゃないだろうか。ところが、一方で市中が閉塞しているような状態だったら、例えば資金運用部の資金についてもこの借換債の窓を開かなくちゃならぬのじゃないか。その辺の兼ね合いを一体今後どういふふうに考えたらいいかというのが一つの問題点でございまして。

それから金融が自由化してきまして、特にきょうの新聞にも出ておりましたけれども、ユーロ円を自由化する、それからユーロ円起債を認めるといふことになる。非居住者のユーロ円起債が認められるといふことになりまして、ヨーロッパにおける日本円の金利が形成されてきまして、それが国内に非常に影響をもつてくるようになるだろう。そうすると、日銀の窓口規制とか、あるいは公定歩合操作といふようなもので金融政策を進めることが非常に難しくなるんじゃないかと思ふん

ですね。そうなってくると、どうしたってお金の出し入れをどつてやるマシーナリーをつくつておいて、そしてマーケットオペレーションをやるよりしようがないというのは、これは国際的な原則ではないかと思ひます。日本にそれがまだ十分成熟してないときに急速に金融の自由化を迫られておる。

こういう状態を考えますと、短期政府債の市場を意図的に大蔵省は育てられる必要があるんじゃないかと思ひます。これは単に国債の処理の問題だけではなくて、大蔵省全体としての大きな金融自由化に対する日本国の対応の仕方としての問題だと思ひますが、その辺はどのようにお考えか、まあお答えできる範囲でひとつ。

○政府委員(西垣昭君) 国債に関連する部分につきまして私からお答え申し上げます。

今大坪先生は借換債との関係で金利といひますか、国債の発行条件をもつと弾力的にしなければ消化できないんじゃないかと、こういう御議論だったかと思ひますが、実は借換債だけではなくて、新規債も同じようなことでございまして。実際にやっておりますのは、現在既に発行されました国債は、これは自由金利商品として現に市中で自由に取引が行われているわけでございまして、流通市場が形成されております。その流通市場での流通利回り申しますか、国債に対する評価というものが国債の市況ということで流通利回りとして、そのときそのときに変動いたしておりますので、それを無視して発行条件を決めるといふわけにはまいらないわけでございまして、非常に大ざっぱに言へば、現在でも既に国債の流通市場における評価をもつて発行条件が決められていると、こういうことでございまして。

さらに細かく申しますと、今出しております国債は十年利付の長期債と、二年、三年、四年の利付の中期債と、それから五年の割引債でございまして、二年、三年、四年の中期債につきましては全く公募で発行条件を決めておりまして、これは発行者が勝手に条件を決めて発行するというもの

ではなくて、市中の評価そのものの条件で発行されるというところでも差し支えないのではないかと思ひます。

十年利付債と五年の割引債につきましては、国債引き受けシグメントとの折衝によりまして発行条件を決めますが、その発行条件を決めるに当たりましては、そのときそのときの政策当局の姿勢はもちろんございまして、結局そのときの市場条件を尊重して決めざるを得ないというのが現在の状況でございまして、現在でも毎月のように市況に応じて発行条件を変更する、毎月のように変わっているのが実情でございまして。借換債につきましても、借換債の円滑な消化を進めていきますためには全く同じようなことでそのときの流通市場における国債の評価というものをベースとして発行条件を決めていかなければ円滑な消化ができないのではないかと、こういうふうにお思ひます。

それから、先ほど言われましたように、五十年以降大量に国債が発行されておりますので、期近債がどんどん出ているわけでございまして。そういった意味では短期のものも実際には出回っているわけでございまして、量として申しますと、この五十八年度末、五十九年三月末で締めてみましても、償還期が二年未満のものというのが十六兆もあるわけでございまして。これが自由化を促す一つの大きな要因になっているというところは言えると思ひます。そういった意味で、国債が大量発行されていることによりインパクトが自由化の方向で進んでいるということはおっしゃるとおりだと思ひます。

○政府委員(宮本保孝君) 今先生の御質問の中で、国債の大量発行、それから金利の自由化の進展とかかわりまして金融調節手段について御質問があったわけでございまして、一般的に金融調節手段は、公定歩合とオペレーションと準備率と、もう一つは日本独特の制度として窓口規制があったわけでございまして、最近のように低成長時代になってまいりまして、資金需給が緩和してまい

りまして借り入れ需要が少なくなってくるというふうな場合には、まず窓口規制の有効性が失われてくることは確かでございます。それからまた、そういう時代には量的な規制手段であります準備率操作も余り有効ではなくなる。

残りますのは金利とオペレーションでございまして、公定歩合政策につきましても、実は金利の自由化が進みますと、実勢といひますか、市場の需要と供給によつて市場で決められる金利が先導することになりまして、先進国などにおきましては、市場の実勢に公定歩合が追従して上げ下げするというところでございまして、市中金利を追認するのが公定歩合ということで余り政策的な意味がなくなってくる。そうすると、残りますのは結局オペレーションによつて金融政策をやつていかざるを得なくなるわけでございまして、そういう意味におきましては、今大坪先生御指摘のように、中央銀行がそういう債券売買、特に短期証券などの売買を機動的に行つて、そして市中の市場の金利を中央銀行が誘導していくといひますか、中央銀行の政策意図を持つて市場に介入していく、こういうオペレーション政策が非常に重要なものになつてまいるわけですね。

そこで、日本の場合には、現在御指摘にもございまして、短期市場は先進国のような政府短期証券市場がございまして、一般に金融機関同士の市場でありますところの手形とコール市場を通じて現在日銀が金融政策オペレーションをやつていられるわけでございまして、もう少しさらに市場全体の金利の有効性といひますか、金利機能の活用を図つていきますためには、もう少しオープンな、金融機関同士だけではなくて、いろいろな機関投資家とか、いろいろな金融集団がオープンに参加し得るような市場が必要だということが指摘されているわけでございまして。

現在、日本の場合にオープンな市場といひますのは、CD市場と現先市場しかない。そこで現在、先ほど御指摘ございましたが、アメリカからの要請といたしまして、円建てのBA市場をつくつ

たらどうだろうか、あるいは今申し上げましたCD市場をもう少し何といひますか、流動性を高め短期の市場としてもつと機能するような市場にもつていったらどうだろうか。もう一つは今御指摘のTB市場をつくつたらどうかというふうないろいろな御指摘があるわけでございまして、金融政策的な見地だけから申し上げますと、そういうようなオープンな市場が形成されまして、中央銀行当局がその市場に機動的に出ていくというようなことが必要かと思ひます。

ただ、TB市場につきましては、実は国庫制度、財政制度とも非常に絡まつておる問題でございまして、特に先ほど来御指摘のように短期の国債を発行されるときか、あるいは期近物の国債がどんどん流通するとかというふうなことで、短期の国債市場というものが形成されつたわけでございまして、これと政府短期証券のTB市場とがどう絡まつていくのかというふうな問題もございまして、これから検討課題だと思ひますけれども、現在直ちにTB市場をどんどんつくつていくというふうな状況にはないということを申し上げておきたいと思ひます。

○大坪健一郎君 国際金融の話をするときじゃないんですけれども、ちょっと気になることがありまして、二、三追加して質問させていただきます。

実は、非居住者のユーロ円について起債は認める方針ではなかったと思ひます。ところが、アメリカとの話し合いでユーロ円債については非居住者についても認める方向に動いているように思ひますが、そうなると思ひます日本金融政策は、初めは国内を整備してそれから外を追従させようという方針だったように思ひますが、並行して動かなければならなくなってくる。そうすると、今言つておつたような議論でも、財政当局が、金利の自由化では政府債はちよつと困ると、財政上の制約からいろいろ文句を言われても、金融政策全般から見ると、どうしてもそういうものが必要だということになつてくると、大蔵省の統

一性がなくなってくるのじゃないかという気がしますがね。そこは一体どういふふうにお考えになつておられるのか、大臣がおられれば大臣に聞きたいところだけれども、主計局の平澤さんどうですか、そこは。

○政府委員平澤昭君 御指摘のように、金融の中におきましても、まず証券と銀行の問題がございます、それからその中でも国際金融と国内金融の問題もございまして。さらに御指摘のように財政と金融全般との絡みもいろいろ出てきていますのでございまして。特に財政と金融との関係は国債の発行を通じて非常に互いに密接に関連してきていますのが現状であるわけでございまして。諸外国の例を見ましても同じような状況がだんだん進化してきているのも事実でございます。

そういう際に、それでは行政当局がこのような事態の大きな変革に対して十分対応しているかどうかという点についての意見をいうこととでございますが、いろいろ努力をしながら対応してきていると我々は思っておりますけれども、その辺につきましても、なおそれに弾力的に対応できるように体制をどのようにつくっていくかということについても、引き続き熱心に検討を進めていかざるを得ないのではないかとこのように思っております。あくまで個人的な意見でございます。

○大坪健一郎君 今のような問題について我々も非常に関心を持っておりますので、ひとつ今後政策をお決めになるときに大蔵省として内部調整をしつかりしていただきたいと思ひます。

大蔵省の今回の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案の参考資料の中に、十七ページですが、国債の所有者別の構成比というのがあります、海外の構成比は日本が四・三％です、八二年度末で。アメリカはちよつとそのものの数字じゃありませんけれども非常に高い率です、イギリスが七・九、西ドイツが一・二・九、いずれにしても西諸国は国債の持ち合いをやつておられる感じがいたしますが、日本の場合はまだそれが非常に少ないように思ひま

す。今、日本の国債総額は百二十兆を超えようとしておるし、財政上の要求もこれあり、借換償をどうしてもやらなくちゃならないという事態ですが、政府は思ひ切つて、貿易自由化の問題との兼ね合いもあり、貿易摩擦の兼ね合いもあることだし、アメリカの国会では何かしよつちゅう政府から、財務当局からそういう情報をとつておるといふこともありまして、外貨公債を発行する考えがあるか。これはどうも新しい法律で形だけは発行できるようにするというものではあるようですが、実際上は金利の問題その他障害があるんじゃないかと思うんですけれども、それを克服すべき方策ですね、スワップを考えると、あるいはアメリカの大蔵証券とそれこそ日本の国債をスワップするとか、何かそういう知恵を出して外国の外貨建ての国債を少しお出しになる、それを積極的に進めるといふことはお考えになつておられませんか、どうでしょうか。

○政府委員西垣昭君 最初に、非居住者の国債保有状況を国際比較されて、日本の国債が余り持たれていないという御指摘がございましたけれども、それはドイツ等と比べますとそれと比べてございまして、我が方に規制があつてそのため非居住者の保有が進んでない、こういう状況ではないわけではございまして、買いたければ幾らでも買える、こういう状況にはなつております。そのことをちよつとお断りしておきます。

それから外貨国債の問題でございまして、昨年十月の総合経済対策の中で、条件が許せば外貨国債を発行できるような法整備という方向が打ち出されまして、今国会にも対外一括法の中でそういう御審議をいただくということで準備を進めていくわけでございまして、具体的にいつ出せるか、出す可能性が当面あるかどうかという点につきましてはなかなか難しい問題がございまして、私もどなたもいたしましては、国債管理政策を進めるに当たりまして財政負担をできるだけ低く抑えるということを常に心がける必要がござい

ますが、例えば今世界の主要市場で日本の国内よりも金利水準が低いところというのはスイスぐらいでございまして、あとは大体日本よりも高いわけでございます、利子負担だけを、為替の面を除きまして比較いたしますと、よそで出すと普通に出せば不利になる、こういう状況でございまして、ニューヨーク市場と東京市場と比較いたしますと、最近また向こうの金利水準が上がりまして、十年利付債、政府債ということで比較してみても、五％以上差があるというような状況でございまして。

ただ、そういう状況でございますが、いろいろ工夫はしなくちゃならないということで、先般政府保証の開銀債につきましては、きょう午前中大臣からも御説明しましたように、スイス・フランスとのカレンシー・スワップというように、長期先物というように取り決めることによりまして、日本よりも金利水準の低いスイスで出したのと同じような条件でニューヨークで起債が可能であつた、こういったことがあつたわけでございまして、ただ、それじゃ国債もそれでやるかということになりますと、だんだんそういうパイプが大きくなりますと全く同じような方法も可能かと思ひますが、国債につきましては、国内で発行いたします規模が年間十兆と、国内で発行いたします規模が三兆と、国内で発行いたします規模が七兆と、そういうことから考えますと、外国で起債するとしても、相当規模の起債をしないといふ感じがございまして、そういうカレンシー・スワップ付債という方法となかなか国債にふさわしい規模にならないという問題がございまして、よほどよい方法を考えないといふ条件で発行するといふことを考えますと、なかなか難しいのが現状でございまして、私もどなたもいたしましては、政府保証開銀債につきましてもいろいろと苦労した結果実現したという経緯もあります

ので、今後政府保証債も含めまして何か工夫をしてみたい、こういうふうにお考えしております。

○大坪健一郎君 同じような趣旨で、私も主としてアメリカのことを考えますけれども、ヨーロッパの円市場が動き出すということですが、ユーロ円市場で国債を処理するといふことはできませんかね、これもひとつ教えていただきたいんです。

○政府委員西垣昭君 ユーロ円市場の問題でございますが、現在のユーロ円市場の規模から考えまして、先ほど申し上げましたような国債にふさわしい規模というのを考えますと、そういったものが実現できるかどうかということがございまして。それから国内発行の場合に比べまして、ユーロ円市場で国債を発行した場合により有利な条件で発行できるかどうかという点についても相当問題がございまして。この問題につきましては私も慎重に検討していきたいといふふうに考えておりますが、先ほど申し上げました対外一括法で手続面で、マーケットの状況が許せば発行できるような手続を整備いたしておりますのは外貨建ての場合でございまして、ユーロ円の方につきましては当面考えていないわけでありまして。このことをちよつとお断りしておきたいと思ひます。

○大坪健一郎君 それじゃ最後に、これは私も実はよくわからない情報をもとにして御質問するんですが、あるいは間違つておるかもしれませんが、政府間の約束のような形で非居住者預金として日本に置かれていた金が大部分あるように思ふんですが、そういうものを国債の財源として動かすわけにはいかないのでしょうか。意味はおわかりになりますか。例えば日銀の非居住者預金のようなどころに相当大量の金があると思ふんですが、けれども、そういうやつを、日本はこんなに貧乏で、政府だけが貧乏なんですけど、国債の調達に困つておるからどうだといふような話にはならぬのでしょうかね。

○政府委員西垣昭君 完全なお答えになるかどうかわかりませんが、非居住者が円で国内のマ

ケットで国債に投資しているというものも相当あるわけでごさいます。そういった非居住者円預金があるというものは、使われているというところも相当あるのではないかなという想像はいたしておりますが、はっきりしたケースをつかんでいるわけではございません。

○大坪健一郎君　そこで、結局、結論になるわけでごさいます。六十年に大量の借換債が出まして、国債管理政策ということが非常に大きな問題になってくるのではないかと思います。今大蔵大臣の答弁その他を拝見いたしますと、相当弾力的な運営をされるということを伺うわけでごさいますけれども、あるいは先ほどの御答弁の中にもありましたように、借換債についても特例債見合いと四条件見合いとを分けて処置するようなことができないだろうかというお話がございましたけれども、特に六十年以降の国債管理政策のあり方というのは非常に重要な問題があるかと思ひますので、おさらいの意味で恐縮ですがけれども、もう一遍そのところを、今あなたが考えておられる考え方をちょっとはつきり教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(西垣昭吉)　今御指摘がありましたように、六十年以降の新規債、借換債合わせた国債の発行消化、これを円滑に進めていくためにはいろいろ工夫が必要だと思ひます。そういった意味で、今後国債管理政策につきましては、従来も必要に応じて例えば国債の種類の多様化につきましても、当初は長期物、十年利付債だけでございましたが、五年の割引債を発行するようになりまして、二年、三年、四年の利付債を発行するようになりまして、そういった弾力的な対応はしているわけでごさいますけれども、今後ともそういった方向で努力をしていきたい。

それから国債の多様化のほかに、先ほど来御指摘がありましたように、一時期に集中するものをいかに散らしてうまく溶け込ませていくかというふうな点につきましても十分に検討いたしまして、国債管理に遺漏のないようにしたい、こうい

うふうに思っております。ただ、それを進めていくに当たりますと、念頭に置いておかなければならないのは、財政負担を極力軽くするというような問題、あるいは将来の借りかえ負担を増加させないために満期構成につきましては十分気を付けなくちゃならない。さらに国債を消化する金融・資本市場に対する影響等につきましても十分に配慮をいたしまして、民間金融等に変なゆがみが生じないようにというようなことを配慮しながら弾力的に国債管理政策を進めていくということが必要であると思ひます。

○大坪健一郎君　最後に、ちょっと時間をいただきます。せっかく銀行局長お見えですから、金融自由化の兼ね合いで特にB市場のことについて、新聞等も書いてますし、我々も気にしているんですけれども、まだ御方針がはっきり決まっておらないのか、あるいはこういう行き方でおられるということがおっしゃれるのか、それをちょっとお聞かせいただきたいて考えております。

それからもう一つは、これは先ほど理事会なんかでも雑談で出たんですけれども、資金運用部の資金がもう相当日本ではありますね。これは回転はしておるんですけれども、産業界の育成的な意味で使われた時期はもう過ぎてきているんじゃないか。だから、資金運用部資金についても、これを膨大な我が国の国債の充当財源に本格的に動員する体制をとることができないのかどうか、あるいは資金運用部資金の回転のサイクルの中に国債のサイクルをちゃんと入れ込んでいくことができるのか、この辺についてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮本保孝君)　B市場の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、我が国の短期市場を育成していくという見地から、私どももいたしましてこれを前向きに取り扱っていきたいということで、今度のアドホック会合のやりとりの過程におきましては、これについて前向

きの発言もいたしておるわけでごさいます。そのために、外為審なりあるいは金融制度調査会なりでどういふような姿でもってこれを育成していくのかという点について御検討いただいた上で何がしかのルールづくりなどをいたしていきたいと思っております。

ただ、こういう金融市場といふのはつくろうと思つてもなかなかできるもんじゃございませんで、そういう需要が出てきて初めて形成されるものでございまして、結局B市場といひましても、金融機関の資金の調達市場になるわけでごさいますので、今のような状況でコールとか手形市場がかなり発達しているような我が国の段階でこのB市場が果たしてうまくいくのかどうか。あるいはそもそも輸入と輸出を考えると輸入の円建ての割合というのは非常に少ないわけでごさいます。逆にB市場をつくり出すと輸出の促進につながるのじゃないかという点などございまして、いろいろ問題点はあるのでございませうけれども、しかし市場の拡大、自由化を円滑に我が国の経済の中に軟着陸させる上で少しでも効果のあるものについては、これを前向きに取り組んでいくというのが私どもの姿勢でございまして、B市場につきましては近々そういう方向で結論を出したい、こう思っております。

○政府委員(西垣昭吉)　資金運用部の点につきましては私から御説明いたしますが、資金運用部をできるだけ国債の消化に活用すべしという御意見は、私もそのとおりだと思ひます。私も資金運用部、これは配分に当たりましては、国債、それから地方への配分、それからいわゆる財投機関への配分と、この三者にそのときの状況に応じてできるだけ有効に公平に配分をしたいと、こういうことでやっております。国債には十分重点を置いてやっております。

ことしの状況を申しますと、資金運用部資金の伸びは、五十八年度の予定よりも五十九年度の予定は減っている状況でございまして、原資として

は減額しているわけでごさいます。国債の新規発行額が六千五百億減額された中で、資金運用部の引き受け分は千億の減額にとどめるというふうなことで努力をいたしております。国債消化の中の資金運用部のシェアはむしろ上がっているような状況でございまして。今後とも地方の資金需要、それから財投機関の資金需要等にもらみながら国債の消化のために資金運用部を有効に使うという努力は続けていきたいというふうな思っております。

○大坪健一郎君　終わります。

○委員(伊江朝雄君)　速記をとめて。

(午後四時三十七分速記中止)

(午後四時五十九分速記開始)

○委員(伊江朝雄君)　速記を起こして。

引き続き質疑を行います。

○近藤忠孝君　きょうの午前中からの質疑を聞いておりました。赤字国債借りを認めることは国債発行の歯止めがなくなることで、それに関して訓示規定についてもいろいろ議論があつたんです。しかし、大体借りかえ禁止規定は、法律で禁止しているんですが、生きてる法律さえ殺してしまつた大蔵省ですから、訓示規定というのはそれに対していへば最初から空文句なんですね。私は、生きてる法律を死文化させたものが、訓示規定なんか最初から空文句だということで、守る気遣いがないんじゃないかということが率直な印象であります。

それからもう一つは、現在の残債務をどうするのか、それに対して何の方針も見解も示されないまま終わつてしまつたことで、これは国会議員として国民に責任を負い得ない、特に後世の国民に責任を負い得ないという各委員の発言がありましたけれども、全く同感であります。

さらに私が気になるのは、竹下大蔵大臣自身の発言としまして、国債発行の危険性を毎日のように言われているとついマンネリになつてしまつたというのを言われました。それからもう一つは、戦前の国債は超インフレの中でいけば痛痒を

感ぜずに来た、全体がアブノーマルだから受け入れられてもきたんだ、こういう発言を私は聞き、かつ先ほどの議論を聞いていますと、大臣のこのマンネリ感というのは、既に現状がもうアブノーマルになっている、だからこんなマンネリ感が出てくるんじゃないか、こう思うんですが、この私の率直な疑問に対してどうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) だから、毎日聞いておってもマンネリになってはならないぞよとみずから心に絶えず言い聞かしておる、こういう意味の自軍自戒を含めて申し上げたわけでございます。それから戦後の同じゼネレーションのもとに過去を振りかえってみますときに、確かに超インフレ、超大混乱の中で、翻ってみれば、二十代の我々がその間に生きるための努力をしておる中に、余りにも混乱が大きかったために、インフレによる戦時国債がだんだん減価していくことに気がつく以上、生活環境の中にあつたから、我々はあの時代思うほどにはなく見過ごしてきたのではないかと、この私の戦後史における歴史的考察を述べた、こういうことであります。

○近藤忠孝君 これも先ほど来、赤字国債発行はやむを得ないとか、それから苦しい財政事情から借りかえ禁止規定を解いていただくを得ない、こういった答弁が繰り返されてきたんです。私はこれをずっと聞いていまして、これまた率直な私の印象を申し上げますと、人間の病気に例えて申しますと、最初赤字国債やむを得ないということとで発行した、そのときまず病気になるわけですね。一回や二回でやめてしまえば病氣ももとへ戻つたんでしょうけれども、そのまま進行しまして、第二段階が赤字国債恒常化、そして国債整理基金定率繰り入れ停止、これもやむを得ないといつて済んじゃつたわけです。私はこの段階で単なる病人から重病病人になつたんじゃないかと思うんですよ。そして第三段階で、そういう状況はいいことではない、悪いことであるというながらもやむを得ない、やむを得ないというのでやつてまいりまして、それで今回いよいよ借りかえ禁止規定

定を解く。これは今までの病氣がぐあいが悪いというところを知りながらやむを得ず進んでしまつたわけですから、私はもう一歩進んで、まさに人間で言いますと不治の病に入つた、もう治らない、そこに突入し、やがて死に到達する、こういうぐあいに思ふんですが、私のこの率直な印象について大臣どうお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) 端的に言うならば、そういうことにならぬように今一生懸命で治療をしておるといふことではなからうか。健全な身体に回復するといふことがもろもろの環境が悪くてできなかった、なおあるいは重病になつた、でも生に對する強烈な執念を持つてやつていくといふことが、財政改革という計数的な問題といささか表現の相違はございますが、今の我々の立場じやなからうかと、こういう感じでございます。

○近藤忠孝君 これも先ほど来、こういう状況では国会議員として責任を負い得ないという発言もあつたんですが、私はやはり責任を負わなきゃいけないので、現段階ではこういう状況に對して正確な診断を下し、かつ今まさに不治の病に突入するわけですから、あるいは突入したという見方もできるわけですが、その点を明確に指摘をすることが私たちの責任だと、こう思ふんです。

問題は、我々は外から見てゐるわけですが、問題は患者たる大蔵省が自覚病状がどうなのかといふことだと私は思ふんです。そこで幾つか診断を試みたいと思ふんですが、まず法的な面で見ると、財政法四条、五条、これが実質的な歯止めになつておるわけですが、これは憲法上の要請、現在の憲法ができた経過、そして特にあの敗戦という状況、借金に借金を重ねて戦争をやつてやがて敗れて深刻な状況になつたというそういうことから言ひまして、四条、五条の歯止めというのは、憲法の国民主権及び平和的な生存権を担保する規定としてこれができてきたのだと私は理解しておるんですが、その点についての大臣の認識はどうですか。

○国務大臣(竹下登君) 戦時国債といふもの目の目的そのものは戦争遂行のための国債、それが戦後の財政状態に大変な悪い影響をもたらしたといふその現象面をとらえた場合は一緒であります。今日の国債政策は憲法九条から直接的につながつた特例債発行という認識では、私は異にします。なからうかといふうな理解をしております。

○近藤忠孝君 この辺からだんだんと患者の自覚症状が少し怪しくなつてくるんですが、問題は、この四条、五条、特に四条から見ますと、建設国債自身がまず例外だといふことですね。まず公共事業の概念自身が不明確じゃないかといふことで、その拡大的運用によつて健全財政主義が破られるんじゃないかといふ、こういう議論もあります。さらにその立場から一歩進めば、特例国債発行自身がこれは財政民主主義の形骸化であつて、もともと赤字国債の発行はできない、だから特例であるんですが、これはごく例外なんでしょう。特に借りかえ禁止規定は、このごく極めて認めがたいのだけれども認める、ごく例外を承認するぎりぎりの約束だつたわけですね。これを破つたといふことの違法性、あるいはまた財政民主主義という面から見た違憲性ですね、そういう点についての自覚はおありでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 今日までも特例法という形で国会に権限の授与を求めておるわけですから、それそのものが特例措置という意識は私どもにはあるわけでありまして。そうしてその中に五十年以降お願いしておつた借りかえ禁止規定といふものをさかのぼつてこれをなしにするといふことは、私どもがそれそのものも国会で許しをいただけで、こう考へておるわけでございます。

○近藤忠孝君 どうも法的に見て診断した状況では大変症状は重いといふぐあいに理解せざるを得ません。次に、財政の運営上から見ましてお聞きしたいんですが、昭和五十七年の九月十六日に当時の総理鈴木首相が財政非常事態宣言をいたしましたね。これは中身は、第一は、五十七年も歳入不足穴埋めのために年度途中で赤字国債増発は避けられ

れない、それから国債整理基金への定率繰り入れは停止するといふことで財政非常事態宣言をしたんですが、これはまさに財政危機、経済学上財政危機という概念があるわけですが、この段階でまず財政危機という状況に到達しておつたと思ふんですが、大臣の御認識はどうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 財政危機といふことはいつからであるか。あるいは人によつては、特例債の発行を余儀なくされたその時期をとらえて財政の危機あるいは非常に苦しい状態という判断もできるであらう。今日の時点もまた財政的危機であるといふ判断もできるであらう。先ほど来おつしやつておりました国家破産といふことに対する明確な必ずしも定義があるわけじやございせんが、財政危機とはといふことについての定義はあるわけではございませんが、それぞれの段階で危機的状態にあるという認識はできるといふふうに考へます。

○近藤忠孝君 概念を明確にしておかなきゃいけないんで、この財政危機について私の方でちよつと申してみたいと思ふんです。まず、歳入が歳出に對して慢性的に不足状況になるといふこと。それから財政上の赤字が一般会計の決算において発生して、歳入を補てんするための国債を大量に発行せざるを得ない。それから三番目には、これらの償還や金利負担のために再び歳出が膨張して赤字が拡大再生産される状況。私はいわゆる財政危機の概念としては大体この三つの要件があると思ふんですが、この点についての認識はどうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) それ一つ一つが財政といふものを危機的状態であると言ふ要因の一つにはなり得るであらう。三つそろつたものが危機的状況といふことでは必ずしもないではないかと思ひます。○近藤忠孝君 竹下さんは余り危機感ということをお好きでないような感じがするんですが、鈴木さんの非常事態宣言の少し前、昭和五十五

年二月五日の衆議院予算委員会が我が党の工藤議員の質問に対して、大体昭和五十九年から六十年にかけて第二の財政危機が来るのではないかと、いうことに対する大臣の答弁を見ても、一「財政危機」という言葉を使う使わないは別といたしまして、私も、一つの期を画する財政再建のまた一つの年代に入っていくというふうに理解をいたしております」というような答弁をされている。御記憶があると思うんですが、なかなか危機という言葉を使いたがらない竹下さんの強さがここに出ておるんです。

問題は、そのすぐ後に鈴木さんの財政非常事態宣言が出て、これはさっきの竹下さんの発言でも、やっぱり財政危機と認めざるを得ないと思うんですが、竹下さんが昭和五十五年の大蔵大臣なすっているころ、鈴木さんが非常事態宣言をせざるを得ないようなそういうことは予想しておったんでしょうか。

○国務大臣(竹下登喜) 財政が大変な危機状況にあるという認識は私も五十五年ございました。が、今二月とおっしゃいますので、あのとき私どもがいささか、ほつとしたという表現が適切かどうかというのは、五十四年度に発行を予定しておった国債を発行しなくて済む状態にあった。そうして、あのときは、五十五年の二月には一回公定歩合を上げさして、三月にもう一遍上げさして、言うなれば公共事業等を後ろ倒しにしなければやや物価等に赤信号と、こういう状態がございましたので、過熱を抑えるという状況があのころの数カ月続いたわけですね。そういう状態がございましただけに、その後の危機状況の指摘とは若干この環境は違っておったではないかというふうに記憶を呼び戻しております。

○近藤忠孝君 今おっしゃるとおり、その後事態が進んで、増発せずに済むと思つた国債を増発せざるを得ない。それから、さらに国債整理基金も繰り入れ停止をせざるを得ないというんで、さすがに非常事態宣言をせざるを得なくなつたんだと

思うんです。私は、この財政危機の極限状況が、さつき大臣言葉にされて、これがこれから私が主に聞こうと思つている国家破産状況だと思つたんですね、その財政危機の極限状況が。

そこで、その問題に入っていく前に、大臣にこれも御認識をお伺いしたいんですが、歴史上、国家破産と言われる状況は各国に存在したとお考えかどうか。存在したとすれば、これは有史の先のことまでいくことないんで、近代国家以降でいいんですが、どんな状況のもとにこういう国家破産と言われる状況が発生したと御認識でしょうか。

○国務大臣(竹下登喜) この国家破産という言葉がどういう状態を示すか、これはなかなか難しい問題でありますし、学問として定説というものが私は必ずしもあるとは言えないと思ひますが、例えば財政学の学者の本で見ますと、国債の元金の支払に不能、すなわち国債を破棄するとか、一定期間または無期限の元金の支払いの停止が行われる状態という問題、それから同じその文獻の中で見ると、二十世紀において国債破産宣言をしたのはソビエト、ロシアであると、そういうこと。

それから兌換紙幣、今は兌換制はなくなつておりますが、兌換制というものを各国が維持しておつたときに、それが日不換紙幣になつていくというふうなことからして、紙幣が不換紙幣になりなるとも申しましようか、そういうことが学者さんの書物の中で例示としては挙げられておるといふことじやなかろうかと思ひます。

○近藤忠孝君 古くいけば、さらにフランス革命直後の状況もそうだと思うんです。むしろ議論を現在につなげるために、例えば第一次世界大戦後のドイツの状況、各国から相当多額の賠償を課せられて、同時に多額の国債を発行しておつた大変な状況だったんです。賠償の方は全部は払わずに済ましちやつたんですが、国債の方は、これは要するに超インフレで、またたく間に解決しちやつたわけですね。それから我が国の敗戦直後の状

況、これもまさに超インフレで、いわば債務を實質的には支払わずに済んじやつたと同じような状況ですが、私はああいう状況をまさに国家破産と言ふんじやないかと思ひますが、御認識どうでしょうか。

○国務大臣(竹下登喜) 一つの考え方ではなからうかと思ひます。先ほど言いましたように、いわば日本の場合にはモロトリアム、それから新円の発行とかいう経過をたどつておりますが、それよりもいささか、今おっしゃいましたような第一次大戦後のドイツとかポーランドとかオーストリアというのはいささか違います。いきなり兌換紙幣が不換紙幣になつてという状態でございますから、それは若干の相違もございまして、まあ国債価格を暴落させて無価値に等しいものにしたという状態を指して、学者の中には国家破産の状態と例示される方もいらつしやる。

○近藤忠孝君 学者の意見ということで答弁されましたけれども、恐らく同じ認識をお持ちだからだと思ふんです。

そこで、私は現在の日本がそういう状況であるとはもちろん思ひません、今すぐそこへ行くとはもちろん思ひません。ただ、先ほど大臣も国家破産状況の現象として幾つか述べられたんですが、私は、そこへまさに第一歩を踏み込むのが今回の赤字国債の借りかえを認める措置じやないかと思ふんです。で、さつき言われたように、元金の切り捨てとかあるいは利子払いの延期、あるいは低利強制借りかえなどなどはまさにいわゆる国家破産の現象だと思ふんですが、その前に、国債償還期限の延期というのは私はその一現象ではないかと思ふ、今回の措置はまさにそのことに一歩踏み込むことにならないうかという点ではどうでしょうか。

○国務大臣(竹下登喜) これは基本的には、いわゆる国家破産とか破綻とかいう状態の中の国民生活、国民経済というものの両者の中においてそういう言葉が成り立つんではないか。だから今の場合は、幸ひ国民の英知と勤勉によって世界の中では

ずば抜けて消費者物価が上らない国になつておりますし、マイナス成長の数ある国の中で安定成長路線をたどつておるんで、国家予算というものと国民全体の実態との両者の中で国家破産というものには成り立つものであつて、それを総合的に見た場合、これは国家破産という状態とは合致するに離れてはならないかというふうに考えます。

○近藤忠孝君 今大臣言われた国民の勤勉とか、特に第一次、第二次石油ショックの際に、大量の国債を発行してまさにあの危機を切り抜けた。しかし、私ずっと数字を見てみますと、その後の資金指数の伸びはせいぜい一三、四ぐらいなもので、もうちょっとといつていますからね。それに対して主要企業、要するにいわゆる大企業ですね、その株主に配当する純利益は約二倍ぐらいい、内部留保は三倍ぐらいいつておるんですね。そのときに借りたものが結局はそこへ行つておるから、だから現象的に見ればこれは世界の中で最もよく見えるんですが、内情は国民の中にさらに、これは後から触れますけれども、所得格差がだんだん出ておるし、国の財政は大変ということ、決して大臣が言うように樂觀できるものじやないと思ふんです。

ここで指摘したい点は、今回借りかえを認める、それに対して先ほど来の議論で、何も借りかえは全然返さぬということじやなくて、国債を持つている人にはお返しをしてまた借りるんです、だからそれはいいんだと、こうおっしゃるんですけれども、しかし十年というところで借りたお金は国民との関係では結局返さないうわけですよ。建設国債は六十年だから、そういう約束だからそれはまあいいんですよ。ところが、この赤字国債については、対国民——個々の国債保有者の面では別ですが、対国民という面から見れば、十年で返すと言つたものを結局返さなかつた。というところは、先ほど私が国家破産の一つの現象、まさに初期的な現象だと思ふんですけれども、国債償還期限の延期ということと同時に、元金の切り捨てにさえつながつていくという面を持つておるん

じゃないか。この辺についてはどうお考えになりますか。

○国務大臣(竹下登君) これは五十九年度予算編成に関する建議、これは財政審でございしますが、その中の言葉でも、「今や破綻寸前にあるといつても過言ではない。」というような指摘は表現としてもあるわけではございません。それは個々によるこの定義は別として、表現としてそのような表現の建議をいただいておりますことはまさに異例に厳しい状況下にあるということには違いない。

で、今の問題は対国民と保有者。保有者というのは個人であるか法人であるかということになりますと、それは同一に論じてもいいんじゃないか。個人だけに限定すれば、近藤さんの議論はそれなりに成り立つかもしれないが、個人、法人すべてを見た場合、私は、償還期の来たものに対しては現金でお支払いするという原則は買かれるわけでございますから、一緒のことではないかと思ひます。

○近藤忠孝君 個人と法人を区別する理由はちよつと私はのめ込みないですけれどもね、それはどういふことですか。

○国務大臣(竹下登君) 近藤さん自身が仮にお持ちになつておる、これはまさに個人が所有しておりますね。それを機関投資家でございますとかあるいは金融機関でございますとか、そういう法人そのものが所有しておるということも、所有形態としては同じことじゃないかという意味で申し上げたわけでは。

○近藤忠孝君 さらに中身に入つていくんですが、私が申し上げた、今までのいわゆる財政危機より一歩踏み込んだ事態だということ、は、実質的な面からも言えると思うんですね。これは先ほど来示されいる試算の点で、毎年毎年要調整額が、もうすぐ十兆です。それから金利だけでも間もなく十兆、それから昭和七十二年には十三兆に達していくという状況ですね。そして、結局この試算によりますと、借りがえを認めた場合にはピークがないでしょう。借りがえを禁止した場

合にはピークが出てくるんですね、国債発行残高の。ところが、借りがえを認めた試算によればピークが出てこないんですよ。となりますと、要するに今後とも国債発行残高が減っていく見込みはない。要するに山がないということですよ。どこまでも上がっていくんですね。現に今までは違う、借りがえを認める。

ところが、単に定率繰り入れとは次元が違ふんですね。定率繰り入れの場合は、要するに返していくやつをためるという返済計画をやっておるのだけれども、今度はこれはさき言つたとおり国民と政府という規模で見れば返さないのだから。となりますと、私は本当に国を憂えるから言うんですけれども、大きく見た場合には発行残高のピークが出てこない。同時に、この借りがえを認めるということ、先ほど申し上げた、それこそずるずると、何とかもとへ戻ろうと思つても、がんに侵されり戻れないと同じように、まさに今そこに入ろうとしているのじゃないか。他の委員からは、返済の状況は何も言っていないじゃないかと、歯どめがないじゃないかというこの指摘がありましてけれども、私は別の面から見れば、今まさに日本の大蔵省が病気で言えませんが、一歩踏み込む、ここで借りがえしなきゃ何とかが防ぎ得るのだけれども、そこへ入らんとおる。

あちら側と並んでおる方はそれを認めようとしており、こちら側はだめだ、こう言つておる状況だと思ふんですが、その辺についての深刻な認識がどうかどうか。これは先ほどのマンネリの問題と私は同じだと思ふんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(平澤貞昭君) 数字のお話ですので、私の方からまず答弁させていただきます。

今委員がおっしゃいますのは、建設国債と特例公債を合わせた数字で言つておられるわけでございますが、特例公債だけをとりまますと、あくまで例の仮定計算例で借りがえをするというときでございますけれども、ピークが六十四年度の六十七兆五千億円でございまして、それ以降は特例

公債はずつと減っていくことになるわけでございます。これは当然そうなるわけでありまして、新規債が六十五年でゼロになるわけでございますから、後は償還していくだけということですので、減っていくということになります。したがうまして、建設国債のあの計算でございますと、毎年同額ふえていくという計算をしておりますので、その分が乗つたつていく。しかし将来、その乗つたつていくものと赤字国債が減つていくものとがまた交差しますと、減つていく可能性もあるわけでございます。まして、その辺の数字は今後どうなるかは具体的にびつたしとはお答えできないわけでございます。

○近藤忠孝君 もう時間が来てしまつたので終わりますけれども、それはもうよくわかつておることなんで、ただ問題は、今度借りがえを認めることによつて建設も特例も差がなくなつてくるんですね。同じ国債なんですよ。そうなれば、問題は発行残高ということで見なきゃいかぬし、残高がどんどんふえていつて、減るのがとても見えないというところ、この借りがえが始まるという点、本当にこれは大変な事態で、まさに私の言う破産の危機に、がんに入つていく。まさに踏みとどまるべきだと思ふんですが、最後に大臣の見解をお聞きして終わります。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる国債政策を論ずるときに発行額、いわゆる国債費、それで議論しないで残高で議論すべきだという議論はございませぬ。今近藤さんの議論は残高から入る議論であつて、それはそれなりに議論としては私は成り立ち得る議論だ。しかし、今言つておるものは、第一義的には、特例債の新発債を出さない努力目標を定めて、それに努力して、第二段階として、今度は全体の残高ができるだけ早い機会に減つていく、対GNP比ならGNP比、そういうことだけは一応方針として明らかにしていく。だから、これに対して、泥水すすり、草をかみながら一生懸命でやつていくというのが我々の考え方でございまして、それに対して、その立場の

相違から鞭撻は受けておるわけですから、きょうの現象に対して反対、賛成ということについては、私どもは、それはそれなりに謙虚に受けとめていくべき課題ではないかという認識であります。

○近藤忠孝君 終わります。

○栗林卓司君 引き続き借りがえ禁止問題でお尋ねをしますけれども、特例債の借りがえ禁止というのはこれまで大蔵省の確固たる公約でございまして、それをここで踏み倒すわけですから大変な悪いお立場だと思ひますけれども、ちよつと見方を変えてお尋ねをしたいんです。特例債か四条債かという話は新規債の発行について確かに議論になる問題だと思ふんです。ところが、借換債になりますとちよつと性質が違ふ、根拠法規は国債整理基金特別会計法の第五条です。から。ということだけではなくて、片一方は償還に要する資金調達の問題でしよう。もう一つは、歳出財源をどうやって確保するかという意味での特例債、四条公債。したがつて、本当は特例債、四条公債の議論と借換債というのはスチージが違ふんです。借換債になりますと、それは片方では国民が持つておる資産でもあるわけですから、そういう議論も当然出てくる。したがつて、素直に分けて見てみると、従来、特例債の借りがえ禁止と言つてきたけれども、事柄の性質が違ふのであつて、むしろ借りがえ禁止と言つた方がおかしかつたんですと言ふ方が、理解すると素直なんではありませぬか。

○国務大臣(竹下登君) その考え方は私は成り立ち得る考え方だと思ひます。

五十年に、したがつて最初のときは、借りがえ禁止規定といひますか、なかつたわけでございます。特例債といふものは可及的速やかになくすべきものであるだけに、これは借りがえのついた特例債とか借りがえのつかない特例債とか、そもそもうそういう議論は別の次元の問題だ。ただあのとき、五十年の議論をいたしましたときに、さて、その歯どめはということから、翌年、それぞれ

意見を参考にしながら財政審へもかけて、そして財政審の意見も、ちよつと今定かに記憶しておりませんが、それは当たり前だという意見ではない、そういうことがあり得るだろう、こういう意見に基づいて、五十一年から借りかえ禁止規定というものをつけたという意味においては今の議論も成り立ち得る議論だと思っております、論理的にです。

○栗林卓司君 それで、これは借りかえ禁止を決めてもとても無理ですよ、実は質疑のたびに申し上げておつたんですが、なおかつおつしやつたのは、これは財政当局としての節度でありますという事で繰返し御答弁がございました。節度だとおつしやるんですが、いよいよ償還期限が来たら、やつぱりだめだったということになりますと、一体この節度というのはどういう具体的な効果を上げたんだらうか。上げないんだつたら何を言つたつてむだなんですよ。要するに借りかえ禁止を守るんです、これは財政当局としての節度でありますという事を言い続けてきて、いよいよ償還が目の前に迫つたら、とてもできない。こつちは、無理だからやめなさいと言つてきたことですから、言わぬこつちやないじゃないかと言つただけなんだけれども、それまでの間、とにかく節度なんですよと言ひ続けてきたことは、何か具体的な効果を生んだんでしょうか。この点いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) ちよつとつけ加えさせていただきますと、「以上の点から考えると、これを法定する必然性はないが、立法政策の問題として財政の節度を示すという観点からこれを法定するのあれば、あえてその意義を否定すべきものでもない」と、こういう報告をいただいたわけでございます。ちよつと正確に覚えてなかつたもので、今事務局から提示されたわけでありまして、さて、では、その節度というものをどこで示そうとしたかということになりますと、年々の発行限度額をいかに落としていくかということが努力目標であつたのではないかと。それは事ほどきょうに、法定してまでお許しをいただいたという性格

の違いというものが、その後の発行することに對しての一つの、何と申しますか、それを極力しない姿勢で対応していこうという意味における影響があつたのではないかと。しかし、それはいつまであつたかと、ちよつと申しますと、私は、最後がそれでも五十五年度だつたかな、こういう感じがいたします。

○栗林卓司君 聞き方を変えて言いますと、借りかえ禁止というのは、五十九年度赤字公債依存体質からの脱却という目標と運動していた議論だと思ふんです。なぜ五十九年度かという点、六十年に入つたら償還が始まる、それまでに赤字公債をゼロにする。その努力を持続しながら、でき得れば、一般会計からの繰り入れも頭に置いて現金償還に踏み切つていきたいというのが、そもそも最初のシナリオだつたと思うんです。これがなぜできなかったかという点、一番大きいのは第二次の石油ショックでありました。これはやむを得ざることで、五十九年からは六十五年にスライドをして、六十五年度を努力目標としながら赤字公債を發行ゼロにしたいというふうにおつしやつてゐるわけですね。そうすると、第一段階とすると、六十五年まで赤字公債發行をゼロにする、その努力を継続しながら六十五年以降一般会計からの繰り入れを含めた償還を考へていくこととなりますと、シナリオは同じなんです。ところが今度は、五十九年度発行の特例償も外しちゃうわけですね。そうすると、十年とすると支払いは六十九年でしよう。そこにはけき以前の議論のころがらがあると思うんですよ。これまでのことはわかりました。悪いのはどつちかという点、それは石油情勢ともしらぬ、不可抗力の面も多かった、したがつて、五十九年度はやむを得ないけれども、六十五年度を立てるんだつたら、少なくとも六十五年以降は借りかえ禁止の精神を生かすべきではないのか。それともだめなんだという点になると、百八十度の方向転換なんだらうか、そもそも六十五年赤字公債脱出という目標そのものがいよいよ自信

がなくなつてきたということを暗に言つてゐるんだらうかと、そう我々は受け取らざるを得ないんです。この辺についてはどう理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(平澤貞昭君) この問題につきましても、今回法案を提出いたします前にいろいろ議論をしたわけでございます。そこで、本国会に提出いたしました仮定計算例をごらんいただきますと、数字が出てゐるわけでございますが、一般歳出をどう伸ばすかということによつて六十五年度の要調整額の数字が違つてまいりますけれども、いずれにしても、極めて巨額の要調整額が六十五年度においてもなお見込まれるわけでございます。したがつて、それ以降の財政の状況を現段階である程度見通した場合に、依然として非常に厳しい状況が続くということが予想されましたので、今回の法案におきましても、今委員御指摘の面につきましても禁止規定を外してお出ししたということでございまして、ほかに法案の整合性の問題とかいろいろ御議論があつた点もございしますが、主たる理由はそこにあるわけでございます。

○栗林卓司君 結局、今のお答えがすべてを尽くしてゐるわけであつて、中期見通しですと六十五年度は特例償はゼロになつてゐるんです。その下に要調整額があるわけ。いいですか。要調整額がこんなにあるんだから大変だということの特例償ゼロにならぬということですよ。ですから六十五年度もだめなんですよと聞いているんです。特例償は計画ですつと減らして、一兆八百億。六十五年度ゼロ。要調整額はその下に書いてあるんですよ。これがとても大きくて、大きければ一体どうするんですか。特例償を發行せざるを得ないじゃないですか。ほかに要件に変化がなければ、というのが大蔵の本音なんですよ。ねと私はお尋ねをしたんです。ですから、要調整額がこんなにあるんだからとてもじゃないということ、これは、実はお答えになつてなくて、私が言つたとおり、六十五年度ではとても特例償ゼロは無理であ

りますということをおつしやつたに等しいと私は思ふんです。

○政府委員(平澤貞昭君) 例の仮定計算例をごらんいただきまして、要調整額が、計算の方法によつていろいろございしますけれども、巨額になるケースも入つてゐるわけでございます。しかし、歳出面におきまして、仮定計算例でございしますけれども、一般歳出をゼロということでは現在の歳入面での制度はそのまゝにしてやつていきますと収支均衡するという事例もあるわけでございます。そういう意味で先ほど申し上げたのでございまして、それ以外に、六十五年度を過ぎましても特例公債についての償還額、これは極めて多額に上るわけでございます。したがつて、その償還額、要調整額以外にあるわけでございますから、その償還額を現金で仮にお返しするということになれば、さらに大幅な歳出カットからさらに大幅な負担増をお願いしない限り調整されないということも予想されましたので、今回の法案をこのよう形で提出して御審議を願つてゐるということでございします。

○栗林卓司君 私が申し上げてゐるのは、従来から一貫してきた大蔵省の主張というのは、まずもつて赤字公債をゼロにするんです、そのあたり努力を継続しながら借りかえ禁止をしなくて済むような格好でやつてまいりますということをおつしやつてきたわけですね。六十五年度を努力目標年次とすると、そこでも同じ理屈が言えるはずなんだけれども、仮定計算例で実態を見るとなかなかそうはいきそうもない。そうおつしやるんだつたら、六十五年度赤字公債發行ゼロにしたつて当てにならないだろう。

なぜこんなことが議論になるかといいますと、財政の節度というのは一体何なんだろうかと。私は法律を守ることだと思ひます。そこで、財政の一番基本法というのは財政法ですよ。財政法四条では特例償は發行できないことになつてゐる。ところが、法律的にできないのではなくて、公債發行して給料で使つちまおうというのは、だれが見

たつて不健全そのものですから、何としてもこれは出してはいかぬという認識が最初あったと思うんです、大蔵省に。そうはいないながら、なかなか思うに任せない財政運営をしてまいりますと、貧すれば鈍するではないけれども、特例債というのは出してはいけないんだということがだんだん薄れてきた。薄れてきておいて今度借りかえ禁止を外す。そうすると一体どこまでいってしまふんだらうか。今問われているのは私は財政の節度だと思ふんですよ。

仮にですよ、一兆八百億円赤字公債の発行減らしてまいりますと、六十五年度ゼロになった。その努力を継続しながら、これを繰り入れて、一般会計の方からそれで特例債の残高を極力減らしてまいりますと、こうやったらとして、六十五年度の特例債残高は何年たつたらゼロになりますか。

○政府委員(平澤員昭君) これはあくまで仮定の計算でございませうけれども、先ほども御説明いたしましたのが、特例公債を六十五年度に新規償の発行をゼロとしたした場合に、六十五年度の前の六十四年度において六十七兆五千億円というピークになります。それ以降すべて既往の特例公債の残高が残るわけですが、これにつきましましては、今回提出いたしました法案にございましては、財政の状況の許す限りできるだけその残高を減らす方向で努力するというのを申し上げておきますので、その方向で努力していくということでございます。したがって、努力の程度が進めば残高はそれだけ早く減ることになるわけでございます。ただ、仮定計算例等を使つております例の六十年償還の仮に計算方式でいけばずっとなだらかに減つていきまして、六十年先にゼロになるという計算になります。しかし先ほども申し上げましたように、それよりも早目に財政状況をできるだけ早く回復して特例債の残高を減らす方向で努力すべきだと考えますし、努力することになります。それよりも前の方に近づいていくという可能性も多くあると期待しているわけでございます。

○栗林卓司君 その可能性絶無とは言いませんよ。言わないけれども、今の状態で考えて、ごく単純に考えますと、一兆八百億円毎年特例債減らしてまいりますと、六十五年度以降も一兆八百億円一般会計から繰り入れてでも償還を早めましてやつたにしても、六十七兆ですから六十七年かかると。建設国債六十年ですよ。実際、今の話は一兆八百億円だけで物を言っていますから、このほかに定率分があるんですから、若干それは早まりますけれども、よほどこれは並み並みならんことだ。

そこで、では借りかえ禁止を解いた場合に、財政の節度をどう示したらいいんだらうか。解くことを御提案になるときは定率繰り入れはやめてはだめなんですよ。せめてこれはやりませう、だから禁止は解いてください。私それがせめてもの節度だと思ふんですよ。今度は、借りかえ禁止は解きます、定率繰り入れもだめであります。六十年度予算どうやって組むんだかさっぱりまだわかりません。これは大臣がと私言いません。大蔵省と言いませんよ。言わないけど、財政に対する無責任。もともと財政法というのは触れてはいけない財政の憲法でしよう。それを臨時特例と言つて特例法をつつたあたりから肝心の財政の節度が失われてこなかったか。特例法を出す。今度は、あのがちがちの公約であつた借りかえ禁止を解く。本当はこれは目に見える格好で責任をとる人がいなくなつたらやつてはいけません、こんなことは。このまゝいつたら節度がいいよだめになる。その意味でいよいよ特例公債を抱いた財政になつていきますので、しやうがないなということになるかもしれないけれども、そうであつてはいかないんだということを改めてかみしめてもらいたい。特例債というのは出してはいけないんですよ。特例債の発行残高をゼロにするかどうかは別な議論ですよ。新規償については一日も早くゼロにする。まずここに全力を入れながら、あとは特例債、四条償ひつくるめた国債残高をGNPとの関係でどのぐらいに管理をするかということをや

た考えていけばいい。そこで、基本的なことはやつぱり国債整理基金の定率繰り入れですよ。そこまで手をつけてやらないとなつたら、もうどこまで崩れるかわからない。深い危機の念だけ表明しておきます。

○国務大臣(竹下登君) その危機としては私も理解できます。私は、定率繰り入れの問題ももちろんこれは一つの大きな節度であります。したがつて財政審へも率直にこれを諮りました。減債制度というものはこれは原則は堅持すべきである。しかし、そのときどきの財政事情によつて今やむを得ざる措置として許容されておる、その許容されたものをこ五十七年の補正予算以後三年にわたつてお願いしておる、こういう状態であります。その事実認識は私も持つております。

だから、節度の第一義的なものは、もちろんこれは財政憲法からして発行すべからざりしものを発行する。ですから、一番議論のありましたのが、四十一年の補正予算のときからその議論で、そのときはオリビック後の戦後最大の不況ですから、言つてみれば建設国債でいくべきだと。しかし建設国債と銘打つた途端にそれなりのまたイージーズが出てくるからそうでないものでいくべきだと、こういう議論で始めたわけですね。しかし、その議論はいろいろその後国会等の議論を通じてながら、建設国債ということずつと続いて、そうして特例債ということになつて、そこでもう一つ財源が行われたことは事実です。そういう意味においては悪化の一途をたどつてきた。しかし、それでも最初おつしやいましたように五十九という脱却は——五十九年から五十九年脱却を言つたわけではございませぬ。もう少し早うございまして。が、五十九というもので追ひ詰められながらも耐えしのんだのは、六十は、言つてみれば、大量償還期になるんで少なくともその前年までは、こういうのも一つの考え方であつたと思ひます。それをギブアップした。

そうすると、まずは第一段階では新発債を消す努力をして、第二段階では、前にもおつしやつた

ように対GNP比どれくらいがいいかは別として、残高を減す努力。しかし、その中でおつしやいましたように減債制度そのものはがっちりやつておれという意見は、これは節度の問題からくればいただけの意見である。しかしそのこと自身を金額だけで考えてみたら、そこへほうり込む金がまた赤字国債の増発によつてほうり込まれるというところ、かれこれ勘案して、財政上やむを得ざる事情が三年続いております。こういうふうに御理解を——御理解といひますか、現実認識といひますか、で答えするしか私もお答えの仕方はないという感じでおりますので、ことごとくその御意見を否定しようなどという考えはありませぬ。

○青木茂君 大変えらい法律案を出していただいたという思いが強いのですけれども、これは我々から言わせると一種のハムレット法案なんですよ。財政が首が回らないのは大変よくわかるわけですよ。だから首が回らないのに何とかしなければいけないということばかりです。わかるけれども、この法律をそれじゃ簡単に賛成してしまえば首が回り過ぎて後ろ向いちゃいますよ、これは。首だけ後ろ向いてしまふ。財政はひっくり返つてしまひますよ。これは国家のまさに破滅につながる。だから、私どもとしては、この法律案を突きつけられて、やむを得ず賛成すべきなのか、断固反対すべきなのか、まさにハムレットなんです。ですから、これは委員の先生方も本音はみんなそうだと思いますよ。だから、そういう立場で財政当局は我々を非常にいらいらさしているんだから、そのいらいらを少しでも解消できるように一工夫も二工夫もしていただきたい。これがまず基本的なお願ひなんです。

だから、その立場から御質問を大臣に申し上げたいんですけれども、どういう形をとらうとも、どういう表現であらうとも、日本の国債発行史というのは、何というんですかね、ただし書きの本則化というのか、財政節度放棄の歴史というのか、そういうものだと思います。それじゃ国民が

財政あるいは政治全体に対して不信感を燃やすだけなんです。これは何とかで食いとめなきゃならない。

そのために僕が大臣にぜひお願いしたいことは、努力規定というやつが入っていますが、これは努力規定ではないが、精神論で、精神論で、だからこの努力規定を何か具体的に表現できないか、その一工夫も二工夫もないだろうか、財政当局として、単なる精神論ではないに。精神論を何か具体的な形で表現できないのかということ。をまずお伺いしたいんです。

○国務大臣(竹下登君) これは努力規定、訓示規定、それは法律そのものではなかなか書きにくいのでございましょうが、それを裏打ちする計画とかいうものがあれば、それは一つの節度だと言っているだけかもしれないが、しかし、そのいわゆる計画というところになれば、仮に、この努力目標というものがございまして、そこで脱却をして将来の問題にわたる返済計画、そのなればその歳入、財源に対する計画というものもお示しすれば、一つの認識していただける要素になるのかなという感じは私もございまして、それが今日国会の議論等を通じて国民のコンセンサスがどこにあるかということを見定めながら、それを今後この課題として議論していこうという今、段階であるという理解をしていただくしか、率直なところこの方法はないと言わざるを得ません。

○青木茂君 国民のコンセンサスということになれば、借りがえという一条の法律の条文でもって過去十年をひっくり返してしまおうということに対しては、国民は非常な不安感、不快感を持つだろうと思うのです。ですから、私はそれも首が回らない財政状況のもとにおいては、あるいはやむを得ないかもしれないから、どこかで節度のなもの、この努力規定のどこかで具体的なもの、これを出せないか。例えば五十年度の既償債につきまして、もう百億でも二百億でも三百億でもいいですよ、これだけ返しました、こういうふうに返す努力をいたしました、残りは何とか借

りかえを認めてくれというものを毎年国会に御提出になる。これも私は努力規定の一つの具体論化だと思います。ここで通ってしまえばもうあと知らぬではないに、特例債についてこれだけ返す努力をしたのだ、どうしても返せないから残りは借りがえを認めてくれ、これも一つの方法だと思います。あるいは今出ましたように、定率繰り入れは断固堅持しますということとでこの御言明をいただくというの、私は一つの努力規定の具体論化というふうに考えます。

これはあくまで例でございまして。例でございすけれども、そういうような単なる精神的努力規定ではないに、具体論的努力規定というものを何か出していただけないかということ。いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 今の意見は別の角度から、仮に六十年からは言ってみれば借りがえ規定を外しますと、国債残高という残高の中にインクルードされた既償債は全部ある意味において同じ性格になってしまふ。それで、一体幾らが赤字公債で幾らが建設国債かということ、国民に明らかにするために、何らかの方法を考へるべきだということとまでは我々も思想統一があるわけ。そこで、努力規定をその都度実行に移して態度を示すと申しますか、実態で示すということになれば、今おっしゃいましたように、これだけのものが来ると、そのうち赤と白に分けるわけがございすからなかなか難しい問題でございますが、いわばこれだけのものは借りがえなしに済んだ実績になるというふうな工夫、これはしていただければならない。少なくともその色分けぐらいはこういう形でやるかしないかやらないかというところは、今考えておる一つではあります。

○青木茂君 考えておる一つ、やや前向きだと思えますけれども、ここで、どうなんでしょうね、その努力というものをこのままにほっておいたならば、努力をすると言ったけれども、努力しなかつたらそのままずっと来てしまふわけなんです。だから私は、これだけの努力をしていただ

たということを毎年毎年国会に御報告いただいたらどうか。法律の規定の中に盛り込むことが難しければ、国会へレポートしていただいたらどうかというのをむしろお願いを申し上げている。いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) それは、議論を詰めてみますと、御審議いただく予算書そのものがいわばレポートというものと同質な意義を持つことになるではないか、そういう議論にもなりますが、私は、おっしゃる意味を感覚的に吸収することにについては恐らく同質的な吸収をしておるんじゃないかと思うのでございまして、予算書そのものがいわゆるレポートだということもまたあり得るのかなと思っております。

○青木茂君 そういふ答えもありますよ。しかしね、いわゆる国債の原則をこまめに崩してきたんだから、どこかで節度をつけますということ、国民の前にはつきりわかるような努力をしていただかなきゃいかぬわけ。予算書というのは私ども見てもわからないんだから、もっと——いつか言いましたように、永田町ですらわからない。それで私は国民の皆さんはおわかりにならないだろうと思うんです。こまめに崩れてきた財政なんだから、これだけの努力を政府はしておりますという、具体的に国民にわかるような表現、わかるような言葉でもっての努力ということが必要なんじゃないか、もうこまめに崩れてきた以上は、それを申し上げておるんです。

○国務大臣(竹下登君) 私、肌ではわかるんです。が、しかし、具体的にさしてどうするかという、一番正確なレポートといえは予算案そのものなかな、しかしそれを国民がよりわかりやすいための具体的措置というものは、これは検討すべき課題であらうという今印象を持っております。

○青木茂君 誠実なお答えなのか功妙なお答えなのか、こころ辺がよくわからないんですけれども、とにかく財政は国の政治の基盤ですから、それに対して国民が信頼を失ったならば政治自体

が全く密室化してしまふ。くだいようですがもう一度念を押させていただきます。

精神的な努力規定を具体的な努力規定に、方法はもうお任せします、何らかの形で御示しになる御意思があるかどうかと、もう一度伺っておきます。

○国務大臣(竹下登君) いずれにしても特例債でございまして、六十五年まではまだ出していただくわけですね。それを一年、一年でお出しして、そのときの議論の中で明らかにしていくというの、一つの手でございまして。本当は正確な意味で言えば、予算書そのものがレポートになるという議論は一応はできる議論ですが、それは国民にすぐわからないじゃないかと云われれば私もそう思う。だから、議論の過程の中で工夫してみようじゃないですか、これは。

○青木茂君 議論の過程の中でこれから工夫していただくということ、きょうはとどめます。大臣もお疲れでお忙しいでしょうから、あとの質問は事務局に対して質問でございまして、私が最後ですから、お引き取りいただいて結構だと言ふ権利が私にあると思ひます。

○国務大臣(竹下登君) ありがとうございます。ちようどトルンEC委員長と私の会見の時間が二十分かなものですから。

○青木茂君 引き続きまして御質問を申し上げます。定率繰り入れの問題と絡みまして、大蔵当局から出していただきました「国債整理基金の資金繰り状況についての仮定計算」ですね、これのケースA、借換債を出す場合なんですかけれども、非常に数字がずらつと並んでいて解析しにくいんですけれども、簡単に考えて、こういうふうな理解してよろしうございまして。六十年度の要償還額ですね、これが大体十兆二千六百億あります。そうすると借換債を出す場合に、借換債の収入が八兆九千六百億あります。そうするとその差額は一兆三千億ですね。これを何とか返さなきゃならぬ。これを返す財源として五十九年度の余裕金が一兆七

千九百億ある。それから返さなきゃならない一兆三千億引いたらもう四千九百億円しか残らない。まあ底をつくわけですね。ただ、定率繰り入れ一兆八千七百億円を入れれば二兆三千六百億円、これに運用益千二百億円を入れると、私の計算では二兆四千八百億円になっちゃって、余裕金残高二兆四千七百億と百億違いますけれども、まあこれは何か計算上の私の方のミスでしょう。

こういうことでや余裕金ふえますね、これはわかるんだ、この計算は。しかし、五十七年、五十八、五十九ですか、定率繰り入れゼロにしちやうたわけですね。ところがこの表では、六十年定率繰り入れ一兆八千七百億、以下ずっとありますね。これは絶対できますか。できますというより、やつてもらわなきゃならないんだけれども、この表をここへお出しになった以上は、仮定計算であらうがなかるうが、これをやるという当局の決意がなければこの表は出せないだろうと思うんです。その辺のところ、いかがでしょうか。

○政府委員(平澤貞昭君) まず、委員が今お挙げになりました数字は、私もここでずっと伺いながらあれしましたところ、おおよそそういう数字になると思います。そこで、六十年に定率繰り入れをこの仮定計算例ではやる、それから引き続き定率繰り入れをやっていくということを出していただくわけでございます。これは五十七、五十八と定率繰り入れを停止いたしました。それから現在御審議願っております五十九年度の法案においても停止していることとお願ひ申し上げているわけでございますので、六十年以降は、したがって、この法律が通りました後は一・六繰り入れるということになっておりますので、こういう計算をしたわけでございます。しかし、具体的にそれでは今後どうかというところでございまして、我々としては、たびたび御答弁申し上げておりますように、国債の償還の制度の基本はできるだけこれを守っていきたいと考えております。かつまた財政審の報告においてもその基本は守るべきではないかという

ような報告もいただいております。したがって、そういうものを頭に置きながら六十年以降も対処していきたいと思っております。

○青木茂君 私が大変心配いたしますのは、とにかく四十年以来の国債の歴史の中で歯どめがどんどんどんどん崩れていくわけですね。この定率繰り入れが今残された最後の歯どめかもしれぬと思っておりますけれども、それも五十九年はまだわかっていなくても、五十七、五十八崩れ去ったわけですね。だから、こういう計算例を出していただいたけれども、定率繰り入れできるのかいなあと。また崩してもやむを得ないというのが当局の本音じゃないかという心配が非常に強い。強いからこういうような質問を申し上げておるわけなんです。だから、こういう表がここに出てきた以上、定率繰り入れ最後のとりで、最後のとりでだけは絶対に守るんだという決意の表明ですね、これがいただけたらどうか。来年の今ごろになつて、やつてみたけどまだできませんでしたというんじや、もう財政とは何なのかという不信感を私ももちますし、国民の皆さんも持たざるを得ないと思う。ですから、どうなんですかね、このこととは、果たして大丈夫なのかということとです。

○政府委員(平澤貞昭君) 定率繰り入れにつきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますように、その制度の仕組みにつきましては、基本的にこれを維持する方向でいくようにという財政審のお話もございまして、そういう方向でできるだけ頑張つてやつていきたいというふうに思っております。

○青木茂君 できるだけとか基本的という言葉を抜きにしてほしいわけですね。あるいは事務当局に申し上げる質問じゃないかもしれないけれども、できるだけとか基本的にという言葉をつけてしまえば、我々としてはなんだまたかと思わざるを得ないわけですね。過去の歴史が歴史だから。絶対という言葉を使つて表現をしていただけないか

どうかということとです。

○政府委員(平澤貞昭君) ナボレオンの辞書ではなわけでございますが、みだりに絶対という言葉は起るか将来わかりませんので、そういう意味では今の御要望にはこたえられないということとでございます。

○青木茂君 ナボレオンの辞書には不可能ということはないんだから、ひとつ不可能はないと、そうしたらこれは維持できますね。不可能はない、とにかく定率繰り入れをやめなくても財政再建できるんだ、それは不可能ではないと。これがナボレオンが言っていることなんだと。そのところをひっくり返さないようにしていただきたい。時間がございせんから次へ移ります。

この定率繰り入れがそのまま維持されるといたしまして、六十年の国債償還というものは一体どれぐらいいいになるんでしょうか。

○政府委員(平澤貞昭君) 仮定計算でございますけれども、そのAケース、特例公債の借りかえを行う場合の六十年の国債償還は十二兆一千四百億円ということになっております。

○青木茂君 そうすると、この中で定率繰り入れがあるわけだから引かなきゃいけませんわな。そうすると約十兆ですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 六十年の定率繰り入れは、このケースで計算いたしますと一兆八千七百億円となっております。したがって、先ほど申し上げました十二兆一千四百億円から一兆八千七百億円を引きますと、十兆二千七百億円ということになります。

○青木茂君 利払い中心で十兆を超えるということになりますと、六十年は社会保障総額を国債費が上回ってくる、そういう可能性はかなりあるわけですね。そうなりますと、所有者別構成比というのを見ても、約四割を「その他」というのが日本では八二年に保有している。この「そ

の他」というのは個人プラス企業ですね。そうなりますと、四割が個人、企業に流れる。国債というものは、例えば個人で考えてみますと、マル優の枠を使い切っちゃった人が国債を持つという状況が非常に多い。企業も非常に余裕のある、いわば大きな企業が国債を持つ条件が強いということになると、財政構造が強者にスライドする、余裕のある人に国債が流れていく、社会保障を上回っていくということになれば、私はそのバランスをとる意味で税収構造、税収の方を弱者にスライドさせなきゃいけないんじゃないか。財政支出が強い方へ流れるとするならば今度は税収の方を弱者に向けていかないと、財政の持つ所得再配分の機能が基本的に崩れるんじゃないかという危惧を持っておるわけなんです。そういう理論は成り立ちますかね。

○政府委員(平澤貞昭君) 今おっしゃいましたように、国債の利払いは、国債の所有者が高額の資産の所有主であるからそちらへいく。それから国債の利払いに支払われるお金は税金によって賄われているから、それは税法に従つて取られていく。したがって、比較的所得に応じて課税されているので、その間にギャップがあるから所得の配分に当たっている差が出てくるという理論は従来からあるわけでございます。しかし具体的に弱者にとつてマイナスか、あるいは所有者、高額所得者にとつて大きいプラスになるかどうかという点は、具体的に調べてみないと結果は出てこないわけでありまして、今そういう資料を私は現在持っております。

○青木茂君 時間もございせんから、この問題では私の感じだけ申し上げておきます。

そういう意味におきまして、これから税金を中・低所得者によりしわ寄せが強いような間接税的なものは、私はちよつと無理ではないか。それからこれから減税があるか知りませんが、けれども、税率の刻みを中堅所得者以下に厚くしなきゃならぬし、課税最低限を上げるといふ方向に持っていかなければならない。最高税率を下げる

というようなことは所得再配分の機能から見て少しおかしいんじゃないかというふうに思っております。

もう時間が来てしまいましたね。終わります。

○委員長(伊江朝雄君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

○委員長(伊江朝雄君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十一分散会

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、不況打開のための大幅減税に関する請願

(第一九四八号)(第一九四九号)

一、間接税の増税反対に関する請願(第一九七三号)

一、申告納税制度改悪反対に関する請願(第一九七六号)

一、大型間接税の導入反対に関する請願(第一九九一号)

一、不況打開のための大幅減税に関する請願(第二〇二五号)(第二〇四九号)

一、身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願(第二一三五号)

一、不況打開のための大幅減税に関する請願

(第二一九六号)

一、労働組合等への課税強化反対等に関する請願(第二二二〇号)(第二二二一号)(第二二二二号)

第一九四八号 昭和五十九年四月六日受理

不況打開のための大幅減税に関する請願

請願者 長野県中野市金井 松野登美子 外四十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。

第一九四九号 昭和五十九年四月六日受理

不況打開のための大幅減税に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町大窪二 日下 部静夫 外三千七百六十七名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。

第一九七三号 昭和五十九年四月六日受理

間接税の増税反対に関する請願

請願者 大阪府住之江区南港中三ノ四ノ一 一ノ一、四〇四 藤本美子 外千九百九十九名

紹介議員 峯山 昭範君

減税とはいっても、その代わりに庶民の家計にこたえる間接税の増税案が台頭している。ついでに、物価をつり上げ庶民の税負担率を重くする間接税の増税はしないようにされたい。

第一九七六号 昭和五十九年四月六日受理

申告納税制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府西成区旭一ノ四ノ一一 上 西敏一 外二十九名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一九九一号 昭和五十九年四月六日受理

大型間接税の導入反対に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関一ノ三ノ一 東京国家公務員労働組合共闘会議 内 鈴木和翁

紹介議員 内藤 功君

政府は、今国会で大型間接税導入のため、所得税法等の一部を改正する法律案を提出し、記帳の義務化や資料の保存義務、総収入金額報告制など申告納税制度の改悪を行った。また、これと連動して法人税法の一部を改正する法律案を提出し、収益事業を営む公益法人及び人格なき社団等にも大蔵省令の定めるところにより記帳や記録の保存を義務づけた。公益法人や人格なき社団等には、宗教法人、学校法人、労働組合、民主団体やPTA、町内会など各種不特定団体のほとんどが含まれており、昭和五十六年の通達改正による課税範囲の拡大に引き続く今回の記帳義務の創設は、調査権限の拡大及び課税権の濫用に結びつき、結社の自由、団結権や思想、信条の自由までも侵す重大な脅威を与え、憲法と著しく離れるものである。更に、国税通則法の一部改正は、納税者側の訴訟権を事実上抹殺するものであり法曹界からも厳しい批判が起こっている。これらのことは、実質的に申告納税制度を崩壊させ、労働組合の団結権を破壊し、税務行政の強化によつて大型間接税の創設につながるものであり、昭和五十四年の国会における財政再建に関する決議にも反するものである。ついでに、いかなる形態の大型間接税も導入しないようにされたい。

第二〇二五号 昭和五十九年四月七日受理

不況打開のための大幅減税に関する請願

請願者 長野市東鶴賀町四九ノ一 岡沢郁夫 外二十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。

第二〇四九号 昭和五十九年四月九日受理

不況打開のための大幅減税に関する請願

請願者 千葉県野田市花井二二四ノ一三

酒井薫 外四千十二名

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。

第二一三五号 昭和五十九年四月十日受理

身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅野目正吾

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第二一九六号 昭和五十九年四月十一日受理

不況打開のための大幅減税に関する請願(二通)

請願者 埼玉県三郷市新和四ノ一八七ノ五 本間半蔵 外千二百六十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。

第二二二〇号 昭和五十九年四月十一日受理

労働組合等への課税強化反対等に関する請願

請願者 大阪府吹田市江坂町一ノ二三ノ一 〇一大同生命ビル合化労連化学一般大同興産支部内 野木直允

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一四八八号と同じである。

第二二二二号 昭和五十九年四月十一日受理

労働組合等への課税強化反対等に関する請願

請願者 大阪府吹田市芳野町一八ノ二三化学一般労連関西地本昭和化工支部内 杉本昭典

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一四八八号と同じである。

第二二二三号 昭和五十九年四月十一日受理

労働組合等への課税強化反対等に関する請願

請願者 岡山県赤磐郡吉井町周匝一、〇八 五ノ四 松下一行 外三十六名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、不況打開のための大幅減税に関する請願  
(第二二六二号)

一、身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願(第二三〇七号)(第二三六十一号)(第二四七四号)(第二四五五号)(第二五三七号)

一、不況打開のための大幅減税に関する請願(第二五五四号)

一、身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願(第二六八五号)(第二六八六号)

第二二六二号 昭和五十九年四月十三日受理  
不況打開のための大幅減税に関する請願(五通)

請願者 福岡県春日市東弥永二一五 香川  
英子 外七千五百七十七名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。

第二三〇七号 昭和五十九年四月十四日受理

身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡笠崎町高見原一ノ三  
ノ一六 鈴木輝男

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第二三六十一号 昭和五十九年四月十六日受理

身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願

請願者 北海道美唄市東六条北三丁目 山  
上進之丞

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第二四七四号 昭和五十九年四月十七日受理

身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願

請願者 福島県双葉郡浪江町加倉目倉沢一  
八ノ六 平向伸雲

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第二四七五号 昭和五十九年四月十七日受理

身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白  
石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第二五三七号 昭和五十九年四月十七日受理

身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願

請願者 長野県須坂市屋部町二、〇一二  
竹前殿

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第二五五四号 昭和五十九年四月十七日受理

不況打開のための大幅減税に関する請願(三通)

請願者 千葉市真砂二ノ一五ノ一ノ七〇二  
早坂義郎 外二千十五名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。

第二六八五号 昭和五十九年四月十八日受理

身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願

請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地 原  
田泉

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第二六八六号 昭和五十九年四月十八日受理

身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願

請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手  
労災病院内 赤星光敏

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

五月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、不況打開のための大幅減税に関する請願  
(第二八三五号)(第二八三六号)

一、身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願(第三一〇一号)(第三一〇二号)(第三三二一号)(第三三三二号)

第二八三五号 昭和五十九年四月二十日受理

不況打開のための大幅減税に関する請願

請願者 大阪府枚方市都丘町一七ノ九ノ一  
一家協好生 外千八百三十八名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。

第二八三六号 昭和五十九年四月二十日受理

不況打開のための大幅減税に関する請願(三通)

請願者 福島県伊達郡国見町山崎南町田二  
二ノ七 瀬戸健二郎 外百六十名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。

第三一〇一号 昭和五十九年四月二十四日受理

身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出 福田清  
紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第三一〇二号 昭和五十九年四月二十四日受理

身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願

請願者 広島市南区宇品海岸二ノ一ノ三ノ  
二〇五 稲川裕二

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第三三二一号 昭和五十九年四月二十六日受理

身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願

請願者 宮崎市青葉町九〇 長渡利次  
紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第三三二二号 昭和五十九年四月二十六日受理

身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ  
二四 柳沼和江

紹介議員 福田 宏一君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置(第二条)

第三章 特例公債の償還のための起債の特例

条(第五条)

(第六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、我が国の財政の現状にかんがみ、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置並びに日本電信電話公社及び日本専売公社の国庫納付金の納付の特例措置を定めるとともに、同年度以前の各年度において発行した特例公債について、償還のための起償の特例を定めるものとする。

第二章 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十九年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、昭和六十年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、昭和五十九年度所屬の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第三条 昭和五十九年度において、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

(日本電信電話公社の臨時国庫納付金の納付)

第四条 日本電信電話公社は、昭和五十九事業年度において、前事業年度の経営上生じた利益のうち二千億円に相当する金額を昭和六十年三月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 日本電信電話公社は、昭和五十八事業年度の経営上生じた利益の処理については、日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第六十一条第一項の規定にかかわらず、当該利益の額から前項の規定により国庫に納付すべき金額を控除した残額を同条第一項の規定による積立金として整理するものとする。

(日本専売公社の臨時国庫納付金の納付)

第五条 日本専売公社は、昭和五十九事業年度において、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三条の十三第一項の規定による専売納付金及び同法附則第四項の規定により国庫に納付すべき金額を納付するほか、前事業年度の損益計算上生じた利益のうち三百億円で相当する金額を昭和六十年三月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 日本専売公社は、昭和五十八事業年度の損益計算上生じた利益の処理については、日本専売公社法第四十三条の十三の二第一項の規定にかかわらず、当該利益の額から前項の規定により国庫に納付すべき金額を控除した残額を同条第一項の規定による利益積立金として整理するものとする。

第三章 特例公債の償還のための起償の特例

(特例公債の償還のための起償の特例)

第六条 政府は、第二条第一項の規定及び次の各号に掲げる規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法第五条の規定による償還のための起償は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

一 昭和五十九年度の公債の発行の特例に関する

法律(昭和五十九年法律第八十九号)第一条

二 昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和五十一年法律第七十三号)第二条

三 昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和五十二年法律第五十号)第二条

四 昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律(昭和五十三年法律第四十三号)第二条

五 昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和五十四年法律第二十六号)第二条

六 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和五十五年法律第三十七号)第二条

七 財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第三十九号)第二条第一項

八 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和五十七年法律第四十一号)第二条

九 昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和五十八年法律第四十五号)第二条第一項

第五条を削る。

(昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律の一部改正)

第四条 昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項を削る。

(昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法律の一部改正)

第五条 昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

(昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律の一部改正)

第六条 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

(昭和五十六年度の公債の発行の特例に関する法律の一部改正)

第五条 昭和五十六年度の公債の発行の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

(昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律の一部改正)

第八条 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

(昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律の一部改正)

第九条 昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。